

規 則 集

2017(平成29)年度版



静岡大学人文社会科学部

目 次

I 静岡大学人文社会科学部学術憲章	1
学位授与方針	3
教育課程編成・実施の方針	6
II 規 則 集	9
1 国立大学法人静岡大学学則	11
別表Ⅰ 学生収容定員表	19
別表Ⅱ 正規の課程	20
2 静岡大学学部共通細則	21
3 静岡大学学位規程	23
別表	26
4 静岡大学学生懲戒規程	27
5 静岡大学人文社会科学部規則	29
別表第Ⅰ 学科別授業科目表	
(社会学科)	32
(言語文化学科)	37
(法学科・昼間コース)	45
(法学科・夜間主コース)	49
(経済学科・昼間コース)	51
(経済学科・夜間主コース)	55
(社会学科)(ABP留学生コース)	58
(言語文化学科)(ABP留学生コース)	63
(法学科)(ABP留学生コース)	71
(経済学科)(ABP留学生コース)	75
別表第Ⅱ 卒業所要単位数	79
別表第Ⅲ 教職に関する科目表	82
6 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則	89
7 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則における人文社会科学部内規	90
8 留学生科目に関する申合せ	90
9 夜間主コース学生の昼間コース開講の教養科目の履修及び修得単位に関する内規	91
10 夜間主コース学生の昼間コース開講の専門科目の履修及び修得単位に関する内規	92
11 副専攻プログラムの履修について	93
12 教員免許状取得に関する単位履修要領	100
教員免許状取得に関する「教科に関する科目」一覧	104

社会学科（中一種免・社会）	104
社会学科（高一種免・公民）	106
社会学科（高一種免・地理歴史）	107
言語文化学科（中一種免／高一種免・国語）	108
言語文化学科（中一種免／高一種免・英語）	109
言語文化学科（中一種免／高一種免・ドイツ語）	110
言語文化学科（中一種免／高一種免・中国語）	111
法学科・昼間コース（中一種免・社会）	112
法学科・昼間コース（高一種免・公民）	114
法学科・夜間主コース（中一種免・社会）	116
法学科・夜間主コース（高一種免・公民）	117
経済学科・昼間コース（中一種免・社会）	118
経済学科・昼間コース（高一種免・公民）	120
経済学科・夜間主コース（中一種免・社会）	122
経済学科・夜間主コース（高一種免・公民）	124
13 学芸員資格取得に関する単位履修要領	125
14 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程	126
15 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程	127
16 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程	129
17 人文社会科学部入学前既修得単位の認定基準に関する取り扱い要項	130
18 静岡大学人文社会科学部及び教育学部並びに静岡県立大学国際関係学部及び 経営情報学部間における単位互換に関する協議書についての覚書	131
19 追試験及び再試験に関する内規	131
20 試験等において不正行為をした学生の取扱いに関する内規	132
21 社会学科の諸内規	133
21-1 社会学科進級基準に関する内規	133
21-2 社会学科卒業論文に関する内規	133
22 言語文化学科の諸内規	135
22-1 言語文化学科履修コースに関する内規	135
22-2 言語文化学科卒業論文に関する内規	135
23 経済学科の諸内規	137
23-1 経済学科進級基準に関する内規	137
23-2 転学部、転学科による経済学科進級基準の特例	138
23-3 経済学科卒業論文に関する内規	138
24 「卒業見込証明書」発行に関する基準	140
25 転入学及び編入学に関する内規	140

26	転学科等に関する内規	141
27	転学部生の既修得単位の認定に関する内規	141
28	転学科生の既修得単位の認定に関する内規	142
29	3年次編入学生の教育課程に関する内規	142
30	前学期末における卒業（9月卒業）に関する内規	144
31	静岡大学研究生規程	144
32	人文社会科学部研究生に関する内規	145
33	静岡大学科目等履修生規程	146
34	人文社会科学部科目等履修生に関する内規	146
35	静岡大学特別聴講学生規程	147
36	静岡大学外国人学生規程	148
37	静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則	149
38	長期にわたる教育課程の履修に関する規程	153
39	人文社会科学部棟管理・使用等要項	154
	人文社会科学部庁舎管理・使用等要項細目	156
40	法政資料室利用規程	157
41	経済資料室利用規程	158
42	静岡大学大谷地区構内交通規制要項	158
III 人文社会科学部のあゆみ		163
IV 付 録		167
1	静岡地区建物配置図（静岡キャンパス）	169
2	人文社会科学部A、B、C棟平面図	170
3	共通教育A、B、L、P棟、人文社会科学部E棟平面図	172

I 静岡大学人文社会科学部学術憲章

——教育と研究の発展のために——

2004年4月1日

2012年4月1日 改正

2014年2月13日 改正

2016年11月10日 改正

前 文

静岡大学人文社会科学部は、旧制静岡高等学校の伝統を引き継いで戦後発足した文理学部の改組により、1965年に人文学部として設置され、2012年4月からさらなる発展を目指し、人文社会科学部に学部名称を変更した。この間、国立大学のなかでも最大規模の文科系総合学部まで発展し、日本および国際社会で活躍する数多くの有為な人材を世に送り出してきた。新生人文社会科学部が新たな一歩を踏み出すこの機にあたって、日本国憲法、教育基本法、世界人権宣言、高等教育に関するユネスコの宣言・勧告等の理念をふまえ、教育研究活動を通じて世界の平和、人類の福祉とその持続可能な発展に貢献するという使命を自覚し、ここに「静岡大学人文社会科学部学術憲章」を定める。

わたしたちは20世紀文明の巨大な発展を引き継いで、新世紀へと踏み込んだ。科学技術の発達にはわたしたちに大きな発展の可能性をもたらすとともに、同時に前例のない難問と数多くの課題を突きつけている。「グローバル経済」のもとでの富の集中と貧困化、いのちの存立基盤である地球生態系の危機、戦争とテロリズムに見られる暴力の無限連鎖、「豊かさ」のなかでの人間性の衰退等々、わたしたちの前には容易ならざる課題が山積している。科学技術が牽引する現代文明のこうした展開に、大学は「知の拠点」として貢献してきた。いまその「知」のあり方が根本から問い直されている。

科学技術が道具化するとき、そこに個別の「使用説明書」はついていても、その究極の目的に関わる規範の説明はない。技術知の一人歩きが懸念される今日、「なんのための学問研究・教育なのか」をたえず問い直していかなければならない。人類社会のこれまでの歴史的発展をふまえ、豊かな人間性を基盤にした持続可能な、さらなる発展を保障する道はなにか？ こうした問いが、人文科学・社会科学に関する教育研究に携わるわたしたち教職員と学生に提起されている。断片化された知ではなく、総合知が必要とされる時代に、静岡大学が総合大学としての力量を発揮していく上で、人文社会科学部の果たすべき役割は大きいと言わなければならない。このような人類史的・地球的規模の課題は同時に身近な地域社会においても出現している。地域社会をグローバルな課題の生きた現場としてとらえ、地域の特徴に根ざした教育研究の独創的展開を目指していかなければならない。

こうした創造的な学問研究・教育の発展を保障するためには、教育と研究における自由が不可欠である。その自由はしかし同時に、他者の自由の尊重と不可分であり、自己の社会的義務についての深い自覚に裏打ちされたものでなければならない。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどあらゆる暴力を排除し、人間の尊厳と憲法に保証された基本的諸権利が尊重されなければならない。

以上の精神の上に立って、人文社会科学部において展開される教育・研究のあり方を明らかにする。

一. 教育の目標

1. 静岡大学人文社会科学部は、自由な知的活動が展開される知の共同体であり、次代を担う次のような市民が育っていく学びの場でなければならない。
 - 人文・社会科学の各分野の専門的知識を身につけるとともに、自身の専門と職業の意味を幅広い視野から見据えることのできる教養を兼ね備えた市民。

- 地域社会の多角的な発展に寄与するとともに、国際社会にも通用しうる力量をもった多彩な市民。
 - 現実の諸問題の核心をとらえるための総合的な理解力、さらに問題解決の道を切り拓く実践的な応用力を身につけた市民。
 - 倫理感覚と責任意識をもった市民社会の担い手。
2. 社会の多様な教育ニーズに応えるため、社会人学生を広く受け入れ、リカレント教育を提供し、地域社会の多角的な発展に貢献する。
 3. 外国人留学生を広く受け入れ、各分野における専門的教育を提供するとともに、日本の文化や社会事情を理解するための教育を提供する。異なる文化の相互理解を通じて国際的友好関係の発展に努める。

二. 教育目標の実現にむけて

1. 少人数教育と卒業研究または卒業論文の作成によって修学を集大成する教育を実施する。
2. 学生自身が「学びたい」という欲求にもとづき、能動的に学習できるよう努める。その一環として、実社会を体験しながら学び、地域に学び現場で考える「臨床型」思考を重視する。
3. 幅広い教養の修得を基盤として、問題発見能力と課題解決能力が養われ、論理的思考力が鍛えられ、聴く力・対話力・表現力が身につく教育を展開する。
4. 各学科の専門的な基本の教育を重視するとともに、社会学科・言語文化学科・法学科・経済学科からなる四学科の連携によって総合的な視野が涵養される教育を提供する。
5. 自己点検評価、外部評価、学生による授業評価とそれへの教員の応答によって教育システムを系統的・継続的に自己点検し、教育改善に努める。
6. 教育面での国際交流を推進し、国際化した社会における文化と個の多様性を理解するとともに、そのなかで適切に自己を発信するための教育を提供する。

三. 研究の目標

1. 静岡大学人文社会科学部は人文・社会科学の各分野において、創造的な研究活動を展開し、世界の平和と人類の福祉、学術文化の創造的発展に貢献する。
2. 研究成果を社会に還元し、人類社会の持続可能な発展に貢献する。それはけっして一方的関係ではなく、社会への応答（アカウンタビリティ）は新たな質の研究課題を設定し研究を活性化する上でも不可欠である。その点からも、とりわけ地域社会との連携を密にし、地域社会から研究活動のエネルギーを頂きながら、その成果をフィードバックしていく。
3. 未来にむけて現代の諸課題に取り組むためには、過去にも眼差しを向けなければならない。現在直面している問題が由来する歴史的な背景を理解し、過去の知的遺産をふまえてこそ、新たな知の創造も可能となる。人類文化の歴史と伝統を軽視することなく、未来を見据えて、現在の課題に取り組む。特にアジア諸国などとの交流を図るために、戦争責任問題の意味を理解し、偏狭なナショナリズムに陥ることのない国際性豊かな研究に注意を払う。

四. 研究目標の実現にむけて

1. 個別分野ごとの研究を高度に発展させるとともに、多様な専門分野の力を結集して、問題の理解と諸課題の解決をめざす分野融合的研究を展開し、基礎学と課題解決型研究とが補完的に発展するよう努める。そのために各研究スタッフは狭い専門分野に閉じこもることなく、「世界を読む」眼を鍛え、多様な研究領域の意味と連関を理解できるだけの広い視点を養うよう努力する。
2. 研究成果を社会に還元するとともに、地域社会のニーズに応える研究活動を推進し、地域発信型の文化と科学の創造的な発展をめざす。大学と地域との相乗的な活性化を支える拠点として、地域社会文化研究のための知のネットワークを構築する。
3. 研究成果は各分野の学会や学術誌に発表するだけでなく、公開講座などさまざまな機会を活用して公表し、地域文化の啓発に努める。

4. 研究活動内容をたえず自己点検・自己評価しつつ、その内容を社会に公開して評価を受け、研究活動の改善に努める。

五. 倫理規定

わたしたちは、教育と研究のあらゆる場面で以下の項目を遵守し、質の高い教育と研究をめざす。

1. 日本国憲法、教育基本法をはじめとした関連法規を遵守します。
2. 学生の人格権、学習を通じて発達する権利などの基本的人権を守ります。
3. すべての構成員が国籍、民族、性別、言語、宗教、政治的意見、出身、財産、門地その他の地位、性的指向（同性愛など）、婚姻上の地位、家庭における地位、障害、疾患、経歴、年齢などの事由によって差別されないことを保障します。
4. セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントのない教育・研究環境を構築し、それを維持します。
5. 構成員の安全と健康に留意した教育・研究環境を構築し、それを維持します。
6. 研究にあたっては真理の探究と人類の平和的発展という価値に従います。
7. 研究活動を通じた人権侵害をおこないません。

学位授与方針

静岡大学 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

静岡大学は、教職員、学生の主体性の尊重と相互啓発の上に立ち、平和で幸福な未来社会の建設への貢献をめざす「自由啓発・未来創成」のビジョンを掲げ、教育・研究に携わっている。このようなビジョンのもとで、国際感覚と高い専門性を有し、チャレンジ精神にあふれ、豊かな人間性を有する教養人を育成することが本学の教育目標であり、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学位授与の条件とする。

1. 専門分野についての基本的な知識を習得し、これを社会の具体的文脈のなかで活用することができる。
2. 外国語を含む言語運用能力、情報処理、キャリア形成等の基本的スキルを身につけている。
3. 多様性を認め、幅広い視点から物事を考え、行動することのできる国際感覚と深い教養を身につけている。
4. 主体的に問題を発見し、自らのリーダーシップと責任のもとで、様々な立場の人々と協同して、その解決にあたることができる。

人文社会科学部 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

人文社会科学部は、静岡大学が定める学位授与方針並びに「人文社会科学部学術憲章」に従い、豊かな人間性を基礎にした総合知を体得した個人を育成することを教育目標とし、学位授与の条件として学生に以下のことを求める。

1. 論理的思考力、問題発見力、課題解決力を伴う深い専門性を備えている。
2. 専門的な知識や技能を社会の具体的な場面で展開するための幅広い教養と学際的総合力を備えている。
3. 文化と個の多様性を理解し、国際化した社会のなかで活躍するための基礎的な力を備えている。
4. 社会を構成する市民としての自覚を備え、他者と協力して課題に取り組むことができる。

○社会学科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

社会学科は、哲学・倫理学、心理学、社会学、文化人類学、歴史学・考古学の専門分野から構成され、学生はこれらの分野を横断的に学びつつ、いずれかの分野を専攻し、学修成果を卒業論文にまとめます。

各種専門科目の履修を通して、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学士（社会学）の学位を授与する条件として重視しています。

1. 各専門分野で蓄積された知識と探究方法を身につけ、それを地域社会や職場などの現場で、課題を見出しその解決に向けて活用できる力を修得している。
2. 多様な人間・社会について、歴史・民族・文化・制度といったさまざまな条件を学際的に考慮し、深く理解することができる。同時に、地域社会・国際社会を構成する一員としての自覚をもち、寛容と共生への志向を尊重できる。
3. 確かな論理的思考力、情報リテラシーを有し、他者の主張を的確に理解し、自らの思考を伝達しうるコミュニケーション能力を含めた協働的対人能力を修得している。

○言語文化学科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

言語文化学科は、静岡大学が定める方針並びに「人文社会科学部学術憲章」に従い、所定の科目を履修し、学修成果を卒業論文にまとめ、適切な知識・技能が身につけていることを示した者に学士（文学）の学位を授与する。その判断の目安として、以下の項目を重視する。

1. 人間・社会・自然について調和の取れた教養を備え持ち、多様な課題を発見、分析、解決できる情報リテラシーを修得している。
2. 高度な日本語表現能力を有することはもちろん、外国語を高いレベルで学習し、外国文化を深く理解することによって、グローバル社会に対応できる国際的感覚とコミュニケーション能力を身につけている。
3. 個々の専門分野の立場から自らの研究課題を設定し、その解決に向けて情報を収集・分析できる探究力と、批判的かつ論理的思考によって独自の見解を導き出せる問題解決力と、自己の見解を文字媒体あるいは口頭で適切かつ的確に伝える表現力を身につけている。

○法学科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

法学科は、静岡大学及び人文社会科学部の学位授与の方針に従い、以下の能力を修得した者に学士（法学）の学位を授与する。

1. [知識・理解] 法律学、政治学の基本的素養及び幅広い教養を身につけている。
2. [分析・思考力] 現代社会に生じる法的・政治的諸事象を分析し、一定の解決を導く能力を身につけている。
3. [態度・志向性] 学内外における主体的な活動を通して、他者との協働性や自らの考えを提示する能力を身につけている。
4. [市民性] 社会を構成する主体性を持った市民として、よき公共性の実現に貢献する力を身につけている。
5. [地域理解] 地域社会の創造的な発展のために、よきガバナンスを構想し、リーダーシップを発揮する力を身につけている。
6. [国際感覚] 国際社会に存在する文化、価値、利害等の多様性を理解し、そのなかで適切に自己を発信する力を身につけている。

○経済学科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

経済学科は、静岡大学及び人文社会科学部の学位授与の方針に従い、以下の各項目で設定された知識や能力に関する基準を満たした者に学士（経済学）の学位を授与する。

基準1：専門的知識に関する基準

社会科学のうち、経済・経営分野に関する総合的・基礎的な知識を修得している。経済理論、経済政策、経済史、経営学、会計学といった関連諸分野のうち、各人の興味・関心に基づいてより専門的・発展的・実践的な知識を修得している。

基準 2：問題処理能力に関する基準

問題発見・解決能力、コミュニケーション力（協調性、独創性、国際性）を身につけている。

基準 3：社会的実践に関する基準

現代の経済・社会的諸問題の所在を的確に認識したうえで、それらに対して自発的に学習・行動し、その成果を社会に還元していこうとする積極的姿勢を備えている。

基準 4：地域社会との連携に関する基準

地域のさまざまなアクターとも積極的に関わりを持ち、地域社会における多様な意見・ニーズを吸収できる。

基準 5：一般的な教養に関する基準

幅広い分野でさまざまな知識と教養を身につけ、それらを専門的知識のより深い理解と社会的実践に活用している。

教育課程編成・実施の方針

静岡大学 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

静岡大学は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

1. 全学教育科目においては、基礎的な学習方法、外国語の運用能力、情報処理、キャリア形成等の基本的スキルを身につけるために「基軸教育科目」を、国際感覚と教養を身につけるために「現代教養科目」を、理系の基礎的知識習得や教職等の資格取得のために「理系基礎科目」及び「教職等資格科目」をおく。
2. 専門科目においては、各学部の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、それぞれの専門分野についての主体的な学びを促し、基本的知識・方法を身につけるための系統的な授業配置を行う。
3. 自ら問題を発見し、その解決のために他者と協同して行動できるようにするため、学生参加型授業、フィールドワーク、実験・実習等の授業を配置すると共に、地域社会との交流や国際交流の機会を積極的に提供する。
4. すべての授業について十分な学習時間を確保すると共に、客観的な評価基準に基づく成績評価を行う。

人文社会科学部 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

人文社会科学部は、静岡大学が定める教育課程の編成・実施の方針並びに「人文社会科学部学術憲章」に従い、学生の主体的判断を尊重しつつ、学習の系統性に配慮して、以下のような方針で教育課程を編成し実施する。

1. 人文社会科学分野の専門教育と調和する教養の修得を図る。
2. 人文社会科学部を構成する四学科の連携によって総合的な視野が涵養される教育を提供する。
3. 各学科の特質を活かした専門教育を重視し、十分な質と量を備えた「学科専門科目」を展開する。
4. 教育システムを系統的・継続的に自己点検し、教育改善に努め、質の高い教育実践を行う。成績評価は、学生の各授業への取り組み姿勢を適正に反映したものとす。

○社会学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 各専門分野の基礎となる知識と方法を身につけるために、基盤科目を開講し、より専門的な知識を身につける講義科目として発展科目を開講します。
2. 各専門分野のより高度な方法論的知を身につけるための演習・実習型科目として専門コア科目を開講します。
3. 専門的知識と方法を総合することで、諸領域で課題を発見し、解決しうる能力を養成するために、研究演習、卒業演習を開講し、卒業論文の執筆を指導します。
4. 各専門分野の知見に基づく多様な講義科目である基盤科目、発展科目を開講し、それらを相互に関連づけることを通して、様々な人間・社会への学際性を伴った深い理解を促します。また、教養科目における個別分野科目、学際科目、専門科目における学部共通科目によってさらに学際的な視点が開かれることを促します。
5. 基盤科目・発展科目を通して、様々な背景を持つ他者への寛容と共生への志向を醸成し、地域社会・国際社会の一員としての自覚を高めます。学部共通科目、教養科目における英語・初修外国語科目等語学科目、キャリア形成科目もまたこの基礎を形成します。
6. 基盤科目および専門コア科目には、文献講読の他にグループワークも必要とする演習科目、そして地域等での実習が多く含まれます。これらの科目によって、論理的思考能力と情報リテラシーを錬成し、加えて高いコミュニケーション能力、協働的な対人能力を涵養します。なお、教養科目における情報処理、英語・初修外国語科目等語学科目は、こうした汎用的能力・スキルの礎となります。

○言語文化学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

言語文化学科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下の方針に従って教育課程を編成し実施する。

1. 教養科目では、専門教育を履修するための基礎と幅広い教養の修得を図る。「基軸教育科目」においては、基礎的な学習方法、外国語の運用能力、情報処理、キャリア形成等に関する科目、「現代教養科目」では学際科目の他に自然科学分野の科目履修を指定する。
2. 学部を構成する四学科の連携により、総合的な視野の涵養を図る「学部共通専門科目」として提供する。
3. 専門科目として1年次には、市民社会で共生していくための基礎的な知識・教養・日本文化への理解を促す科目を設置する。また国際社会で自己を発信するための語学力と異文化理解を涵養する基礎科目を適宜配置する。
4. 2年次より、専門科目の基礎となる文学と言語学を中心に専門知識の深化と蓄積を求めるコア科目を設置する。また言語文化一般における視野の拡大を目指し、学際的視点に基づく横断型科目を配置する。
5. 3～4年次には、講義と演習のバランスを十分に考慮し、知的探究力・分析力を発展的に高め、知を実生活で発信できることを目指す発展的・応用的な科目を配置する。また卒業論文関連科目を設置し、修得した知を総合化して、学習の集大成としての卒業論文執筆に導く。

○法学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

法学科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下の方針に従って教育課程を編成し実施する。

1. [知識・理解] 教養科目においては、「基軸教育科目」において、英語・初修外国語の運用能力の修得を重視するとともに、「現代教養科目」において、学際科目の他に自然科学分野の科目履修を指定して、幅広い教養の修得を図る。
専門科目においては、1年次において、法律学と政治学の入門科目及び専門必修科目（夜間主コースは専門選択科目）として法律科目のうち憲法、民法、刑法の総論部分を開講し、これにより、法律学・政治学の基礎的素養と専門知識を修得させ、2年次以降の効果的な学習成果の発展を担保する。
2. [分析・思考力] 1年次から4年次まで一貫して、法律学・政治学の専門科目を選択科目として広く開講し、法律的・政治的問題を探究する力や分析する力を養う。
その際、隣接する分野を学ぶことにより、これらの問題をより深く探究・分析する能力を身につけさせる。
3. [態度・志向性] 1年次から4年次まで一貫して、議論と協働に重点を置く少人数教育を行ない、双方向授業を展開する。1年次においては新入生向けの演習科目を開講し、2年次以降（夜間主コースは3年次以降）は多彩な専門演習を開講し、学習成果の発表の場を設ける。オフィスアワーを毎週提供し、主体的な学びを保証するためのきめ細やかな支援を行う。
4. [市民性] 市民とは何かという理論的問題及び主体的な市民参加・社会参画をいかにして実現するかという、実践的問題を考えさせることのできる授業を提供する。
5. [地域理解] 将来、地域社会で活躍するために、地域社会が抱える諸問題を的確に把握・分析し、解決策を考えさせる授業やインターンシップを提供する。
6. [国際感覚] 国際社会が抱える主要な問題を分析する授業や、国際社会における日本の役割を考えさせる授業を日本語および英語で提供する。

○経済学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

経済学科は、ディプロマポリシーで掲げた五つの基準を卒業までに修得することを目的として別表にあ

るカリキュラムを配置する。なおこれら五つの基準は、以下に示す七つの能力に具体化し数値化する。

これら七つの能力は、大学卒業生に対して広く社会が求める能力であり、同時に経済学科が定めるディプロマポリシーに合致した具体的な能力を示している。これらの能力とディプロマポリシーとの対応と数値化については別に定める。

能力1：コミュニケーション力

情報収集・発信、相互理解のためのコミュニケーション（協調性、独創性、国際性）に関する能力

能力2：論理的思考力

経済学・経営学の思考法に基づき、筋道を立てて論理的に経済・経営に関するさまざまな事象を理解する能力

能力3：自己管理能力

目標の実現に向けて計画的に自らを律して学習する能力

能力4：専門的知識力

経済学・経営学分野に関する専門的な知識を修得する能力

能力5：継続的学習力

経済学・経営学およびそれらの関連分野における、より専門的・発展的な知識を身に付けようとする能力

能力6：学際的教養力

社会科学における近接領域の学際的な知識や教養を身に付けようとする能力

能力7：一般的教養力

さまざまな分野における知識、技能、教養を身に付けようとする能力

II 規 則 集

1 国立大学法人静岡大学学則

(平成16年4月1日制定)

(目的・使命)

第1条 国立大学法人静岡大学(以下「本学」という。)は、学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成し、その教授研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的・使命とする。

(自己評価等)

第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進を図るため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

(教育研究上の目的の公表)

第3条の2 本学は、学部、学科、課程又は教育プログラムごとに、人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規則又は地域創造学環規則に定め、公表するものとする。

(構成)

第4条 本学に、人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部及び農学部を置き、各学部の学科及び課程は、次のとおりとする。

人文社会科学部	社会学科
	言語文化学科
	法学科
	経済学科
教育学部	学校教育教員養成課程
情報学部	情報科学科
	行動情報学科

情報社会学科

理学部 数学科

物理学科

化学科

生物科学科

地球科学科

工学部 機械工学科

電気電子工学科

電子物質科学科

化学バイオ工学科

数理システム工学科

農学部 生物資源科学科

応用生命科学科

(地域創造学環)

第4条の2 各学部(教育学部を除く。)に、全学学士課程横断型教育プログラムとして、地域創造学環を置く。

第5条 本学に、大学院を置く。

第6条 本学に、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所を置く。

第7条 本学に、次のとおり学部附属の教育研究施設を置く。

教育学部 教育実践総合センター

理学部 放射科学研究施設

農学部 地域フィールド科学教育研究センター

(共同利用)

第7条の2 前条に掲げる農学部附属の地域フィールド科学教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができるものとする。

第8条 教育学部に、次のとおり附属学校を置く。

附属幼稚園

附属静岡小学校

附属浜松小学校

附属静岡中学校

附属浜松中学校

附属島田中学校
附属特別支援学校

第9条 本学に、次のとおり学内共同教育研究施設を置く。

大学教育センター
学生支援センター
全学入試センター
国際交流センター
情報基盤センター
防災総合センター
浜松キャンパス共同利用機器センター
教職センター
地域法実務実践センター

第9条の2 本学に、次のとおり学内共同利用施設を置く。

こころの相談室
キャンパスミュージアム
高柳記念未来技術創造館

第9条の3 本学に、教育研究成果を社会に積極的に還元し社会連携を推進するためイノベーション社会連携推進機構を置く。

第9条の4 本学に、全学情報基盤の一元的推進及び管理を行うため、情報基盤機構を置く。

第9条の5 本学に、教育、学生支援、入学者選抜及び国際交流に関する基本方針を全学的な観点から検討し、本学の教育、学生支援、入学者選抜及び国際交流の質の向上と一層の推進を図るため、全学教育基盤機構を置く。

第9条の6 本学に、全学の安全衛生を効率的・効果的に実施・推進するため、安全衛生センターを置く。

第9条の7 本学に、全学的な視点から男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進室を置く。

第10条 本学に、附属図書館を置く。

第11条 本学に事務局を置く。

第11条の2 本学に、技術部を置く。

第12条 本学に、保健センターを置く。

第13条 第4条から前条までに関する規定は、別に定める。

(学術院)

第13条の2 本学に、学術院を置き、次の領域を置く。

人文社会科学領域

教育学領域

情報学領域

理学領域

工学領域

農学領域

融合・グローバル領域

2 学術院に関し、必要な事項は、別に定める。

(役員及び教職員)

第14条 本学に、次の役員を置く。

学長 理事 監事

2 本学に、次の教職員を置く。

学長 副学長 教授 准教授 講師 助教 助手
教頭 教諭 養護教諭 教務職員 技術職員
事務職員 医療職員 その他

第15条 学部に学部長を、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に所長を置く。

2 地域創造学環に地域創造学環長を置く。

3 学部附属の教育研究施設に長を置く。

4 附属学校に校長（幼稚園にあっては園長。）を置く。

5 学内共同教育研究施設に長を置く。

6 附属図書館に館長を置く。

7 事務局に事務局長を置く。

8 保健センターに所長を置く。

9 学術院の領域に領域長を置く。

第15条の2 教育学部に附属学校園統括長を置くことができる。

2 附属学校に副校長（幼稚園にあっては、副園長）、主幹教諭、指導教諭及び栄養教諭を置くことができる。

(学長の職務)

第16条 学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり、役員及び教職員を統督する。

(理事の職務)

第17条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が定める順位に従いその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

2 理事に関し、必要な事項は、別に定める。

(監事の職務)

第18条 監事は、本学の業務を監査し、その結果に基づき、必要に応じて、学長又は文部科学大臣に意見を提出する。

2 監事に関し、必要な事項は、別に定める。
(副学長、学部長等の職務)

第19条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
3 前項に定めるもののほか、第15条各項に定める組織の長は、当該組織に関する校務又は業務をつかさどる。
(学科長)

第20条 学科に学科長を置くことができる。

2 学科長は、当該学科の運営に関する事項を処理する。
3 学科長に関し、必要な事項は、当該学部の教授会が別に定める。
(役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議、領域会議)

第21条 本学に役員会、学長選考会議、経営協議会及び教育研究評議会を置く。

2 本学に、企画戦略会議を置く。
3 本学に、評価会議を置く。
4 学部、大学院、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に教授会を置く。
5 地域創造学環に、地域創造学環運営会議を置く。
6 学術院の領域に、領域会議を置く。
7 役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議及び領域会議に関する規則等は、それぞれ別に定める。

(委員会)

第22条 本学に、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する規定は、別に定める。
(学年、学期)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、後学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

第24条 学期は、次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで
(授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
(創立記念日)

第25条の2 本学の創立記念日は、6月1日とする。
(授業の休業日)

第26条 授業の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日(人文社会科学部の夜間主コースを除く。)
- (4) 春季休業 3月25日から3月31日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
- (6) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、必要があると認める場合は、前項第4号から第6号までの休業期間を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

(収容定員)

第27条 学生の収容定員は、別表Iのとおりとする。
(修業年限等)

第28条 修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることはできない。

(教育課程)

第29条 本学における教育課程は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために、次の各号に掲げる授業科目の区分をもって体系的に編成し、学部又は教育プログラムごとに4年一貫した教育を行う。

- (1) 専門科目 専攻に係る専門の学芸を教授するための授業科目をいう。
- (2) 教養科目 幅広い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目をいう。

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣の定めにより、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

第30条の2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。

2 前項に定めるもののほか、授業科目の単位認定、試験、成績評価等については、別に定める。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条の3 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第31条 授業科目、単位及び履修方法については、各学部、地域創造学環及び大学教育センターが別に定める。

第32条 学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。
(履修科目の登録の上限)

第32条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定めるものとする。

2 所定の単位を別に定める基準以上の成績をもって修得した学生及び相当の理由があると認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
(他の学部における授業科目の履修)

第33条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。
(他の大学等における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学

に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第37条 学生が、職業を有している等の事情により、第28条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別な教育課程の履修)

第37条の2 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したのに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第38条 卒業の要件は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所要の単位のうち、第30条第2項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、同条第1項の授業方法により64単位以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(学士)

第39条 本学を卒業した者に、学士の学位を授与する。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第40条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状授与の所要資格を得ることができる。

2 前項の規定により所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表Ⅱのとおりとする。

(入学)

第41条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。

ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、後学期の初めとすることができる。

第42条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該

課程を修了した者

(6) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

第43条 入学志望者に対しては、試験を行い、その成績等により選考し、教授会(地域創造学環については地域創造学環運営会議)(以下「教授会等」という。)の意見を聴いて、学長は、入学を許可する者を定める。

2 編入学、転入学又は再入学を志望する者については、選考により入学を許可することがある。

(編入学)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者で、編入学を志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に編入学を許可することがある。

- (1) 大学の学部を卒業した者又は2年以上在学し、所定の単位を修得し、中途退学した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 教員養成学部2年課程を修了した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条に規定する者
- (6) 学校教育法施行規則附則第7条に規定する者
- (7) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育

制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者

- 2 編入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(転入学)

第45条 他の大学に現に在学する者（我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程に在学する者を含む。）で、本学に転入学を志望する者があるときは、学部規則に基づき、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に転入学を許可することができる。

- 2 転入学を志望する者は、その現に在学する大学の学長の許可書を願書に添えなければならない。
- 3 転入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(再入学)

第46条 退学又は除籍後2年以内に、同一学部にも再入学を願い出た者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に再入学を許可することができる。ただし、第55条第1号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

(入学志望手続)

第47条 入学志望者は、所定の手続により、検定料を添えて、願書を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(入学手続及び入学許可)

第48条 学長は、入学選考に合格し、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

- 2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転学部及び転学科等)

第49条 学生で、他の学部にも転学部を志望する者があるときは、関係両学部教授会等の意見を聴いて、学長は、許可することができる。

- 2 学生で、同一学部の他の学科又は地域創造学環にも転学科又は地域創造学環を志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、許可することができる。

- 3 第1項の規定により転学部を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(他の大学等への入学)

第50条 学生は、他の大学又は本学の他の学部若しくは地域創造学環の入学試験を受けようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

第51条 学生は、他の大学にも転学を志望するときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第52条 学生は、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関に留学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 前項の留学の期間は、第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に算入する。

(休学)

第53条 学生は、病気その他の理由により、引き続き2か月以上修学できないときは、所定の手続きにより、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。
- 3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 5 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第54条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第55条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会等の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 第28条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第53条第3項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められた者
- (4) 授業料又は寄宿料が未納で、督促してもなお納付しない者
- (5) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

(賞罰)

第56条 学生が、研究その他の行為において優れた業績があったときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第57条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会等の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第58条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

第59条 停学2か月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。

(授業料の納付)

第60条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第61条 授業料、入学料及び検定料(以下次条において「授業料等」という。)の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第62条 学長は、経済的理由によって納付が困難であ

る者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第63条 本学において、特殊の事項につき研究を志望する者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学することのできる者は、その研究事項につき大学学部卒業者又はこれと同等以上の学力があると認めたとする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第64条 本学(大学院を除く。)の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生として入学することのできる者は、第42条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めたとする。

3 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 科目等履修生は、教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表Ⅱのとおりとする。

6 前項までの規定により、科目等履修生として、本学において一定の単位(大学の学生以外の者で、第42条の規定による入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により、本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を2年を超えない範囲で第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に通算することができる。

7 前項の修業年限及び在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(聴講生)

第65条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科

目を聴講しようとする者があるときは、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生として入学することのできる者は、第42条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を聴講する学力があると認めたとする。
- 3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。
- 4 聴講期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

(特別聴講学生)

第66条 他の大学又は短期大学(外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。)の学生が、所定の手続きにより、本学の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(短期交流特別学部学生)

第66条の2 外国の大学の学部学生が、本学における短期間の教育研究指導を願い出たときは、短期交流特別学部学生として受入れを許可することがある。

第67条 第63条から前条までに関する細部についての規程は、別に定める。

(外国人学生)

第68条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、学部(地域創造学環を含む。)において選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(公開講座)

第69条 本学に、公開講座を設けることができる。

- 2 公開講座は、本学の専門的、総合的な教育・研究機能を開放することにより、地域社会に対し広く学習の機会を提供するために行うもので、学長又は学部長が主宰し、これに関する必要な事項は、別に定

める。

(学寮、厚生保健施設)

第70条 本学に、学寮その他の厚生保健施設を置く。

第71条 学生が学寮に入寮を希望するときは、所定の手続きにより、学寮を管理する学長に願い出て、その選考を経て許可を受けなければならない。

- 2 退寮する場合も、所定の手続きを取らなければならない。

第72条 入寮者は寄宿料を納付しなければならない。寄宿料の額は、別に定める額とし、毎月当月分を納めなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納めるものとする。

- 2 納付した寄宿料は、いかなる事情があっても還付しない。
- 3 死亡等やむを得ない事情で寄宿料の納付が困難である者に対しては、第1項の規定にかかわらず別に定めるところによりその事情を審査して学長は寄宿料を免除することができる。

第73条 厚生保健施設については、別に定める。

(雑則)

第74条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流特別学部学生及び外国人学生に対しては、別に定めあるもののほか、この学則中学生に関する規定を準用する。

第75条 学長は、必要に応じ、所管事項の一部を学部長その他に委任することができる。

第76条 この学則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則は静岡大学HP (<https://kitei.adb.shizuoka.ac.jp>) を参考にしてください。

別表 I (学則第27条)

学生収容定員表

区 分		入 学 定 員	3 年次編入学定員	収 容 定 員
人文社会科学部	社 会 学 科	70		280
	言 語 文 化 学 科	75		300
	法 学 科			
	昼 間 コ ー ス	90	2	364
	夜 間 主 コ ー ス	30	3	126
	経 済 学 科			
	昼 間 コ ー ス	155		620
	夜 間 主 コ ー ス	30		120
	計	450	5	1,810
教育学部	学校教育教員養成課程	300		1,200
	計	300		1,200
情報学部	情 報 科 学 科	100		400
	行 動 情 報 学 科	70		280
	情 報 社 会 学 科	75		300
	計	245		980
理学部	数 学 科	38		152
	物 理 学 科	48		192
	化 学 科	52		208
	生 物 科 学 科	52		208
	地 球 科 学 科	50		200
	計	240		960
工学部	機 械 工 学 科	168		672
	電 気 電 子 工 学 科	110		440
	電 子 物 質 科 学 科	110		440
	化 学 バ イ オ 工 学 科	112		448
	数 理 シ ス テ ム 工 学 科	50		200
	計	550		2,200
農学部	生 物 資 源 科 学 科	115	7	474
	応 用 生 命 科 学 科	70	3	286
	計	185	10	760
合 計		1,970	15	7,910

備考 「昼間コース」とは、昼間に授業を行うコース、「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。

別表II（学則第40条、第64条）

（正規の課程）

学部	学科・課程	免許状の種類	免許教科
人文社会科学部	社会科学科	中学校教諭一種免許状	社会
	言語文化学科		国語、英語、ドイツ語、中国語
	法経済学科		社会
	社会科学科	高等学校教諭一種免許状	地理歴史、公民
	言語文化学科		国語、英語、ドイツ語、中国語
	法学科		公民
	経済学科		公民
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、工業、家庭、英語
		特別支援学校教諭一種免許状	
		幼稚園教諭一種免許状	
		養護教諭一種免許状	
情報学部	情報科学科 行動情報科学科 情報社会科学科	高等学校教諭一種免許状	情報
理学部	数学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許	情報
	物理学科 化学科 生物科学科 地球科学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科
工学部	機械工学科 電気電子工学科 電子物質科学科 化学バイオ工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	数理システム工学科		数学
農学部	生物資源科学科	高等学校教諭一種免許状	理科 農業
	応用生命科学科		理科

2 静岡大学学部共通細則

(昭和24年12月21日制定)

(入学宣誓)

第1条 学生は、入学式において入学宣誓をするものとする。

(保証人)

第2条 入学に当たっては、宣誓・保証書を提出しなければならない。この場合において、外国人留学生にあっては、保証人を定めることを要しない。

第2条の2 保証人は、常に本学と学生の家庭とを連絡し、教育指導に協力するものとする。

第3条 保証人は、父母又は父母に準ずる者でなければならない。

第4条 保証人が住所を変更し、又は身上に著しい変動があった場合は、速やかにこれを学部長に届け出なければならない。

(学生証)

第5条 学生は、学生証の交付を受け、登校の際は、必ずこれを携帯しなければならない。

第6条 学生証は、提出前1か月以内に撮影した、無帽の半身像写真1枚を学部長に提出し、その交付を受けるものとする。

第7条 学生証を携帯しないときは、教室、研究室又は図書館に入れないことがある。

第8条 学生証は、本学職員の検閲請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第9条 削除

第10条 学生証を紛失し、損傷し、又は汚損したときは、学部長に届け出て、再交付を受けなければならない。

第11条 削除

第12条 学生証は、卒業、退学又は除籍等の場合は、直ちにこれを学部長に返納しなければならない。

(宿所)

第13条 学生は、毎学年の初めに、その宿所を学部長に届け出なければならない。

2 宿所変更の場合は、その都度、速やかに学部長に届け出なければならない。

(健康診断)

第14条 学生は、学校保健法（昭和33年法律第56号）により健康診断を受けなければならない。

第15条 学部長は、学生の健康を管理し、必要に応じ治療を命じ、又は登校を停止することができる。

(団体、集会、出版物、宣伝及び掲示)

第16条 学生が団体を組織しようとするときは、団体の規則、会員の名簿を添えて、責任代表者から、学部長を経て学長に届け出なければならない。

2 団体の規則又は届出事項を変更しようとするときも、また前項に同じ。

第17条 団体が学外団体へ参加しようとするときは、その団体の規則、参加の目的、理由を添えて、責任代表者から、学部長を経て学長に届け出なければならない。

第18条 第16条及び第17条の規定において2学部以上の学生が関係するときは、それぞれの関係学部長を経て学長に届け出なければならない。

第19条 学生が集会をしようとするときは、集会の責任代表者2人以上の連署をもって、集会の目的、期日、場所、参会者の種類及び人員を記載した書類を、所定の期日までに、学部長に届け出なければならない。

第20条 学生が雑誌、新聞、小冊子、ビラ、ポスター等を作ったときは、そのものを添えて、速やかに学部長に届け出なければならない。

第21条 学生が学内に掲示をしようとするときは、そのものを添えて、学部長に届け出た後、指定の場所においてなさなければならない。

第22条 第19条から第21条までの規定において2学部以上の学生が関係するときは、それぞれの関係学部長に届け出なければならない。

第23条 学生の団体、学外団体への参加、集会、出版物、掲示等で、本学の教育目的に添わないところがあると認められた場合は、学長又は学部長がこれを許可しないことがある。

(施設の利用)

第24条 学生及びその団体は、学長又は学部長の使用許可を得ないで、本学の施設を任意に使用することはできない。

2 前項の許可は、その使用目的、種別、期間、責任者氏名を記した書類を提出し、その承認を得るものとする。

(補則)

第25条 この細則を実施するために必要な事項は、学部でこれを定めることができる。

附 則

この細則は、昭和25年9月13日から実施する。

〈以下、昭和30年10月19日から平成7年9月27日改正の附則省略〉

附 則 (平成11年3月17日)

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

3 静岡大学学位規程

(昭和53年7月19日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定）第39条第2項及び静岡大学大学院規則（昭和39年4月27日制定）第21条第2項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士（専門職）、博士及び法務博士（専門職）とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(教職修士（専門職）の学位の授与の要件)

第4条の2 教職修士（専門職）の学位の授与は、大学院の教職大学院の課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、大学院の後期3年の博士課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に対し行う。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。

(法務博士（専門職）の学位授与の要件)

第5条の2 法務博士（専門職）の学位の授与は、大学院の法科大学院の課程を修了した者に対し行う。

(学位論文の提出)

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

(課程による者の提出)

第7条 大学院の課程による者の学位論文は、所属研究科長又は教育部長（以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。

2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、研究科委員会又は教授会（以下「研究科委員会等」という。）にその審査を付託するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に基づき定めた額の学位論文審査手数料を添え、申請する学位の専攻分野を指定して学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、研究科委員会等にその審査を付託するものとする。

(学位論文及び学位論文審査手数料の還付)

第9条 受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても還付しない。

(審査委員等)

第10条 研究科委員会等は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

2 前項の審査には、各研究科等の規則により、講師又は助教のうち、いずれか1人を含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育学研究科共同教科開発学専攻（以下「共同教科開発学専攻」という。）

にあつては、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教授及び准教授のうちから5人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

4 第1項及び第3項の審査に当たって、研究科委員会等が必要と認めるときは、大学院の他の研究科等又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第11条 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(最終試験)

第12条 最終試験は、学位論文の審査が終了した後、学位論文を中心として関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第13条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認の特例)

第14条 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、共同教科開発学専攻にあつては1年以内に限り、自然科学系教育部にあつては当該教育部で定める年限内に限り、学力の確認を免除することができる。

(審査委員の報告)

第15条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果を研究科委員会等に報告しなければならない。

(研究科委員会等の議決)

第16条 研究科委員会等は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 前項の議決を行うには、研究科委員会等構成員(外国出張中及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が

出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学部長等の報告)

第17条 学部教授会又は法務研究科委員会が所定の教育課程を修了したと認めるときは、学部長又は研究科長は、その氏名等を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(研究科長等の報告)

第18条 研究科委員会等(法務研究科委員会を除く。)が第16条第1項の議決をしたときは、研究科長等は、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果並びに議決の結果を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第19条 学長は、前2条の報告に基づいて合否を決定し、合格と決定した者には所定の学位を授与し、学位の授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第19条の2 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会等の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科委員会等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により論文を公表する場合には、静岡大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻における論文にあつては、当該共同教科開発学専攻を構成する大学において審

査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

- 4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、教育学研究科又は自然科学系教育部の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「静岡大学」と付記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻に係る学位については、当該共同教科開発学専攻を構成する大学名を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学部教授会又は研究科委員会等の議を経て、授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 研究科委員会等が前項の議決を行う場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

第23条 学位記及び学位授与申請関係書類は、別記様式のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和53年7月19日から施行する。
- 2 静岡大学学位規程(昭和39年4月27日制定)は、廃止する。
- 3 第8条第1項の規定による学位授与の申請の受理は、第5条第1項の規定により学位を授与した日から行うものとする。

〈以下、昭和56年4月15日から平成8年2月21日までの改正の附則省略〉

附 則(平成9年2月19日)

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に法学研究科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程施行の際現に法学研究科に在学する者に関する学位論文の審査及び最終試験の審査委員は、改正後の静岡大学学位規程附則第4項の規定にかか

わらず、なお従前の例による。

附 則(平成9年12月10日)

この規程は、平成9年12月10日から施行する。

附 則(平成12年2月16日)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に電子科学研究科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程別表の規定によらず、なお従前の例による。

附 則(平成15年4月1日規程)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年2月18日規程)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規程)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月13日規程)

この規程は、平成16年10月13日から施行する。

附 則(平成16年11月17日規程)

この規程は、平成16年11月17日から施行する。

附 則(平成17年3月16日規程)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に人文社会科学研究科法律経済専攻に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程別表の規定によらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年2月15日規程)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に大学院理工学研究科及び大学院電子科学研究科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月14日規程)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規程)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月18日規程第4号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月15日規程)

この規程は、平成22年12月15日から施行する。

附 則(平成24年2月15日規程第26号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月1日規程第23号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月17日規程第36号）

- 1 この規程は、平成25年7月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の静岡大学学位規程第19条の2の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位

を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合には、なお従前の例による。

- 3 この規程による改正後の静岡大学学位規程第20条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

学位	学部・学科、研究科・専攻又は教育部		付記する専攻分野の名称
学 士	人文社会科学部	社会学科	社会学又は学術
		言語文化学科	文学又は学術
		法学科	法学又は学術
		経済学科	経済学又は学術
	教育学部		教育学
	情 報 学 部	情報科学科及び行動情報学科	情報学
		情報社会学科	情報学又は学術
	理 学 部	数学科	理学
		物理学科、化学科、生物科学科及び地球科学科	理学又は学術
	工 学 部	機械工学科及び化学バイオ工学科	工学又は学術
		電気電子工学科、電子物質科学科及び数理システム工学科	工学
	農 学 部	生物資源科学科	農学又は学術
応用生命科学科		農学	
修 士	人文社会科学研究科		臨床人間科学、文学又は経済学
	教育学研究科		教育学
	総合科学技術研究科	情報学専攻	情報学
		理学専攻	理学
		工学専攻	工学
農学専攻		農学	
教職修士（専門職）	教育学研究科		
博 士	教育学研究科		教育学
	自然科学系教育部		学術、理学、工学、情報学又は農学
法務博士（専門職）	法務研究科		

備考 学士の学位の専攻分野の名称中「学術」については、地域創造学環の課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

4 静岡大学生懲戒規程

(平成19年6月20日規程第1号)

改正 平成27年2月18日規程第77号 平成27年3月18日規則第89号
平成28年1月20日規程第83号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 懲戒及び懲戒対象行為(第3条-第6条)

第3章 懲戒手続(第7条-第14条)

第4章 雑則(第15条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則(以下「学則」という。)第57条第2項の規定に基づき、静岡大学(以下「本学」という。)の学生の懲戒に関して必要な事項を定める。

(基本理念)

第2条 学生に対する懲戒は、教育的配慮に基づき、適切、慎重かつ迅速に行わなければならない。

第2章 懲戒及び懲戒対象行為

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類及び効果は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。
- (2) 停学 登校を停止させること。
- (3) 訓告 懲戒対象行為を戒め、将来にわたって学生の本分にもとる行為を行わないよう注意を喚起すること。

(停学)

第4条 停学は、無期又は有期とし、有期の停学は、1か月以上6か月以下とする。

2 無期の停学は、6か月を経過した後、これを解除することができる。

3 停学期間の在学期間算入については、学則第59条に定めるところによる。

4 停学期間中の試験及び履修手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 試験の受験を認めない。

(2) 履修手続は、停学中の学生が所属する学部(地域創造学環については地域創造学環)(以下「学部等」という。)の定める期間に行うことを認める。

(懲戒対象行為)

第5条 学長は、次の各号に該当する行為(以下「懲戒対象行為」という。)を行った学生(以下「当該学生」という。)に対して懲戒を行う。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 学則その他の本学の諸規則に違反する行為
- (3) 他人の権利又は利益を害する行為
- (4) 本学の教育研究を妨げる行為
- (5) その他学生の本分にもとる行為

2 懲戒対象行為の例は、別に定める。

(懲戒の量定)

第6条 懲戒の適用に当たっては、懲戒対象行為の態様、動機及び結果、当該学生の経歴及び環境、懲戒対象行為後における当該学生の態度その他の情状を考慮しなければならない。

第3章 懲戒手続

(学部の調査と懲戒案)

第7条 学生が懲戒対象行為を行ったと思料するときは、当該学生が所属する学部の長(地域創造学環については地域創造学環長)(以下「当該学部長等」という。)は、学部学生委員会(地域創造学環については地域創造学環学生委員会)(以下「学部等学生委員会」という。)に当該行為について調査させる。

2 学部等学生委員会は、懲戒対象行為を行ったと疑われる学生を調査するに際しては、当該学生に対して弁解の機会を与えなければならない。

3 当該学部長等は、学部等学生委員会の申立てにより、教授会(地域創造学環については地域創造学環運営会議)の意見を聴いて学部等の懲戒案を作成し、学長に提出する。

(学生懲戒委員会の審議)

第8条 学長は、前条第3項の学部等の懲戒案が提出されたときは、学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該懲戒案について審議させる。

委員会は、全学学生委員会をもってこれに充てる。

2 委員会は、前条第3項の学部等の懲戒案について審議し、その結果を学長に報告する。

3 委員会は、必要があると認めるときは、当該学部長等に対して再調査を求めることができる。

4 委員会は、第2項に規定する審議に際して、当該学生に対して口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生に弁明の意思がないことが確認された場合は、弁明の機会を与えたものとみなす。

5 委員会は、当該学生に弁明の機会を与える場合、弁明の日の2週間以上前に、弁明手続に係る事項を当該学生に通知しなければならない。

6 当該学生は、委員会に対して、口頭による弁明において付添人を立ち会わせることを求めることができる。ただし、委員会は、付添人の立会いを認めないときは、弁明の前にその旨及び理由を当該学生に通知しなければならない。

（懲戒の決定と通知）

第9条 学長は、前条第2項に規定する報告を受けたときは、教育研究評議会の議を経て懲戒の決定をする。

2 学長は、前項の懲戒の決定を当該学生に速やかに通知しなければならない。

（退学の日及び停学の始期）

第10条 退学の日及び停学の始期は、教育研究評議会の議を経て、学長がこれを決定する。

（異議申立て）

第11条 第9条第2項に規定する通知を受けた学生は、異議申立書（別紙様式第1号）により学長に対して異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立ては、第9条第1項の懲戒の決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

3 学長は、第1項の異議申立てがあった場合、懲戒の執行を停止することができる。

（異議申立てについての決定等）

第12条 学長は、前条第1項の異議申立てがあった場合、委員会に当該異議申立てについて審議させる。

2 委員会は、当該異議申立てについて審議し、その結果を学長に報告する。

3 委員会は、必要があると認めるときは、当該学部長等に対して再調査を求めることができる。

4 学長は、第2項に規定する報告を受け、懲戒を減免する必要があると認めた場合には教育研究評議会の議を経て懲戒を減免する決定をし、異議申立てに理由がないと認めた場合には教育研究評議会の議を経て異議申立棄却の決定をする。

5 学長は、前項の決定を当該学生に速やかに通知しなければならない。

（退学の制限）

第13条 懲戒の決定以前に当該学生から退学の申出があったときは、当該学部長等はこれを受理しない。

（無期の停学の解除）

第14条 無期の停学の解除を決定するときは、第7条から第9条までに定める手続を準用する。

第4章 雑則

（準用）

第15条 この規程は、大学院学生の懲戒について準用する。

2 前項の規定に基づき準用するに当たっては、規程中「学部長等」及び「学部等」をそれぞれ「研究科長又は教育部長」及び「研究科又は教育部」と読み替える。

附 則

この規程は、平成19年6月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成27年2月18日規程第77号）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日までに行われた懲戒対象行為に対する懲戒の適用については、この規程による改正後の静岡大学学生懲戒規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月18日規則第89号）抄

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月20日規程第83号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

5 静岡大学人文社会科学部規則

(平成4年12月21日全部改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）に基づき、静岡大学人文社会科学部（静岡大学地域創造学環を除く。）（以下「本学部」という。）における教育その他必要な事項を定める。

(人材育成に関する目的)

第1条の2 本学部は、人文・社会科学の各分野の専門的知識・能力を身につけるとともに、国際的な視野と幅広い教養を備え、社会の発展に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(学科等)

第2条 本学部は、学則第4条に規定する次の学科で構成し、法学科及び経済学科に夜間主コースを併せ置く。

- 社会学科
- 言語文化学科
- 法学科
- 経済学科

(履修コース)

第3条 言語文化学科に次の履修コースを置く。

- 日本・アジア言語文化、欧米言語文化、比較言語文化

(教育課程)

第4条 本学部の教育課程は、専門科目及び教養科目をもって編成する。

第5条 専門科目の授業及び教養科目の授業は、この規則及び静岡大学全学教育科目規程の定めるところによる。

(単位の計算)

第6条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

(1) 専門科目

ア 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学習を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

イ 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

ウ 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。

エ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1時間又は3時間
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

(2) 教養科目については、静岡大学全学教育科目規程の定めるところによる。

(3) 卒業論文は、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(授業科目及び履修方法)

第7条 各学科の授業科目及び履修方法は、別表第Iのとおりとする。

(夜間主コースの履修の特例)

第8条 夜間主コースの学生は、昼間コース開講の法学科及び経済学科の専門科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定により修得した単位は60単位を限度と

して、第15条に規定する卒業所要単位に含めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、昼間コース開講の法学科及び経済学科の専門科目の履修及び修得単位の扱いについては、別に定める。

4 昼間コースの教養科目の履修及び修得単位の扱いについては、別に定める。

(履修登録)

第9条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに所定の手続きに従い登録しなければならない。

2 前項の規定により履修登録できる単位数の上限については、静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則の定めるところによる。

(履修コースの決定)

第10条 言語文化学科学生の履修コースは第2年次当初に決定するものとし、その手続き等については、当該学科が別に定める。

(卒業論文)

第11条 卒業に必要な単位として、卒業論文を課すことができる。

2 卒業論文の提出に必要な要件は、別に定める。

(単位の授与、成績評価)

第12条 履修した授業科目は、授業科目担当教員が試験の結果及び平常の学習状況を総合して成績を評価し、合格した者に単位を授与する。

2 成績の評価は、「秀」、「優」、「良」、「可」、及び「不可」とし、「秀」、「優」、「良」及び「可」を合格、「不可」を不合格とする。

(試験)

第13条 試験は、各学期ごとに期日を定めて行う。ただし、授業科目によっては、随時行うことがある。

2 病気その他正当な理由により試験を受けることのできなかつた者は、別に定める手続きにより追試験を受けることができる。

第14条 削除

(卒業認定)

第15条 卒業の認定を受けるには、別表第Ⅱに定める単位を修得しなければならない。

(教員免許)

第16条 教育職員免許法に基づく教員の免許状を取得

しようとする者は、教科に関する科目及び別表第Ⅲに定める教職に関する科目について、所要の単位を修得しなければならない。

2 教職に関する科目の単位は、卒業に必要な単位に含めることができる。

3 修得単位の扱いについては、別に定める。

(他学部における授業科目の履修)

第17条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条の2 本学部に入學する前に履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を卒業に必要な単位として、認定することがある。

2 認定の方法、既修得単位の扱いについては、別に定める。

(退学等)

第18条 学生が、退学、休学、留學又は転學等をしようとするときは、所定の願書を人文社会科学部長に提出するものとする。

(編入學、転入學)

第19条 本学部編入學又は転入學を志望する者があるときは、選考のうえ、入學を許可することがある。

2 選考の方法、既修得単位の扱い等については、別に定める。

(再入學)

第20条 再入學を許可された者の在學期間は、残余年数とする。

(転学部、転学科)

第21条 学生が本学部への転学部又は他学科への転学科を志望するときは、編入學及び転入學の場合に準じて、これを取り扱うものとする。なお、転学部及び転学科を許可された者の既修得単位の認定については、別に定める。

(研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流特別学部学生)

第22条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び短期交流特別学部学生について必要な事項は、別に定める。

(学生指導)

第23条 学生の勉學その他の相談に応ずるため、指導

教員を置く。

- 2 学生は、学年の初めに、所属する学科の教員のうちから指導教員1人を選び、その承認を得て、人文社会科学部長に届け出るものとする。

(雑則)

第24条 学則、これに基づく別段の定め及びこの規則の定めによるほか、本学部の教育課程及び履修方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日において現に在学する者については、改正後の静岡大学人文学部規則の規定は適用せず、なお従前の例による。

〈以下、平成7年3月15日から平成16年5月12日までの改正の附則省略〉

附 則 (平成16年11月11日規則)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月15日規則)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文学部規則の規定(第12条を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20年4月1日規則)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月16日規則)

この規則は、平成21年4月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年4月1日規則第1号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、一部の授業科目については、別に指定するところにより、履修させることができる。

附 則 (平成22年5月19日規則)

この規則は、平成22年5月19日から施行する。

附 則 (平成22年7月8日規則)

1 この規則は、平成22年7月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

- 2 平成21年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月10日規則)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〈平成23年9月15日の改正の附則省略〉

附 則 (平成23年10月13日規則第20号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文社会科学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〈以下、平成24年2月1日から平成24年11月8日までの改正の附則省略〉

附 則 (平成24年12月5日規則第35号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文社会科学部規則の規定にかかわらず、第9条第1項の規定を除き、なお従前の例による。ただし、一部の授業科目については、別に指定するところにより、履修させることができる。

〈以下、平成25年2月14日から平成25年7月11日までの改正の附則省略〉

附 則 (平成25年12月12日規則第73号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文社会科学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

学科別授業科目表（第 7 条関係）

社会学科（ABP留学生コースを除く。）

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
必修	研究演習 I	2	演	3	
	研究演習 II	2	演	3	
	卒業演習 I	2	演	4	
	卒業演習 II	2	演	4	
	卒業論文	8	演	4	
	小計	16			
必修	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表 I 人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による）	12			
選択	人間学概論	2	講	1	《基盤科目》 3科目6単位以上を選択必修。 （別表第 II の「学科共通専門科目」に当たる）
	社会学概論	2	講	1	
	心理学概論	2	講	1	
	文化人類学概論	2	講	1	
	歴史学概論	2	講	1	
	フィールドワーク基礎演習	2	演	1	
	哲学概論	2	講	1	
	社会調査入門	2	講	1	
	基礎心理学	2	講	1	
	文化人類学入門	2	講	1	
	日本史概論	2	講	1	
	外国史概論	2	講	1	
	考古学概論	2	講	1	
	統計・データ解析 I	2	講	1	
	統計・データ解析 II	2	演	2	
	Social and Human Studies	2	演	2～4	
	選択 科目	哲学の歴史 I	2	講	2～3
哲学の歴史 II		2	講	2～3	
日本宗教学思想		2	講	2～3	
倫理学基礎論		2	講	2～3	
芸術文化思想		2	講	2～3	
日本思想概説		2	講	2～3	
人間学各論		2	講	2～3	
ギリシア語 I		2	講	2～3	
ギリシア語 II		2	講	2～3	
ラテン語 I		2	講	2～3	
ラテン語 II		2	講	2～3	
社会学基礎理論 I		2	講	2～3	
社会学基礎理論 II		2	講	2～3	
環境共生と地域の社会学		2	講	1～3	
家族とジェンダーの社会学		2	講	2～3	
地域社会と福祉		2	講	2～3	
グローバル化の社会学		2	講	2～3	

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 科 目	地域社会学	2	講	2～3	
	教育現象の社会学	2	講	2～3	
	自己と関係の社会学	2	講	2～3	
	仕事の社会学	2	講	2～3	
	男女共同参画論	2	講	2～3	
	地域連携論	2	講	1～3	
	神経心理学	2	講	2～3	
	認知心理学	2	講	2～3	
	社会心理学 I	2	講	2～3	
	社会心理学 II	2	講	2～3	
	人格心理学 I	2	講	2～3	
	人格心理学 II	2	講	2～3	
	異常心理学 I	2	講	2～3	
	異常心理学 II	2	講	2～3	
	発達心理学 I	2	講	2～3	
	発達心理学 II	2	講	2～3	
	臨床心理学 I	2	講	2～3	
	臨床心理学 II	2	講	2～3	
	発達臨床心理学 I	2	講	2～3	
	発達臨床心理学 II	2	講	2～3	
	臨床社会心理学 I	2	講	2～3	
	臨床社会心理学 II	2	講	2～3	
	文化人類学 学説史 I	2	講	2～3	
	文化人類学 学説史 II	2	講	2～3	
	民族文化論 I	2	講	2～3	
	民族文化論 II	2	講	2～3	
	人間環境論 I	2	講	2～3	
	人間環境論 II	2	講	2～3	
	現代文化論 I	2	講	2～3	
	現代文化論 II	2	講	2～3	
	地域社会論 I	2	講	2～3	
	地域社会論 II	2	講	2～3	
	日本史概説	2	講	2	
	西洋史概説	2	講	2	
	アジア史概説	2	講	2	
	考古学概説	2	講	2	
	比較文化史 I	2	講	2～3	
	比較文化史 II	2	講	2～3	
	社会史 I	2	講	2～3	
	社会史 II	2	講	2～3	
日本中世社会史	2	講	3～4		
日本近世社会史	2	講	3～4		
日本近世地域史	2	講	3～4		
アジア文明史 I	2	講	3～4		
アジア文明史 II	2	講	3～4		
ヨーロッパ文明史 I	2	講	3～4		
ヨーロッパ文明史 II	2	講	3～4		
アジア社会史 I	2	講	3～4		

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 専 門 科 目	アジア社会史 II	2	講	3～4	《専門コア科目》 (人間学) 10単位以上を選択必修(別表第Ⅱの「個別分野専門科目」に当たる) (社会学) (心理学) (文化人類)
	西洋社会史 I	2	講	3～4	
	西洋社会史 II	2	講	3～4	
	農耕文化論	2	講	3～4	
	農耕社会論	2	講	3～4	
	先史文化論	2	講	3～4	
	先史社会論	2	講	3～4	
	人間学の調査と探究 I - a	1	実	2～4	
	人間学の調査と探究 I - b	1	実	2～4	
	人間学の調査と探究 II - a	1	実	2～4	
	人間学の調査と探究 II - b	1	実	2～4	
	応用倫理学実習 I	1	実	2～4	
	応用倫理学実習 II	1	実	2～4	
	ヨーロッパ思想演習	2	演	2～4	
	アジア・日本文化論演習	2	演	2～4	
	芸術文化思想演習	2	演	2～4	
	人間学演習 I	2	演	2～4	
	人間学演習 II	2	演	2～4	
	倫理学演習 I	2	演	2～4	
	倫理学演習 II	2	演	2～4	
	哲学演習	2	演	2～4	
	社会学基礎演習 I	2	演	2	
	社会学基礎演習 II	2	演	2	
	社会学応用演習 I	2	演	2	
	社会学応用演習 II	2	演	2	
	質的調査法演習 I	2	演	2～4	
	質的調査法演習 II	2	演	2～4	
計量社会学演習	2	演	2～4		
量的調査法演習 I	2	演	2～4		
量的調査法演習 II	2	演	2～4		
量的調査法演習 III	2	演	2～4		
社会心理学演習 I	2	演	2～4		
社会心理学演習 II	2	演	2～4		
臨床心理学演習 I	2	演	2～4		
臨床心理学演習 II	2	演	2～4		
発達臨床心理学演習 I	2	演	2～4		
発達臨床心理学演習 II	2	演	2～4		
心理学研究法 I	2	実	2		
心理学実験実習 I	2	実	2		
心理学研究法 II	2	実	3		
心理学実験実習 II	2	実	3		
グループアプローチ実習 I	1	実	2～4		
グループアプローチ実習 II	1	実	2～4		
文化人類学調査法 I	2	演	2～4		
文化人類学調査法 II	2	演	2～4		
民族文化論講読演習	2	演	2～4		
人間環境論講読演習	2	演	2～4		
現代文化論講読演習	2	演	2～4		
地域社会論講読演習	2	演	2～4		

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 科 専 門 科 目	民族文化論演習	2	演	2～4	(歴史学)
	人間環境論演習	2	演	2～4	
	現代文化論演習	2	演	2～4	
	地域社会論演習	2	演	2～4	
	フィールドワーク実習Ⅰ	1	実	3	
	フィールドワーク実習Ⅱ	1	実	3	
	日本史基礎演習Ⅰ	2	演	2	
	日本史基礎演習Ⅱ	2	演	2	
	世界史基礎演習Ⅰ	2	演	2	
	世界史基礎演習Ⅱ	2	演	2	
	考古学基礎演習Ⅰ	2	演	2	
	考古学基礎演習Ⅱ	2	演	2	
	日本史学史料講読Ⅰ	2	演	3～4	
	日本史学史料講読Ⅱ	2	演	3～4	
	アジア史文献講読Ⅰ	2	演	3～4	
	アジア史文献講読Ⅱ	2	演	3～4	
	西洋史文献講読Ⅰ	2	演	3～4	
	西洋史文献講読Ⅱ	2	演	3～4	
	アジア史史料講読Ⅰ	2	演	3～4	
	アジア史史料講読Ⅱ	2	演	3～4	
	西洋史史料講読Ⅰ	2	演	3～4	
	西洋史史料講読Ⅱ	2	演	3～4	
	考古学資料講読Ⅰ	2	演	3～4	
	考古学資料講読Ⅱ	2	演	3～4	
	古文書実習Ⅱ	2	実	3～4	
	古文書実習Ⅲ	2	実	3～4	
	考古学実習Ⅱ	2	実	3～4	
	考古学実習Ⅲ	2	実	3～4	
	生涯学習概論	2	講	1	《資格等科目》 (学芸員科目)
	博物館概論	2	講	1	
	博物館経営論	2	講	2	
	博物館資料論Ⅰ	1	講	2	
博物館資料論Ⅱ	1	講	2		
博物館展示論	2	講	2		
博物館情報・メディア論	2	講	2		
博物館資料保存論	2	講	3		
博物館教育論	2	講	3		
博物館館務実習	1	実	3～4		
古文書実習Ⅰ-a	1	実	2	} 合わせて履修すること	
古文書実習Ⅰ-b	1	実	2		
考古学実習Ⅰ-a	1	実	2	} 合わせて履修すること	
考古学実習Ⅰ-b	1	実	2		
人文地理学	2	講	2～4	(教職地歴)	
自然地理学	2	講	2～4		
地理誌	2	講	2～4		
小計	56以上			56単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
養 習	A群 人文社会科学の課題と探究Ⅰ	2	講	1～3	

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考	
選 部 共 通 専 門 科 目 抉	A 群	人文社会科学の課題と探究Ⅱ	2	講	1～3	A群から1年次後期以降2科目4単位を選択必修。学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。
		現代社会の変容とキャリア形成	2	講	1～3	
		地域社会と企業活動	2	講	1～3	
		現代社会と経済	2	講	1～3	
		現代社会と企業	2	講	1～3	
		政治学概論	2	講	1～3	
		多元的共生社会論	2	講	1～3	
		地域創造文化論	2	講	1～3	
		地域社会の言語文化	2	講	1～3	
		地域共生と法	2	講	1～3	
		地域社会と人権	2	講	1～3	
		地域社会と歴史	2	講	1～3	
		国際日本学基礎Ⅰ	2	講	1～3	
		国際日本学基礎Ⅱ	2	講	1～3	
	B 群	インターンシップⅠ	2	実	2	A・B群から計8単位（選択必修4単位を含む）の履修を標準とする。
		インターンシップⅡ	2	実	3	
		国際日本学基礎演習Ⅰ	2	演	2～4	
		国際日本学基礎演習Ⅱ	2	演	2～4	
		国際日本学演習Ⅰ	2	演	3～4	
		国際日本学演習Ⅱ	2	演	3～4	
		海外研修Ⅰ	1	実	1～4	
		海外研修Ⅱ	1	実	1～4	
		海外研修Ⅲ	2	実	1～4	
		海外研修Ⅳ	2	実	1～4	
	留 学 生 対 象 科 目	日本語上級作文Ⅰ	2	演	3～4	留学生対象科目
		日本語上級作文Ⅱ	2	演	3～4	留学生対象科目
		小計	4以上			単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コースを除く。)(教養科目)による)	16以上			16単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
自由科目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	20以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。	
合計履修単位数		124単位以上				

言語文化学科（ABP留学生コースを除く。）

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
必修	言語学概論 I	2	講	2	
	言語学概論 II	2	講	2	
	文学概論 I	2	講	2	
	文学概論 II	2	講	2	
	課題研究 I	2	演	4	
	課題研究 II	2	演	4	
	卒業論文	8		4	
	小計	20			
教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表 I 人文社会科学部 (ABP留学生コースを除く。)(教養科目)による)		12		
選択	日本・アジア言語文化基礎論 I	2	講	1	日本・アジア言語文化コース
	日本・アジア言語文化基礎論 II	2	講	1	
	日本文学概論 I	2	講	2～4	
	日本文学概論 II	2	講	2～4	
	日本語学概論 I	2	講	2～4	
	日本語学概論 II	2	講	2～4	
	中国文学概論 I	2	講	2～4	
	中国文学概論 II	2	講	2～4	
	中国語学概論 I	2	講	2～4	
	中国語学概論 II	2	講	2～4	
	日本文学史 I	2	講	3～4	
	日本文学史 II	2	講	3～4	
	日本文学史 III	2	講	3～4	
	日本文学史 IV	2	講	3～4	
	中国文学史 I	2	講	2～4	
	中国文学史 II	2	講	2～4	
	中国語学史	2	講	2～4	
	中国事情	2	講	1	
	日本言語文化各論 I	2	講	2～4	
	日本言語文化各論 II	2	講	2～4	
	日本言語文化各論 III	2	講	2～4	
	日本言語文化各論 IV	2	講	2～4	
	日本言語文化各論 V	2	講	2～4	
	日本言語文化各論 VI	2	講	1	
	中国言語文化各論 I	2	講	2～4	
	中国言語文化各論 II	2	講	2～4	
	中国言語文化各論 III	2	講	2～4	
	中国言語文化各論 IV	2	講	2～4	
	中国言語文化各論 V	2	講	2～4	
	日本言語文化基礎講読 I	2	講	2～4	
日本言語文化基礎講読 II	2	講	2～4		
日本言語文化基礎講読 III	2	講	2～4		
日本言語文化基礎講読 IV	2	講	2～4		
日本言語文化基礎講読 V	2	講	2～4		
日本言語文化基礎講読 VI	2	講	1		

中国語学概論 I の単位修得を履修条件とする。

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 科 専 門 扱 目	日本文学講読 I	2	講	3~4	
	日本文学講読 II	2	講	3~4	
	日本文学講読 III	2	講	3~4	
	日本文学講読 IV	2	講	3~4	
	中国言語文化基礎講読 I	2	講	2~4	
	中国言語文化基礎講読 II	2	講	2~4	
	中国言語文化基礎講読 III	2	講	2~4	
	中国言語文化講読 I	2	講	2~4	
	中国言語文化講読 II	2	講	2~4	
	中国言語文化講読 III	2	講	2~4	
	中国言語文化講読 IV	2	講	2~4	
	中国言語文化講読 V	2	講	2~4	
	日本語文化基礎演習	2	演	1	
	中国言語文化基礎演習 I	2	演	2~4	
	中国言語文化基礎演習 II	2	演	2~4	
	中国言語文化基礎演習 III	2	演	2~4	
	日本文学演習 I	2	演	3~4	
	日本文学演習 II	2	演	3~4	
	日本文学演習 III	2	演	3~4	
	日本文学演習 IV	2	演	3~4	
	日本文学演習 V	2	演	3~4	
	日本文学演習 VI	2	演	3~4	
	日本文学演習 VII	2	演	3~4	
	日本文学演習 VIII	2	演	3~4	
	日本語学演習 I	2	演	3~4	
	日本語学演習 II	2	演	3~4	
	中国言語文化演習 I	2	演	2~4	
	中国言語文化演習 II	2	演	2~4	
	中国言語文化演習 III	2	演	2~4	
	中国言語文化演習 IV	2	演	2~4	
	中国言語文化演習 V	2	演	2~4	
	中国語コミュニケーション論	2	講	2~4	
	英米言語文化基礎論	2	講	1	
ヨーロッパ言語文化基礎論 I	2	講	1		
ヨーロッパ言語文化基礎論 II	2	講	1		
英米言語文化基礎演習	2	演	1		
英語学概論 I	2	講	2		
英語学概論 II	2	講	2		
英語史	2	講	3~4		
英米事情	2	講	2		
ドイツ文学概論 I	2	講	2		
ドイツ文学概論 II	2	講	2		
ドイツ語史	2	講	3~4		
ドイツ語学概論 I	2	講	1		
ドイツ語学概論 II	2	講	2		
ドイツ事情 I	2	講	2~4		
ドイツ事情 II	2	講	2~4		

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 科 専 門 科 目	ド イ ツ 事 情 III	2	講	2~4	
	ド イ ツ 事 情 IV	2	講	2~4	
	ド イ ツ 事 情 V	2	講	2~4	
	ド イ ツ 事 情 VI	2	講	2~4	
	フ ラ ン ス 文 学 概 論 I	2	講	2	
	フ ラ ン ス 文 学 概 論 II	2	講	2	
	フ ラ ン ス 語 学 概 論 I	2	講	2	
	フ ラ ン ス 語 学 概 論 II	2	講	2	
	フ ラ ン ス 事 情 I	2	講	2~4	
	フ ラ ン ス 事 情 II	2	講	2~4	
	フ ラ ン ス 事 情 III	2	講	2~4	
	フ ラ ン ス 事 情 IV	2	講	2~4	
	英 米 文 学 史 I	2	講	2	
	英 米 文 学 史 II	2	講	2	
	ド イ ツ 文 学 史 I	2	講	3~4	
	ド イ ツ 文 学 史 II	2	講	3~4	
	ド イ ツ 文 学 史 III	2	講	3~4	
	ド イ ツ 文 学 史 IV	2	講	3~4	
	イ ギ リ ス 文 学 文 化 各 論 I	2	講	3~4	
	イ ギ リ ス 文 学 文 化 各 論 II	2	講	3~4	
	ア メ リ カ 文 学 文 化 各 論 I	2	講	3~4	
	ア メ リ カ 文 学 文 化 各 論 II	2	講	3~4	
	英 語 表 象 各 論 I	2	講	2~4	
	英 語 表 象 各 論 II	2	講	2~4	
	英 語 学 各 論 I	2	講	3~4	
	英 語 学 各 論 II	2	講	3~4	
	ド イ ツ 言 語 文 化 各 論 I	2	講	3~4	
	ド イ ツ 言 語 文 化 各 論 II	2	講	3~4	
	ド イ ツ 言 語 文 化 各 論 III	2	講	3~4	
	ド イ ツ 言 語 文 化 各 論 IV	2	講	3~4	
	ド イ ツ 言 語 文 化 各 論 V	2	講	3~4	
	ド イ ツ 言 語 文 化 各 論 VI	2	講	3~4	
	ド イ ツ 言 語 文 化 特 論 I	2	講	2~4	
	ド イ ツ 言 語 文 化 特 論 II	2	講	2~4	
	ド イ ツ 言 語 文 化 特 論 III	2	講	2~4	
	ド イ ツ 言 語 文 化 特 論 IV	2	講	2~4	
	ド イ ツ 言 語 文 化 特 論 V	2	講	2~4	
	ド イ ツ 言 語 文 化 特 論 VI	2	講	2~4	
	フ ラ ン ス 言 語 文 化 各 論 I	2	講	3~4	
	フ ラ ン ス 言 語 文 化 各 論 II	2	講	3~4	
フ ラ ン ス 言 語 文 化 各 論 III	2	講	3~4		
フ ラ ン ス 言 語 文 化 各 論 IV	2	講	3~4		
フ ラ ン ス 言 語 文 化 各 論 V	2	講	3~4		
フ ラ ン ス 言 語 文 化 各 論 VI	2	講	3~4		
フ ラ ン ス 言 語 文 化 特 論 I	2	講	3~4		
フ ラ ン ス 言 語 文 化 特 論 II	2	講	3~4		
フ ラ ン ス 言 語 文 化 特 論 III	2	講	3~4		
フ ラ ン ス 言 語 文 化 特 論 IV	2	講	3~4		
フ ラ ン ス 言 語 文 化 特 論 V	2	講	3~4		

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 科 専 門 科 目	フランス言語文化特論 VI	2	講	3～4	
	ドイツ言語文化基礎演習 I	2	演	2	
	ドイツ言語文化基礎演習 II	2	演	2	
	ドイツ言語文化基礎演習 III	2	演	2	
	ドイツ言語文化基礎演習 IV	2	演	2	
	ドイツ言語文化基礎演習 V	2	演	2	
	ドイツ言語文化基礎演習 VI	2	演	2	
	ドイツ言語文化演習 I	2	演	3～4	
	ドイツ言語文化演習 II	2	演	3～4	
	ドイツ言語文化演習 III	2	演	3～4	
	ドイツ言語文化演習 IV	2	演	3～4	
	ドイツ言語文化演習 V	2	演	3～4	
	ドイツ言語文化演習 VI	2	演	3～4	
	ドイツ文学演習 I	2	演	3～4	
	ドイツ文学演習 II	2	演	3～4	
	ドイツ文学演習 III	2	演	3～4	
	ドイツ文学演習 IV	2	演	3～4	
	ドイツ文学演習 V	2	演	3～4	
	ドイツ文学演習 VI	2	演	3～4	
	フランス言語文化基礎演習 I	2	演	2	
	フランス言語文化基礎演習 II	2	演	2	
	フランス言語文化基礎演習 III	2	演	2～4	
	フランス言語文化基礎演習 IV	2	演	2～4	
	フランス言語文化演習 I	2	演	3～4	
	フランス言語文化演習 II	2	演	3～4	
	フランス言語文化演習 III	2	演	3～4	
	フランス言語文化演習 IV	2	演	3～4	
	フランス言語文化演習 V	2	演	3～4	
	フランス言語文化演習 VI	2	演	3～4	
	フランス文学演習 I	2	演	3～4	
	フランス文学演習 II	2	演	3～4	
	フランス文学演習 III	2	演	3～4	
	フランス文学演習 IV	2	演	3～4	
	フランス文学演習 V	2	演	3～4	
	フランス文学演習 VI	2	演	3～4	
	イギリス文学文化基礎読解 I	2	演	2	
	イギリス文学文化基礎読解 II	2	演	2	
	アメリカ文学文化基礎読解 I	2	演	2	
	アメリカ文学文化基礎読解 II	2	演	2	
	英語学基礎読解 I	2	演	2	
	英語学基礎読解 II	2	演	2	
	イギリス文学文化読解 I	2	演	3～4	
イギリス文学文化読解 II	2	演	3～4		
アメリカ文学文化読解 I	2	演	3～4		
アメリカ文学文化読解 II	2	演	3～4		
英語学読解 I	2	演	3～4		
英語学読解 II	2	演	3～4		
オーラルイングリッシュ I	2	演	2		
オーラルイングリッシュ II	2	演	2		

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 科 専 門 科 目	英 語 表 現 法 I	2	演 演	2	
	英 語 表 現 法 II	2	演 演	2	
	英 語 プレゼンテーション I	2	演 演	3～4	
	英 語 プレゼンテーション II	2	演 演	3～4	
	アカデミックライティング I	2	演 演	3～4	
	アカデミックライティング II	2	演 演	3～4	
	ドイツ語コミュニケーション論 I	2	講 講	2～4	
	ドイツ語コミュニケーション論 II	2	講 講	2～4	
	フランス語コミュニケーション論 I	2	講 講	2～4	
	フランス語コミュニケーション論 II	2	講 講	2～4	
	比較言語文化基礎論 I	2	講 講	1	比較言語文化コース
	比較言語文化基礎論 II	2	講 講	1	
	比較文学概論 I	2	講 講	2～4	
	比較文学概論 II	2	講 講	2～4	
	比較文学概論 III	2	講 講	2～4	
	比較文化概論 I	2	講 講	2～4	
	比較文化概論 II	2	講 講	2～4	
	比較文化概論 III	2	講 講	2～4	
	比較文化概論 IV	2	講 講	2～4	
	対照言語学 I	2	講 講	2～4	
	対照言語学 II	2	講 講	2～4	
	対照言語学 III	2	講 講	3～4	
	対照言語学 IV	2	講 講	3～4	
	対照言語学 V	2	講 講	3～4	
	比較言語文化各論 I	2	講 講	2	
	比較言語文化各論 II	2	講 講	2	
	比較言語文化各論 III	2	講 講	3～4	
	比較言語文化各論 IV	2	講 講	3～4	
	比較文学各論 I	2	講 講	2～4	
	比較文学各論 II	2	講 講	2～4	
	比較文学各論 III	2	講 講	3～4	
	比較文学各論 IV	2	講 講	3～4	
比較文学各論 V	2	講 講	3～4		
比較文化各論 I	2	講 講	2～4		
比較文化各論 II	2	講 講	2～4		
比較文化各論 III	2	講 講	3～4		
比較文化各論 IV	2	講 講	3～4		
比較文化各論 V	2	講 講	3～4		
言語学各論 I	2	講 講	3～4		
言語学各論 II	2	講 講	3～4		
言語学各論 III	2	講 講	3～4		
言語学各論 IV	2	講 講	3～4		
言語学各論 V	2	講 講	2～4		
言語学各論 VI	2	講 講	2～4		
翻訳論 I	2	講 講	3～4		
翻訳論 II	2	講 講	3～4		
翻訳論 III	2	講 講	3～4		
翻訳論 IV	2	講 講	3～4		
一般音声学 I	2	講 講	3～4		

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 科 目	一 般 音 声 学 II	2	演	3～4	一般音声学Ⅰの単位修得を履修条件とする。
	比較文学文化基礎講読Ⅰ	2	講	2	
	比較文学文化基礎講読Ⅱ	2	講	2	
	比較文学文化基礎講読Ⅲ	2	講	2	
	比較文学文化基礎講読Ⅳ	2	演	2	
	比較文学文化基礎講読Ⅴ	2	演	2	
	比較文学文化基礎講読Ⅵ	2	演	2	
	比較文学文化原書講読Ⅰ	2	演	3～4	
	比較文学文化原書講読Ⅱ	2	演	3～4	
	比較文学文化原書講読Ⅲ	2	演	3～4	
	言語学基礎講読Ⅰ	2	講	1	言語学基礎演習Ⅰの単位修得を履修条件とする。
	言語学基礎講読Ⅱ	2	講	1	
	言語学基礎講読Ⅲ	2	講	1	
	言語学基礎講読Ⅳ	2	講	1	
	言語学原書講読Ⅰ	2	講	3～4	
	言語学原書講読Ⅱ	2	講	3～4	
	言語学原書講読Ⅲ	2	講	3～4	
	言語学原書講読Ⅳ	2	講	3～4	
	比較言語文化基礎演習Ⅰ	2	演	2	
	比較言語文化基礎演習Ⅱ	2	演	2	
	言語学基礎演習Ⅰ	2	演	2～4	
	言語学基礎演習Ⅱ	2	演	2～4	
	比較文学演習Ⅰ	2	演	3～4	
	比較文学演習Ⅱ	2	演	3～4	
	比較文学演習Ⅲ	2	演	3～4	
	比較文学演習Ⅳ	2	演	3～4	
	比較文化演習Ⅰ	2	演	3～4	
	比較文化演習Ⅱ	2	演	3～4	
	比較文化演習Ⅲ	2	演	3～4	
	比較文化演習Ⅳ	2	演	3～4	
	言語学演習Ⅰ	2	演	3～4	
	言語学演習Ⅱ	2	演	3～4	
	言語学演習Ⅲ	2	演	3～4	
言語学演習Ⅳ	2	演	3～4		
小 計	38以上			*各所属コースの専門選択科目を38単位履修する。なお、38単位を超えて履修した単位は自由科目区分の所要単位として算定する。	
専 門 英 語 基 礎 Ⅰ	2	演	1～2	学科共通専門科目	
専 門 英 語 基 礎 Ⅱ	2	演	1～2		
専 門 ド イ ツ 語 基 礎 Ⅰ	2	演	1～2		
専 門 ド イ ツ 語 基 礎 Ⅱ	2	演	1～2		
専 門 フ ラ ン ス 語 基 礎 Ⅰ	2	演	1		
専 門 フ ラ ン ス 語 基 礎 Ⅱ	2	演	1		
専 門 フ ラ ン ス 語 基 礎 Ⅲ	2	演	2		
専 門 中 国 語 基 礎 Ⅰ	2	演	1		
専 門 中 国 語 基 礎 Ⅱ	2	演	1		
独 会 話 ・ 作 文 Ⅰ	2	演	2～4		

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考	
選 専 門 科 目	独会話・作文Ⅱ	2	演	2～4		
	独会話・作文Ⅲ	2	演	2～4		
	独会話・作文Ⅳ	2	演	2～4		
	独会話・作文Ⅴ	2	演	2～4		
	独会話・作文Ⅵ	2	演	2～4		
	仏会話・作文Ⅰ	2	演	2～4		
	仏会話・作文Ⅱ	2	演	2～4		
	仏会話・作文Ⅲ	2	演	2～4		
	仏会話・作文Ⅳ	2	演	2～4		
	中国語会話・作文Ⅰ	2	演	1		
	中国語会話・作文Ⅱ	2	演	1		
	静岡岡の文化論	2	講	1		
	情報意匠論	2	講	1		
	音声言語・文章表現Ⅰ	2	講	1～2		
	音声言語・文章表現Ⅱ	2	講	1～2		
	課題演習Ⅰ	2	演	3		
	課題演習Ⅱ	2	演	3		
	芸能文化論	2	講	2～4		
	映像文化論	2	講	2～4		
	伝承文学	2	講	2～4		
	児童文学	2	講	2～4		
	図書館概論	2	講	2～4		
	書道Ⅰ	2	演	3～4		
	書道Ⅱ	2	演	3～4		
	アートマネジメント概論	2	講	1		
	地域社会と文学文化論	2	講	1～4		
	劇場・音楽堂概論	2	講	2～3		
劇場・音楽堂各論	2	講	2～3			
演劇文化論	2	講	2～4			
劇場・音楽堂管理運営演習	2	演	3～4			
アートマネジメント各論	2	講	3～4			
アートマネジメント特講	2	講	3～4			
	小計	4以上			2科目4単位選択必修。 4単位を超えて履修した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
学 部 共 通 専 門 科 目	A 群	人文社会科学の課題と探究Ⅰ	2	講	1～3	A群から1年次後期以降2科目4単位を選択必修。学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。
		人文社会科学の課題と探究Ⅱ	2	講	1～3	
		現代社会の変容とキャリア形成	2	講	1～3	
		地域社会と企業活動	2	講	1～3	
		現代社会と経済	2	講	1～3	
		現代社会と企業	2	講	1～3	
		政治学概論	2	講	1～3	
		多元的共生社会論	2	講	1～3	
		地域創造文化論	2	講	1～3	
		地域社会の言語文化	2	講	1～3	
地域共生と法	2	講	1～3			
地域社会と人権	2	講	1～3			

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考	
選 部 共 通 専 門 科 目	B	地域社会と歴史	2	講	1～3	A・B群から計8単位（選択必修4単位を含む）の履修を標準とする。 留学生対象科目 留学生対象科目
		国際日本学基礎Ⅰ	2	講	1～3	
		国際日本学基礎Ⅱ	2	講	1～3	
	群	インターンシップⅠ	2	実	2	
		インターンシップⅡ	2	実	3	
		国際日本学基礎演習Ⅰ	2	演	2～4	
		国際日本学基礎演習Ⅱ	2	演	2～4	
		国際日本学演習Ⅰ	2	演	3～4	
		国際日本学演習Ⅱ	2	演	3～4	
		海外研修Ⅰ	1	実	1～4	
		海外研修Ⅱ	1	実	1～4	
		海外研修Ⅲ	2	実	1～4	
		海外研修Ⅳ	2	実	1～4	
		海外研修Ⅴ	4	実	1～4	
		日本語上級作文Ⅰ	2	演	3～4	
日本語上級作文Ⅱ	2	演	3～4			
	小計	4以上			4単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コースを除く。)(教養科目)による)	16以上			16単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
自由科目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	30以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。	
合計履修単位数		124単位以上				

法学科 (昼間コース) (ABP留学生コースを除く。)

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
必修	憲法総論・統治機構	2	講	1	
	人民権総論	2	講	1	
	民法総論	4	講	1	
	刑法総論 I	2	講	1	
	刑法総論 II	2	講	1	
	小計	12			
必修	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表 I 人文社会科学部 (ABP留学生コースを除く。)(教養科目)による)	12			
	小計	12			
選択	法学入門	2	講	1	
	刑法各論 I	2	講	2	
	刑法各論 II	2	講	2	
	政治学 I	2	講	1	
	政治学 II	2	講	1	
	法哲学	2	講	2~4	
	法社会学	2	講	2~4	
	法制史 I	2	講	2~4	
	法制史 II	2	講	2~4	
	債権総論 I	2	講	2	
	債権総論 II	2	講	2	
	不債権法	2	講	2~4	
	債権各論	2	講	3	
	社会法論	4	講	2	
	行政法総論	2	講	2	
	行政作用法	2	講	2	
	国際法論	4	講	2~4	
	国際政治論	4	講	2~4	
	公務労働の世	2	講	2	
	人権各論	2	講	2~4	
	行政救済	2	講	3~4	
	税法	2	講	3~4	
	刑事訴訟法 I	2	講	3~4	
	刑事訴訟法 II	2	講	3~4	
	刑事政策	2	講	3~4	
	国際人権法	2	講	3~4	
	国際経済法	2	講	3~4	
	親族・相続法	2	講	3~4	
	物権総論	2	講	2	
	担保物権法	2	講	2~4	
	民事訴訟法	4	講	3~4	
	商法総則・商行為	2	講	3~4	
	手形小切手	2	講	3~4	
	金融商品取引	2	講	3~4	
	保険法	2	講	3~4	
	経済法	2	講	3~4	

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 科 専 門 科 目	知的財産法	2	講	3～4	
	労働法	4	講	3～4	
	社会保険法	4	講	3～4	
	環境法	2	講	2～4	
	行政法	4	講	3～4	
	比較政治学	2	講	3～4	
	比較政治学Ⅰ	2	講	3～4	
	比較政治学Ⅱ	2	講	3～4	
	政治思想Ⅰ	2	講	2～4	
	政治思想Ⅱ	2	講	2～4	
	国際関係論Ⅰ	4	講	2～4	
	国際政治史	4	講	2～4	
	日本政治外交史	4	講	2～4	
	地方自治論	2	講	2～4	
	政策過程論	2	講	2～4	
	サトウセクタ一論	2	講	3～4	
	法律系特殊講義Ⅰ	2	講	3～4	
	法律系特殊講義Ⅱ	2	講	3～4	
	政治系特殊講義Ⅰ	2	講	3～4	
	政治系特殊講義Ⅱ	2	講	3～4	
	法学・政治学案内	2	講	1	
	Japanese Law	2	講	2～4	
	Japan in World Affairs	2	講	2～4	
	Global Politics	2	講	2～4	
	政治学演習Ⅰa	2	演	2	
	政治学演習Ⅰb	2	演	2	
	国際政治史演習Ⅰa	2	演	2	
	国際政治史演習Ⅰb	2	演	2	
	国際関係論演習Ⅰa	2	演	2	
	国際関係論演習Ⅰb	2	演	2	
	政治思想演習Ⅰa	2	演	2	
	政治思想演習Ⅰb	2	演	2	
	行政学演習Ⅰa	2	演	2	
	行政学演習Ⅰb	2	演	2	
	法制史演習Ⅰa	2	演	2	
	法制史演習Ⅰb	2	演	2	
	法哲学演習Ⅰa	2	演	2	
	法哲学演習Ⅰb	2	演	2	
	憲法演習Ⅰa	2	演	2	
	憲法演習Ⅰb	2	演	2	
行政法演習Ⅰa	2	演	2		
行政法演習Ⅰb	2	演	2		
民法演習Ⅰa	2	演	2		
民法演習Ⅰb	2	演	2		
刑事法演習Ⅰa	2	演	2		
刑事法演習Ⅰb	2	演	2		
商法演習Ⅰa	2	演	2		
商法演習Ⅰb	2	演	2		
会社法演習Ⅰa	2	演	2		

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 科 専 門 科 目	会社法演習 I b	2	演	2	
	民事訴訟法演習 I a	2	演	2	
	民事訴訟法演習 I b	2	演	2	
	労働法演習 I a	2	演	2	
	労働法演習 I b	2	演	2	
	社会保障法演習 I a	2	演	2	
	社会保障法演習 I b	2	演	2	
	国際法演習 I a	2	演	2	
	国際法演習 I b	2	演	2	
	政治学演習 II a	2	演	3	
	政治学演習 II b	2	演	3	
	国際政治史演習 II a	2	演	3	
	国際政治史演習 II b	2	演	3	
	国際関係論演習 II a	2	演	3	
	国際関係論演習 II b	2	演	3	
	政治思想演習 II a	2	演	3	
	政治思想演習 II b	2	演	3	
	行政学演習 II a	2	演	3	
	行政学演習 II b	2	演	3	
	法制史演習 II a	2	演	3	
	法制史演習 II b	2	演	3	
	法哲学演習 II a	2	演	3	
	法哲学演習 II b	2	演	3	
	憲法演習 II a	2	演	3	
	憲法演習 II b	2	演	3	
	行政法演習 II a	2	演	3	
	行政法演習 II b	2	演	3	
	民法演習 II a	2	演	3	
	民法演習 II b	2	演	3	
	刑事法演習 II a	2	演	3	
	刑事法演習 II b	2	演	3	
	商法演習 II a	2	演	3	
	商法演習 II b	2	演	3	
	会社法演習 II a	2	演	3	
	会社法演習 II b	2	演	3	
	民事訴訟法演習 II a	2	演	3	
	民事訴訟法演習 II b	2	演	3	
	労働法演習 II a	2	演	3	
	労働法演習 II b	2	演	3	
	社会保障法演習 II a	2	演	3	
	社会保障法演習 II b	2	演	3	
国際法演習 II a	2	演	3		
国際法演習 II b	2	演	3		
卒業論	文	4		4	
	小計	54以上			54単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
学 業 履 修	A群	人文社会科学の課題と探究 I	講	1～3	
		人文社会科学の課題と探究 II	講	1～3	

区分	授業科目		単位数	講義・演習等の別	年次	備考	
選 部 共 通 専 門 科 目	学 部 共 群	現代社会の変容とキャリア形成	2	講	1～3	A群から1年次後期以降2科目4単位を選択必修。学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。	
		地域社会と企業活動	2	講	1～3		
		現代社会と経済	2	講	1～3		
		現代社会と企業	2	講	1～3		
		多元的共生社会論	2	講	1～3		
		地域創造文化論	2	講	1～3		
		地域社会の言語文化	2	講	1～3		
		地域共生と法	2	講	1～3		
		地域社会と人権	2	講	1～3		
		地域社会と歴史	2	講	1～3		
	国際日本学基礎Ⅰ	2	講	1～3			
	国際日本学基礎Ⅱ	2	講	1～3			
	通 専 門 科 目	B 群	インターンシップⅠ	2	実	2	A・B群から計8単位（選択必修4単位を含む）の履修を標準とする。
			インターンシップⅡ	2	実	3	
			国際日本学基礎演習Ⅰ	2	演	2～4	
			国際日本学基礎演習Ⅱ	2	演	2～4	
			国際日本学演習Ⅰ	2	演	3～4	
			国際日本学演習Ⅱ	2	演	3～4	
			海外研修Ⅰ	1	実	1～4	
			海外研修Ⅱ	1	実	1～4	
海外研修Ⅲ			2	実	1～4		
海外研修Ⅳ			2	実	1～4		
海外研修Ⅴ	4	実	1～4				
日本語上級作文Ⅰ	2	演	3～4	留学生対象科目			
日本語上級作文Ⅱ	2	演	3～4	留学生対象科目			
	小計	4以上			4単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。		
教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(A B P 留学生コースを除く。)(教養科目)による)	16以上			16単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。		
自由科目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	26以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。		
合計履修単位数		124単位以上					

法学科（夜間主コース）

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
必修	（授業科目名及び単位数は付表〔教養科目〕による）	14			
選択	憲法総論・統治機構	2	講	1～4	
	民法総論	4	講	1～4	
	政治学Ⅰ	2	講	1～4	
	政治学Ⅱ	2	講	1～4	
	刑法総論Ⅰ	2	講	1～4	
	刑法総論Ⅱ	2	講	1～4	
	刑法入門Ⅰ	2	講	1～4	
	刑法各論Ⅰ	2	講	1～4	
	刑法各論Ⅱ	2	講	1～4	
	人権総論	2	講	1～4	
	法哲学	2	講	1～4	
	法制史Ⅰ	2	講	1～4	
	法制史Ⅱ	2	講	1～4	
	債権総論Ⅰ	2	講	1～4	
	債権総論Ⅱ	2	講	1～4	
	不債権各論	2	講	1～4	
	社会法総論	4	講	1～4	
	行政法総論	2	講	1～4	
	行政法実務	2	講	1～4	
	国際法	4	講	1～4	
	税法Ⅰ	2	講	1～4	
	刑事訴訟法Ⅰ	2	講	1～4	
	刑事訴訟法Ⅱ	2	講	1～4	
	刑事政策	2	講	1～4	
	国際人権法	2	講	1～4	
	国際経済法	2	講	1～4	
	親族・相続総論	2	講	1～4	
	物権法	2	講	1～4	
	民事訴訟法	4	講	1～4	
	民法総論・商行為	2	講	1～4	
	商法小切手	2	講	1～4	
	金融商品取引法	2	講	1～4	
	保険法	2	講	1～4	
	経済財産法	2	講	1～4	
	知的財産法	2	講	1～4	
	労働法	4	講	1～4	
	社会保障法Ⅰ	4	講	1～4	
	政治思想Ⅰ	2	講	1～4	
	政治思想Ⅱ	2	講	1～4	
	国際政治	4	講	1～4	
	外国書講読	2	演	1～4	
	法律系特殊講義Ⅰ	2	講	1～4	

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 科 専 門 科 目	法律系特殊講義 II	2	講	1～4	
	政治系特殊講義 I	2	講	1～4	
	政治系特殊講義 II	2	講	1～4	
	専門演習 a	2	演	3～4	
	専門演習 b	2	演	3～4	
	専門演習 c	2	演	3～4	
	専門演習 d	2	演	3～4	
	専門演習 e	2	演	3～4	
	専門演習 f	2	演	3～4	
	専門演習 g	2	演	3～4	
	専門演習 h	2	演	3～4	
	専門演習 i	2	演	3～4	
	専門演習 j	2	演	3～4	
	専門演習 k	2	演	3～4	
	専門演習 l	2	演	3～4	
	海外研修 I	1	実	1～4	
	海外研修 II	1	実	1～4	
法学・政治学案内 I	2	講	1		
法学・政治学案内 II	2	講	1		
法学科（昼間コース）科目 ※授業科目及び単位数は別表第 I 法学科（昼間コース）（APB 留学生コースを除く。）による					本学部の法学科（昼間コース）の別表にある学科専門科目を含めることができる。 ※昼間コース開講の法学科の専門科目の履修及び修得単位の扱いについては、別に定める。
小 計	66以上				66単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
教養科目	（授業科目名及び単位数は付表「教養科目」による）	10以上			
自由科目	本学部の法学科及び経済学科で開講する学科専門科目	34以上			
合計履修単位数		124単位以上			

経済学科（昼間コース）（ABP留学生コースを除く。）

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
必修	ミクロ経済学 I	2	講	1	
	マクロ経済学 I	2	講	1	
	社会科学基礎演習	2	演	1	
	経済学演習 I a	2	演	2	
	経済学演習 I b	2	演	2	
	経済学演習 II a	2	演	3	
	経済学演習 II b	2	演	3	
	経済学演習 III a	2	演	4	
	経済学演習 III b	2	演	4	
	小計	18			
教養科目	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表 I 人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による）		12		
選択	経済と政策入門	2	講	1	※24単位以上を選択必修
	企業経済論	2	講	1	
	簿記 I	2	講	1	
	簿記 II	2	講	1	
	統計学 I	2	講	2	
	統計学 II	2	講	2	
	ミクロ経済学 II	2	講	2	
	マクロ経済学 II	2	講	2	
	経済政策 I	2	講	2	
	経済政策 II	2	講	2	
	金融論 I	2	講	2	
	金融論 II	2	講	2	
	経営学 I	2	講	2	
	経営学 II	2	講	2	
	日本経済学論	2	講	2	
	経済学説史	2	講	2	
	経済情報処理	2	講	1	
	社会科学情報処理	2	演	1	
	経済数学 I	2	講	1	
	経済数学 II	2	講	2	
ミクロ経済学 III	2	講	3～4		
マクロ経済学 III	2	講	3～4		
政治経済学	2	講	3～4		
国際経済学 I	2	講	3～4		
国際経済学 II	2	講	3～4		
経済統計学	2	講	3～4		
社会統計学 I	2	講	3～4		
社会統計学 II	2	講	3～4		
情報経済学 I	2	講	3～4		
情報経済学 II	2	講	3～4		
計量経済学 I	2	講	3～4		

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 科 専 門 科 目	計量経済学 II	2	講	3～4	
	数量経済分析 I	2	講	3～4	
	数量経済分析 II	2	講	3～4	
	空間経済学 I	2	講	3～4	
	空間経済学 II	2	講	3～4	
	理論と情報特論 I	2	講	3～4	
	理論と情報特論 II	2	講	3～4	
	理論と情報特論 III	2	講	3～4	
	理論と情報特論 IV	2	講	3～4	
	日本経済史 I	2	講	3～4	
	日本経済史 II	2	講	3～4	
	経済史	2	講	3～4	
	地域政策 I	2	講	1～3	
	地域政策 II	2	講	2～4	
	エリア・マネジメント論	2	講	2～4	
	財政学 I	2	講	3～4	
	財政学 II	2	講	3～4	
	国際金融論	2	講	3～4	
	地域金融論	2	講	3～4	
	社会経済論 I	2	講	3～4	
	社会経済論 II	2	講	3～4	
	地方財政論 I	2	講	3～4	
	地方財政論 II	2	講	3～4	
	環境政策	2	講	1～4	
	環境と経済	2	講	2～4	
	都市政策	2	講	3～4	
	スポーツ政策論	2	講	3～4	
	観光政策特論 I	2	講	3～4	
	観光政策特論 II	2	講	3～4	
	観光政策特論 III	2	講	3～4	
	観光政策特論 IV	2	講	3～4	
	企業倫理学	2	講	3～4	
	世界経済論 I	2	講	3～4	
	世界経済論 II	2	講	3～4	
	世界経済論 III	2	講	3～4	
	地域経営 I	2	講	1～3	
	地域経営 II	2	講	2～4	
	地域活性化概論	2	講	1～3	
	マーケティング I	2	講	3～4	
	マーケティング II	2	講	3～4	
	スポーツマーケティング論	2	講	3～4	
	社会保障論 I	2	講	3～4	
社会保障論 II	2	講	3～4		
経営分析論 I	2	講	3～4		
経営分析論 II	2	講	3～4		
税務会計論	2	講	3～4		
アジア経済論 I	2	講	3～4		
アジア経済論 II	2	講	3～4		

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考	
選	ア ジ ア 経 済 論 III	2	講	3～4	教職免許取得希望者のみ受講可 教職免許取得希望者のみ受講可	
	経 営 情 報 論 2	2	講	3～4		
	経 営 戦 略 論 2	2	講	3～4		
	管 理 会 計 論 2	2	講	3～4		
	観 光 経 営 論 2	2	講	3～4		
	企 業 経 済 特 論 I	2	講	3～4		
	企 業 経 済 特 論 II	2	講	3～4		
	企 業 経 済 特 論 III	2	講	3～4		
	企 業 経 済 特 論 IV	2	講	3～4		
	政 治 学 I	2	講	2～4		
	政 治 学 II	2	講	2～4		
	経 済 英 語 I	2	演	2～4		
	経 済 英 語 II	2	演	2～4		
	Advanced Business English 卒 業 論 文	2 4	演 演	2～4 4		
小 計	56以上			56単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。		
択	A 群	人文社会科学の課題と探究 I	2	講	1～3	A群から1年次後期以降2科目4単位を選択必修。学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。
		人文社会科学の課題と探究 II	2	講	1～3	
		現代社会の変容とキャリア形成	2	講	1～3	
		地域社会と企業活動	2	講	1～3	
		政治学概論	2	講	1～3	
		多元的共生社会論	2	講	1～3	
		地域創造文化論	2	講	1～3	
		地域社会の言語文化	2	講	1～3	
		地域共生と法	2	講	1～3	
		地域社会と人権	2	講	1～3	
	国際日本学基礎 I	2	講	1～3		
	国際日本学基礎 II	2	講	1～3		
	B 群	インターンシップ I	2	実	2	A・B群から計8単位（選択必修4単位を含む）の履修を標準とする。
		インターンシップ II	2	実	3	
		国際日本学基礎演習 I	2	演	2～4	
		国際日本学基礎演習 II	2	演	2～4	
		国際日本学演習 I	2	演	3～4	
		国際日本学演習 II	2	演	3～4	
		海外研修 I	1	実	1～4	
		海外研修 II	1	実	1～4	
海外研修 III		2	実	1～4		
海外研修 IV		2	実	1～4		
海外研修 V	4	実	1～4			
日本語上級作文 I	2	演	3～4	留学生対象科目		
日本語上級作文 II	2	演	3～4	留学生対象科目		
小 計	4 以上			4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。		

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選択	教養科目 (授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コースを除く。)(教養科目)による)	16以上			16単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
自由科目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	18以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。
合計履修単位数		124単位以上			

経済学科（夜間主コース）

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
必修	社会科学基礎演習	2	演	1	
	小計	2			
	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コースを除く。)(教養科目)による)	14			
選択科目	経済理論入門	2	講	1～2	
	現代経済入門	2	講	1～2	
	ミクロ経済学Ⅰ	2	講	1～4	
	ミクロ経済学Ⅱ	2	講	2～4	
	マクロ経済学Ⅰ	2	講	1～4	
	マクロ経済学Ⅱ	2	講	2～4	
	国際経済学Ⅰ	2	講	1～4	
	国際経済学Ⅱ	2	講	1～4	
	国際経済学説	2	講	1～4	
	情報経済学	2	講	2～4	
	統計学Ⅰ	2	講	1～4	
	統計学Ⅱ	2	講	2～4	
	経済統計学	2	講	2～4	
	社会統計学Ⅰ	2	講	2～4	
	社会統計学Ⅱ	2	講	2～4	
	計量経済学Ⅰ	2	講	2～4	
	計量経済学Ⅱ	2	講	2～4	
	数量経済学	2	講	2～4	
	空間経済学Ⅰ	2	講	2～4	
	空間経済学Ⅱ	2	講	2～4	
	理論情報特論Ⅰ	2	講	1～4	
	理論情報特論Ⅱ	2	講	1～4	
	理論情報特論Ⅲ	2	講	2～4	
	理論情報特論Ⅳ	2	講	2～4	
	社会経済論Ⅰ	2	講	1～4	
	社会経済論Ⅱ	2	講	1～4	
	環境政策Ⅰ	2	講	1～4	
	環境政策Ⅱ	2	講	1～4	
	財政学Ⅰ	2	講	1～4	
	財政学Ⅱ	2	講	1～4	
	地方財政論Ⅰ	2	講	1～4	
	地方財政論Ⅱ	2	講	1～4	
	金融論Ⅰ	2	講	1～4	
	金融論Ⅱ	2	講	1～4	
	地域金融論	2	講	1～4	
	地域政策Ⅰ	2	講	1～4	
地域政策Ⅱ	2	講	1～4		
地域政策Ⅰ	2	講	1～4		
地域政策Ⅱ	2	講	1～4		
社会保障論	2	講	1～4		

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 科 専 門 科 目	社会保障論	II 2	講	1~4	
	経済史	II 2	講	1~4	
	日本経済史	I 2	講	1~4	
	日本経済史	II 2	講	1~4	
	日本経済論	II 2	講	1~4	
	政策特論	I 2	講	1~4	
	政策特論	II 2	講	1~4	
	政策特論	III 2	講	1~4	
	政策特論	IV 2	講	1~4	
	世界経済論	I 2	講	1~4	
	世界経済論	II 2	講	1~4	
	アジア経済論	I 2	講	1~4	
	アジア経済論	II 2	講	1~4	
	企業倫理	II 2	講	1~4	
	経営学	I 2	講	1~4	
	経営学	II 2	講	1~4	
	経営情報学	II 2	講	1~4	
	経営情報学	II 2	講	1~4	
	会計学	I 2	講	1~4	
	会計学	II 2	講	1~4	
	管理会計	II 2	講	1~4	
	経営分析論	I 2	講	1~4	
	経営分析論	II 2	講	1~4	
	税務会計	II 2	講	1~4	
	マーケティング	I 2	講	1~4	
	マーケティング	II 2	講	1~4	
	企業経済特論	I 2	講	1~4	
	企業経済特論	II 2	講	1~4	
	企業経済特論	III 2	講	1~4	
	企業経済特論	IV 2	講	1~4	
	政治学	I 2	講	1~4	
	政治学	II 2	講	1~4	
	外国書講読	I 2	演	2~4	
	外国書講読	II 2	演	2~4	
	外国書講読	III 2	演	2~4	
	経済学演習	I a 2	演	3	
	経済学演習	I b 2	演	3	
	演習研究論	文 4		3	
	経済学演習	II a 2	演	4	
	経済学演習	II b 2	演	4	
	卒業論	文 4		4	
	海外研修	I 1	実	1~4	
海外研修	II 1	実	1~4		
経済学科（昼間コース）科目 ※授業科目及び単位数は別表第I経済学科（昼間コース）（APB留学生コースを除く。）による					本学部の経済学科（昼間コース）の別表にある学科専門科目を含めることができる。 ※昼間コース開講の経済学科の専門科目の履修及び修得単位の扱いについては、別に定める。

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択	学 科 専 門 科 目	小 計	64以上		64単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	教 養 科 目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コースを除く。)(教養科目)による)	10以上		
自 由 科 目	本学部の法学科及び経済学科で開講する学科専門科目	34以上			
合 計 履 修 単 位 数		124単位以上			

社会学科（ABP留学生コース）

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考	
必	A B P 日本 の 社会	1	演	1	初学期以降 4科目4単位選択必修。 4単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
	A B P 日本 の 歴史	1	演	1		
	A B P 日本 の 地理	1	演	1		
	A B P 日本 の 政治	1	演	1		
	A B P 日本 の 経済	1	演	1		
	小 計	4				
修	研究 演習 I	2	演	3		
	研究 演習 II	2	演	3		
	卒業 演習 I	2	演	4		
	卒業 業 論 文	6	演	4		
	小 計	12				
教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コース)(教養科目)による)		20			
選	人間学 概論	2	講	1	《基盤科目》 3科目6単位以上を選択必修。 (別表第Ⅱの「学科共通専門科目」に当たる)	
	社会学 概論	2	講	1		
	心理学 概論	2	講	1		
	文化人類学 概論	2	講	1		
	歴史学 概論	2	講	1		
	フィールドワーク基礎演習	2	演	1		
	哲学 概論	2	講	1		
	社会調査入門	2	講	1		
	基礎心理学	2	講	1		
	文化人類学入門	2	講	1		
	日本史 概論	2	講	1		
	外国史 概論	2	講	1		
	考古学 概論	2	講	1		
	統計・データ解析Ⅰ	2	講	1		
	統計・データ解析Ⅱ	2	演	2		
	Social and Human Studies	2	演	2～4		
	目	哲学の歴史Ⅰ	2	講	2～3	《発展科目》
		哲学の歴史Ⅱ	2	講	2～3	
		日本宗教学思想	2	講	2～3	
		倫理学基礎論	2	講	2～3	
芸術文化思想		2	講	2～3		
日本思想概説		2	講	2～3		
人間学各論		2	講	2～3		
ギリシア語Ⅰ		2	講	2～3		
ギリシア語Ⅱ		2	講	2～3		
ラテン語Ⅰ		2	講	2～3		
ラテン語Ⅱ		2	講	2～3		
社会学基礎理論Ⅰ		2	講	2～3		
社会学基礎理論Ⅱ		2	講	2～3		
環境共生と地域の社会学		2	講	1～3		
家族とジェンダーの社会学		2	講	2～3		
地域社会と福祉		2	講	2～3		

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 科 専 門 科 目	グローバル化の社会学	2	講	2～3	
	地域社会学	2	講	2～3	
	教育現象の社会学	2	講	2～3	
	自己と関係の社会学	2	講	2～3	
	仕事の社会学	2	講	2～3	
	男女共同参画論	2	講	2～3	
	地域連携論	2	講	1～3	
	神経心理学	2	講	2～3	
	認知心理学	2	講	2～3	
	社会心理学 I	2	講	2～3	
	社会心理学 II	2	講	2～3	
	人格心理学 I	2	講	2～3	
	人格心理学 II	2	講	2～3	
	異常心理学 I	2	講	2～3	
	異常心理学 II	2	講	2～3	
	発達心理学 I	2	講	2～3	
	発達心理学 II	2	講	2～3	
	臨床心理学 I	2	講	2～3	
	臨床心理学 II	2	講	2～3	
	発達臨床心理学 I	2	講	2～3	
	発達臨床心理学 II	2	講	2～3	
	臨床社会心理学 I	2	講	2～3	
	臨床社会心理学 II	2	講	2～3	
	文化人類学学説史 I	2	講	2～3	
	文化人類学学説史 II	2	講	2～3	
	民族文化論 I	2	講	2～3	
	民族文化論 II	2	講	2～3	
	人間環境論 I	2	講	2～3	
	人間環境論 II	2	講	2～3	
	現代文化論 I	2	講	2～3	
	現代文化論 II	2	講	2～3	
	地域社会論 I	2	講	2～3	
	地域社会論 II	2	講	2～3	
	日本史概説	2	講	2	
	西洋史概説	2	講	2	
	アジア史概説	2	講	2	
	考古学概説	2	講	2	
	比較文化史	2	講	2～3	
	比較文化史	2	講	2～3	
	文化交流史	2	講	2～3	
社会史	2	講	3～4		
文化史	2	講	3～4		
社会史	2	講	3～4		
地域史	2	講	3～4		
文明史 I	2	講	3～4		
文明史 II	2	講	3～4		
文明史 I	2	講	3～4		
文明史 II	2	講	3～4		

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考	
選 科 専 門 科 目	アジア社会史 I	2	講	3～4		
	アジア社会史 II	2	講	3～4		
	西洋社会史 I	2	講	3～4		
	西洋社会史 II	2	講	3～4		
	農耕文化論	2	講	3～4		
	農耕社会論	2	講	3～4		
	先史文化論	2	講	3～4		
	先史社会論	2	講	3～4		
	人間学の調査と探究 I - a	1	実	2～4		《専門コア科目》 (人間学) 10単位以上を選択必修(別表第Ⅱの「個別分野専門科目」に当たる)
	人間学の調査と探究 I - b	1	実	2～4		
	人間学の調査と探究 II - a	1	実	2～4		
	人間学の調査と探究 II - b	1	実	2～4		
	応用倫理学実習 I	1	実	2～4		
	応用倫理学実習 II	1	実	2～4		
	ヨーロッパ思想演習	2	演	2～4		
	アジア・日本文化論演習	2	演	2～4		
	芸術文化思想演習	2	演	2～4		
	人間学演習 I	2	演	2～4		
	人間学演習 II	2	演	2～4		
	倫理学演習 I	2	演	2～4		
	倫理学演習 II	2	演	2～4		
	哲学演習	2	演	2～4		
	社会学基礎演習 I	2	演	2	(社会学)	
	社会学基礎演習 II	2	演	2		
	社会学応用演習 I	2	演	2		
	社会学応用演習 II	2	演	2		
	質的調査法演習 I	2	演	2～4		
	質的調査法演習 II	2	演	2～4		
	計量社会学演習	2	演	2～4		
	量的調査法演習 I	2	演	2～4		
	量的調査法演習 II	2	演	2～4		
	量的調査法演習 III	2	演	2～4		
社会心理学演習 I	2	演	2～4	(心理学)		
社会心理学演習 II	2	演	2～4			
臨床心理学演習 I	2	演	2～4			
臨床心理学演習 II	2	演	2～4			
発達臨床心理学演習 I	2	演	2～4			
発達臨床心理学演習 II	2	演	2～4			
心理学研究法 I	2	実	2			
心理学実験実習 I	2	実	2			
心理学研究法 II	2	実	3			
心理学実験実習 II	2	実	3			
グループアプローチ実習 I	1	実	2～4	(文化人類)		
グループアプローチ実習 II	1	実	2～4			
文化人類学調査法 I	2	演	2～4			
文化人類学調査法 II	2	演	2～4			
民族文化論講読演習	2	演	2～4			
人間環境論講読演習	2	演	2～4			
現代文化論講読演習	2	演	2～4			

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 専 門 科 目	地域社会論 講読演習	2	演	2～4	(歴史学)
	民族文化論 演習	2	演	2～4	
	人間環境論 演習	2	演	2～4	
	現代文化論 演習	2	演	2～4	
	地域社会論 演習	2	演	2～4	
	フィールドワーク実習Ⅰ	1	実	3	
	フィールドワーク実習Ⅱ	1	実	3	
	日本史基礎演習Ⅰ	2	演	2	
	日本史基礎演習Ⅱ	2	演	2	
	世界史基礎演習Ⅰ	2	演	2	
	世界史基礎演習Ⅱ	2	演	2	
	考古学基礎演習Ⅰ	2	演	2	
	考古学基礎演習Ⅱ	2	演	2	
	日本史学史料講読Ⅰ	2	演	3～4	
	日本史学史料講読Ⅱ	2	演	3～4	
	アジア史文献講読Ⅰ	2	演	3～4	
	アジア史文献講読Ⅱ	2	演	3～4	
	西洋史文献講読Ⅰ	2	演	3～4	
	西洋史文献講読Ⅱ	2	演	3～4	
	アジア史史料講読Ⅰ	2	演	3～4	
	アジア史史料講読Ⅱ	2	演	3～4	
	西洋史史料講読Ⅰ	2	演	3～4	
	西洋史史料講読Ⅱ	2	演	3～4	
	考古学資料講読Ⅰ	2	演	3～4	
	考古学資料講読Ⅱ	2	演	3～4	
	古文書実習Ⅱ	2	実	3～4	
	古文書実習Ⅲ	2	実	3～4	
	考古学実習Ⅱ	2	実	3～4	
考古学実習Ⅲ	2	実	3～4		
生涯学習概論	2	講	1	《資格等科目》 (学芸員科目)	
博物館概論	2	講	1		
博物館経営論	2	講	2		
博物館資料論Ⅰ	1	講	2		
博物館資料論Ⅱ	1	講	2		
博物館展示論	2	講	2		
博物館情報・メディア論	2	講	2		
博物館資料保存論	2	講	3		
博物館教育論	2	講	3		
博物館館務実習	1	実	3～4		
古文書実習Ⅰ-a	1	実	2		
古文書実習Ⅰ-b	1	実	2		
考古学実習Ⅰ-a	1	実	2		
考古学実習Ⅰ-b	1	実	2		
人文地理学	2	講	2～4	(教職地歴)	
自然地理学	2	講	2～4		
地理誌	2	講	2～4		
小計	56以上			56単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考	
選 共 通 専 門 科 目	A 群	人文社会科学の課題と探究Ⅰ	2	講	1～3	A群から1年次後期以降2科目4単位を選択必修。学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。
		人文社会科学の課題と探究Ⅱ	2	講	1～3	
		現代社会の変容とキャリア形成	2	講	1～3	
		地域社会と企業活動	2	講	1～3	
		現代社会と経済	2	講	1～3	
		現代社会と企業	2	講	1～3	
		政治学概論	2	講	1～3	
		多元的共生社会論	2	講	1～3	
		地域創造文化論	2	講	1～3	
		地域社会の言語文化	2	講	1～3	
		地域共生と法	2	講	1～3	
		地域社会と人権	2	講	1～3	
		地域社会と歴史	2	講	1～3	
		国際日本学基礎Ⅰ	2	講	1～3	
	国際日本学基礎Ⅱ	2	講	1～3		
	B 群	国際日本学基礎演習Ⅰ	2	演	2～4	A・B群から計8単位（選択必修4単位を含む）の履修を標準とする。
		国際日本学基礎演習Ⅱ	2	演	2～4	
		国際日本学演習Ⅰ	2	演	3～4	
		国際日本学演習Ⅱ	2	演	3～4	
		日本語上級作文Ⅰ	2	演	3～4	
日本語上級作文Ⅱ		2	演	3～4		
	小計	4以上			4単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コース)(教養科目)による)	8以上			8単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
自由科目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	20以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。	
合計履修単位数		124以上				

言語文化学科 (ABP留学生コース)

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考	
必修	A B P 日 本 の 社 会	1	演	1	初学期以降 4科目4単位選択必修。 4単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
	A B P 日 本 の 歴 史	1	演	1		
	A B P 日 本 の 地 理	1	演	1		
	A B P 日 本 の 政 治	1	演	1		
	A B P 日 本 の 経 済	1	演	1		
	小 計	4				
	学科専門科目	言 語 学 概 論 I	2	講	2	
		言 語 学 概 論 II	2	講	2	
		文 学 概 論 I	2	講	2	
		文 学 概 論 II	2	講	2	
		課 題 研 究 I	2	演	3	
		課 題 研 究 II	2	演	3	
		卒 業 研 究	2	演	4	
	小 計	14				
教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表I人文社会科学部(ABP留学生コース)(教養科目)による)	20				
選択	日 本 ・ ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 論 I	2	講	1～2	日本・アジア言語文化コース	
	日 本 ・ ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 論 II	2	講	1～2		
	日 本 文 学 概 論 I	2	講	2～4		
	日 本 文 学 概 論 II	2	講	2～4		
	日 本 語 学 概 論 I	2	講	2～4		
	日 本 語 学 概 論 II	2	講	2～4		
	中 国 文 学 概 論 I	2	講	2～4		
	中 国 文 学 概 論 II	2	講	2～4		
	中 国 語 学 概 論 I	2	講	2～3		
	中 国 語 学 概 論 II	2	講	2～3		
	日 本 文 学 史 I	2	講	3～4	中国語学概論Iの単位修得を履修条件とする。	
	日 本 文 学 史 II	2	講	3～4		
	日 本 文 学 史 III	2	講	3～4		
	日 本 文 学 史 IV	2	講	3～4		
	中 国 文 学 史 I	2	講	2～4		
	中 国 文 学 史 II	2	講	2～4		
	中 国 語 史	2	講	2～4		
	中 国 事 情	2	講	1		
	日 本 言 語 文 化 各 論 I	2	講	2～4		
	日 本 言 語 文 化 各 論 II	2	講	2～4		
日 本 言 語 文 化 各 論 III	2	講	2～4			
日 本 言 語 文 化 各 論 IV	2	講	2～4			
日 本 言 語 文 化 各 論 V	2	講	2～4			
日 本 言 語 文 化 各 論 VI	2	講	1～2			
中 国 言 語 文 化 各 論 I	2	講	2～4			
中 国 言 語 文 化 各 論 II	2	講	2～4			
中 国 言 語 文 化 各 論 III	2	講	2～4			
中 国 言 語 文 化 各 論 IV	2	講	2～4			
中 国 言 語 文 化 各 論 V	2	講	2～4			

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 科 専 門 扱 目	日本語文化基礎講読 I	2	講	2～4	
	日本語文化基礎講読 II	2	講	2～4	
	日本語文化基礎講読 III	2	講	2～4	
	日本語文化基礎講読 IV	2	講	2～4	
	日本語文化基礎講読 V	2	講	2～4	
	日本語文化基礎講読 VI	2	講	1～2	
	日本文学講読 I	2	講	3～4	
	日本文学講読 II	2	講	3～4	
	日本文学講読 III	2	講	3～4	
	日本文学講読 IV	2	講	3～4	
	中国語文化基礎講読 I	2	講	2～4	
	中国語文化基礎講読 II	2	講	2～4	
	中国語文化基礎講読 III	2	講	2～4	
	中国語文化講読 I	2	講	2～4	
	中国語文化講読 II	2	講	2～4	
	中国語文化講読 III	2	講	2～4	
	中国語文化講読 IV	2	講	2～4	
	中国語文化講読 V	2	講	2～4	
	日本語文化基礎演習	2	演	1	
	中国語文化基礎演習 I	2	演	2～4	
	中国語文化基礎演習 II	2	演	2～4	
	中国語文化基礎演習 III	2	演	2～4	
	日本文学演習 I	2	演	3	
	日本文学演習 II	2	演	3	
	日本文学演習 III	2	演	3	
	日本文学演習 IV	2	演	3	
	日本文学演習 V	2	演	3	
	日本文学演習 VI	2	演	3	
	日本文学演習 VII	2	演	3	
	日本文学演習 VIII	2	演	3	
	日本語学演習 I	2	演	3	
	日本語学演習 II	2	演	3	
	中国語文化演習 I	2	演	2～4	
中国語文化演習 II	2	演	2～4		
中国語文化演習 III	2	演	2～4		
中国語文化演習 IV	2	演	2～4		
中国語文化演習 V	2	演	2～4		
中国語コミュニケーション論	2	講	2～4		
英米言語文化基礎論	2	講	1～2	欧米言語文化コース 英米言語文化基礎論の単位修得およびTOEIC550点以上取得していることを履修条件とする。	
ヨーロッパ言語文化基礎論 I	2	講	1～2		
ヨーロッパ言語文化基礎論 II	2	講	1～2		
英米言語文化基礎演習	2	講	1		
英語学概論 I	2	講	2		
英語学概論 II	2	講	2		
英語史	2	講	3～4		
英米事情	2	講	2		
ドイツ文学概論 I	2	講	2		

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 科 専 門 科 目	ドイツ文学概論 II	2	講	2	
	ドイツ語史 II	2	講	3~4	
	ドイツ語学概論 I	2	講	1	
	ドイツ語学概論 II	2	講	2	
	ドイツ事情 I	2	講	2~3	
	ドイツ事情 II	2	講	2~3	
	ドイツ事情 III	2	講	2~4	
	ドイツ事情 IV	2	講	2~4	
	ドイツ事情 V	2	講	2~4	
	ドイツ事情 VI	2	講	2~4	
	フランス文学概論 I	2	講	2	
	フランス文学概論 II	2	講	2	
	フランス語学概論 I	2	講	2	
	フランス語学概論 II	2	講	2	
	フランス事情 I	2	講	2~4	
	フランス事情 II	2	講	2~4	
	フランス事情 III	2	講	2~4	
	フランス事情 IV	2	講	2~4	
	英米文学史 I	2	講	2	
	英米文学史 II	2	講	2	
	ドイツ文学史 I	2	講	3~4	
	ドイツ文学史 II	2	講	3~4	
	ドイツ文学史 III	2	講	3~4	
	ドイツ文学史 IV	2	講	3~4	
	イギリス文学文化各論 I	2	講	3~4	
	イギリス文学文化各論 II	2	講	3~4	
	アメリカ文学文化各論 I	2	講	3~4	
	アメリカ文学文化各論 II	2	講	3~4	
	英語表象論 I	2	講	2~4	
	英語表象論 II	2	講	2~4	
	英語学各論 I	2	講	3~4	
	英語学各論 II	2	講	3~4	
	ドイツ言語文化各論 I	2	講	3~4	
	ドイツ言語文化各論 II	2	講	3~4	
	ドイツ言語文化各論 III	2	講	3~4	
	ドイツ言語文化各論 IV	2	講	3~4	
	ドイツ言語文化各論 V	2	講	3~4	
	ドイツ言語文化特論 I	2	講	2~4	
	ドイツ言語文化特論 II	2	講	2~4	
	ドイツ言語文化特論 III	2	講	2~4	
ドイツ言語文化特論 IV	2	講	2~4		
ドイツ言語文化特論 V	2	講	2~4		
ドイツ言語文化特論 VI	2	講	2~4		
フランス言語文化各論 I	2	講	3~4		
フランス言語文化各論 II	2	講	3~4		
フランス言語文化各論 III	2	講	3~4		
フランス言語文化各論 IV	2	講	3~4		
フランス言語文化各論 V	2	講	3~4		

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 科 専 門 科 目	フランス言語文化各論 VI	2	講	3～4	
	フランス言語文化特論 I	2	講	3～4	
	フランス言語文化特論 II	2	講	3～4	
	フランス言語文化特論 III	2	講	3～4	
	フランス言語文化特論 IV	2	講	3～4	
	フランス言語文化特論 V	2	講	3～4	
	フランス言語文化特論 VI	2	講	3～4	
	ドイツ言語文化基礎演習 I	2	演	2	
	ドイツ言語文化基礎演習 II	2	演	2	
	ドイツ言語文化基礎演習 III	2	演	2	
	ドイツ言語文化基礎演習 IV	2	演	2	
	ドイツ言語文化基礎演習 V	2	演	2	
	ドイツ言語文化基礎演習 VI	2	演	2	
	ドイツ言語文化演習 I	2	演	3～4	
	ドイツ言語文化演習 II	2	演	3～4	
	ドイツ言語文化演習 III	2	演	3～4	
	ドイツ言語文化演習 IV	2	演	3～4	
	ドイツ言語文化演習 V	2	演	3～4	
	ドイツ言語文化演習 VI	2	演	3～4	
	ドイツ文学演習 I	2	演	3～4	
	ドイツ文学演習 II	2	演	3～4	
	ドイツ文学演習 III	2	演	3～4	
	ドイツ文学演習 IV	2	演	3～4	
	ドイツ文学演習 V	2	演	3～4	
	ドイツ文学演習 VI	2	演	3～4	
	フランス言語文化基礎演習 I	2	演	2	
	フランス言語文化基礎演習 II	2	演	2	
	フランス言語文化基礎演習 III	2	演	2～4	
	フランス言語文化基礎演習 IV	2	演	2～4	
	フランス言語文化演習 I	2	演	3～4	
	フランス言語文化演習 II	2	演	3～4	
	フランス言語文化演習 III	2	演	3～4	
	フランス言語文化演習 IV	2	演	3～4	
	フランス言語文化演習 V	2	演	3～4	
	フランス言語文化演習 VI	2	演	3～4	
	フランス文学演習 I	2	演	3～4	
	フランス文学演習 II	2	演	3～4	
	フランス文学演習 III	2	演	3～4	
	フランス文学演習 IV	2	演	3～4	
	フランス文学演習 V	2	演	3～4	
	フランス文学演習 VI	2	演	3～4	
	イギリス文学文化基礎読解 I	2	演	2	
イギリス文学文化基礎読解 II	2	演	2		
アメリカ文学文化基礎読解 I	2	演	2		
アメリカ文学文化基礎読解 II	2	演	2		
英語学基礎読解 I	2	演	2		
英語学基礎読解 II	2	演	2		
イギリス文学文化読解 I	2	演	3～4		
イギリス文学文化読解 II	2	演	3～4		

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 科 目	アメリカ文学文化読解 I	2	演	3～4	比較言語文化コース
	アメリカ文学文化読解 II	2	演	3～4	
	英語学読解 I	2	演	3～4	
	英語学読解 II	2	演	3～4	
	オーラルイングリッシュ I	2	演	2	
	オーラルイングリッシュ II	2	演	2	
	英語表現法 I	2	演	2	
	英語表現法 II	2	演	2	
	英語プレゼンテーション I	2	演	3～4	
	英語プレゼンテーション II	2	演	3～4	
	アカデミックライティング I	2	演	3～4	
	アカデミックライティング II	2	演	3～4	
	ドイツ語コミュニケーション論 I	2	講	2～4	
	ドイツ語コミュニケーション論 II	2	講	2～4	
	フランス語コミュニケーション論 I	2	講	2～4	
	フランス語コミュニケーション論 II	2	講	2～4	
	比較言語文化基礎論 I	2	講	1～2	
	比較言語文化基礎論 II	2	講	1～2	
	比較文学概論 I	2	講	2～4	
	比較文学概論 II	2	講	2～4	
	比較文学概論 III	2	講	2～4	
	比較文化概論 I	2	講	2～4	
	比較文化概論 II	2	講	2～3	
	比較文化概論 III	2	講	2～3	
	比較文化概論 IV	2	講	2～4	
	対照言語学 I	2	講	2～4	
	対照言語学 II	2	講	2～4	
	対照言語学 III	2	講	3	
	対照言語学 IV	2	講	3～4	
	対照言語学 V	2	講	3～4	
	比較言語文化各論 I	2	講	2	
	比較言語文化各論 II	2	講	2	
	比較言語文化各論 III	2	講	3～4	
	比較言語文化各論 IV	2	講	3～4	
	比較文学各論 I	2	講	2～4	
	比較文学各論 II	2	講	2～4	
比較文学各論 III	2	講	3～4		
比較文学各論 IV	2	講	3～4		
比較文学各論 V	2	講	3～4		
比較文化各論 I	2	講	2～4		
比較文化各論 II	2	講	2～4		
比較文化各論 III	2	講	3～4		
比較文化各論 IV	2	講	3～4		
比較文化各論 V	2	講	3～4		
言語学各論 I	2	講	3～4		
言語学各論 II	2	講	3～4		
言語学各論 III	2	講	3～4		
言語学各論 IV	2	講	3～4		
言語学各論 V	2	講	2～4		

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 科 専 門 科 目	言語学各論 VI	2	講	2～4	一般音声学 I の単位修得を履修条件とする。
	翻訳論 I	2	講	3～4	
	翻訳論 II	2	講	3～4	
	翻訳論 III	2	講	3～4	
	翻訳論 IV	2	講	3～4	
	一般音声学 I	2	講	3	
	一般音声学 II	2	演	3	
	比較文学文化基礎講読 I	2	講	2	
	比較文学文化基礎講読 II	2	講	2	
	比較文学文化基礎講読 III	2	講	2	
	比較文学文化基礎講読 IV	2	演	2	
	比較文学文化基礎講読 V	2	演	2	
	比較文学文化基礎講読 VI	2	演	2	
	比較文学文化原書講読 I	2	演	3～4	
	比較文学文化原書講読 II	2	演	3～4	
	比較文学文化原書講読 III	2	演	3～4	
	言語学基礎講読 I	2	講	1	
	言語学基礎講読 II	2	講	1	
	言語学基礎講読 III	2	講	1	
	言語学基礎講読 IV	2	講	1	
	言語学原書講読 I	2	講	3～4	
	言語学原書講読 II	2	講	3～4	
	言語学原書講読 III	2	講	3～4	
	言語学原書講読 IV	2	講	3～4	
	比較言語文化基礎演習 I	2	演	2	
	比較言語文化基礎演習 II	2	演	2	
	言語学基礎演習 I	2	演	2～4	
	言語学基礎演習 II	2	演	2～4	
	比較文学演習 I	2	演	3～4	
	比較文学演習 II	2	演	3～4	
	比較文学演習 III	2	演	3～4	
	比較文学演習 IV	2	演	3～4	
比較文化演習 I	2	演	3～4		
比較文化演習 II	2	演	3～4		
比較文化演習 III	2	演	3～4		
比較文化演習 IV	2	演	3～4		
言語学演習 I	2	演	3～4		
言語学演習 II	2	演	3～4		
言語学演習 III	2	演	3～4		
言語学演習 IV	2	演	3～4		
小 計		38以上			* 各所属コースの専門選択科目を38単位履修する。なお、38単位を超えて履修した単位は自由科目区分の所要単位として算定する。
専 門 英 語 基 礎 I		2	演	1～2	学科共通専門科目
専 門 英 語 基 礎 II		2	演	1～2	
専 門 ド イ ツ 語 基 礎 I		2	演	1～2	
専 門 ド イ ツ 語 基 礎 II		2	演	1～2	

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考	
選 専 科 目	専門 フランス語基礎 I	2	演	1～2		
	専門 フランス語基礎 II	2	演	1～2		
	専門 フランス語基礎 III	2	演	2		
	専門 中国語基礎 I	2	演	1		
	専門 中国語基礎 II	2	演	1		
	専門 韓国語基礎 I	2	演	1～2		
	専門 韓国語基礎 II	2	演	1～2		
	専門 ロシア語基礎 I	2	演	1～2		
	専門 ロシア語基礎 II	2	演	1～2		
	独会話・作文 I	2	演	2～4		
	独会話・作文 II	2	演	2～4		
	独会話・作文 III	2	演	2～4		
	独会話・作文 IV	2	演	2～4		
	独会話・作文 V	2	演	2～4		
	独会話・作文 VI	2	演	2～4		
	仏会話・作文 I	2	演	2～4		
	仏会話・作文 II	2	演	2～4		
	仏会話・作文 III	2	演	2～4		
	仏会話・作文 IV	2	演	2～4		
	中国語会話・作文 I	2	演	1		
	中国語会話・作文 II	2	演	1		
	静岡の文化論	2	講	1～2		
	情報意匠論	2	講	1～2		
	音声言語・文章表現 I	2	講	1～2		
	音声言語・文章表現 II	2	講	1～2		
	芸能文化論	2	講	2～4		
	映像文化論	2	講	2～4		
	伝承文学	2	講	2～4		
	児童文学	2	講	2～4		
	図書館概論	2	講	2～4		
	書道 I	2	演	3～4		
	書道 II	2	演	3～4		
	アートマネジメント概論	2	講	1		
地域社会と文学文化論	2	講	1～4			
劇場・音楽堂概論	2	講	2～3			
劇場・音楽堂各論	2	講	2～3			
演劇文化論	2	講	2～4			
劇場・音楽堂管理運営演習	2	演	3～4			
アートマネジメント各論	2	講	3～4			
アートマネジメント特講	2	講	3～4			
	小計	4以上			2科目4単位選択必修。 4単位を超えて履修した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
学部共通専門科目	A群	人文社会科学の課題と探究 I	2	講	1～3	A群から1年次後期以降2科目4単位を選択必修。学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。
		人文社会科学の課題と探究 II	2	講	1～3	
		現代社会の変容とキャリア形成	2	講	1～3	
		地域社会と企業活動	2	講	1～3	
		現代社会と経済	2	講	1～3	

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考	
選 部 共 通 専 門 科 目	A 群	現代社会と企業	2	講	1～3	A・B群から計8単位（選択必修4単位を含む）の履修を標準とする。 留学生対象科目 留学生対象科目
		政治学概論	2	講	1～3	
		多元的共生社会論	2	講	1～3	
		地域創造文化論	2	講	1～3	
		地域社会の言語文化	2	講	1～3	
		地域共生と法	2	講	1～3	
		地域社会と人権	2	講	1～3	
		地域社会と歴史	2	講	1～3	
	B 群	国際日本学基礎Ⅰ	2	講	1～3	
		国際日本学基礎Ⅱ	2	講	1～3	
		国際日本学基礎演習Ⅰ	2	演	2～4	
		国際日本学基礎演習Ⅱ	2	演	2～4	
		国際日本学演習Ⅰ	2	演	3～4	
		国際日本学演習Ⅱ	2	演	3～4	
群	日本語上級作文Ⅰ	2	演	3～4		
	日本語上級作文Ⅱ	2	演	3～4		
	小 計	4以上			4単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コース)(教養科目)による)	8以上			16単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
自由科目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	32以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。	
合計履修単位数		124単位以上				

法学科 (ABP留学生コース)

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	A B P 日 本 の 社 会	1	講	1	初学期以降4科目4単位選択必修。 4単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	A B P 日 本 の 歴 史	1	講	1	
	A B P 日 本 の 地 理	1	講	1	
	A B P 日 本 の 政 治	1	講	1	
	A B P 日 本 の 経 済	1	講	1	
	小 計	4以上			
必修	教養科目 (授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コース)(教養科目)による)	20			
選択	憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構	2	講	1	
	人 権 総 論	2	講	1	
	民 法 総 論	4	講	1	
	刑 法 総 論 I	2	講	1	
	刑 法 総 論 II	2	講	1	
	法 学 入 門	2	講	1	
	刑 法 各 論 I	2	講	2	
	刑 法 各 論 II	2	講	2	
	政 治 学 I	2	講	1	
	政 治 学 II	2	講	1	
	法 哲 学	2	講	2~4	
	法 社 会 学	2	講	2~4	
	法 制 史 I	2	講	2~4	
	法 制 史 II	2	講	2~4	
	債 権 総 論 I	2	講	2	
	債 権 総 論 II	2	講	2	
	不 債 権 行 為	2	講	2~4	
	不 債 権 各 論	2	講	3	
	会 社 法 論	4	講	2	
	行 政 法 論 総 用	2	講	2	
	行 政 作 用 法	2	講	2	
	国 際 際 際 法 論	4	講	2~4	
	国 際 政 治 法 論	4	講	2~4	
	公 務 労 働 の 世 界 論	2	講	2	
	人 権 各 論	2	講	2~4	
	行 政 救 済 法	2	講	3~4	
	税 法	2	講	3~4	
	刑 事 訴 訟 法 I	2	講	3~4	
	刑 事 訴 訟 法 II	2	講	3~4	
	刑 事 政 策	2	講	3~4	
	国 際 人 権 法	2	講	3~4	
	国 際 経 済 法	2	講	3~4	
	親 族 ・ 相 続 法	2	講	3~4	
	物 権 総 論	2	講	2	
	担 保 物 権 法	2	講	2~4	
	民 事 訴 訟 法	4	講	3~4	
	商 法 総 則 ・ 商 行 為 法	2	講	3~4	

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 科 目	手形小切手法	2	講	3～4	
	金融商品取引法	2	講	3～4	
	保険法	2	講	3～4	
	経済法	2	講	3～4	
	知的財産法	2	講	3～4	
	労働法	4	講	3～4	
	社会法	4	講	3～4	
	環境法	2	講	2～4	
	行政法	4	講	3～4	
	比較政治学	2	講	3～4	
	比較政治学Ⅰ	2	講	3～4	
	比較政治学Ⅱ	2	講	3～4	
	政治思想Ⅰ	2	講	2～4	
	政治思想Ⅱ	2	講	2～4	
	国際関係論Ⅰ	4	講	2～4	
	国際政治史	4	講	2～4	
	日本政治外交史	4	講	2～4	
	地方自治論	2	講	2～4	
	政策過程論	2	講	2～4	
	サトウチンク	2	講	3～4	
	法律系特殊講義Ⅰ	2	講	3～4	
	法律系特殊講義Ⅱ	2	講	3～4	
	政治系特殊講義Ⅰ	2	講	3～4	
	政治系特殊講義Ⅱ	2	講	3～4	
	政治学・政治学案内	2	講	1	
	Japanese Law	2	講	2～4	
	Japan in World Affairs	2	講	2～4	
	Global Politics	2	講	2～4	
	政治学演習Ⅰa	2	演	2	
	政治学演習Ⅰb	2	演	2	
	国際政治史演習Ⅰa	2	演	2	
	国際政治史演習Ⅰb	2	演	2	
	国際関係論演習Ⅰa	2	演	2	
	国際関係論演習Ⅰb	2	演	2	
	政治思想演習Ⅰa	2	演	2	
	政治思想演習Ⅰb	2	演	2	
	行政学演習Ⅰa	2	演	2	
	行政学演習Ⅰb	2	演	2	
	行政学演習Ⅰa	2	演	2	
	行政学演習Ⅰb	2	演	2	
	法制史演習Ⅰa	2	演	2	
	法制史演習Ⅰb	2	演	2	
法哲学演習Ⅰa	2	演	2		
法哲学演習Ⅰb	2	演	2		
憲法演習Ⅰa	2	演	2		
憲法演習Ⅰb	2	演	2		
行政法演習Ⅰa	2	演	2		
行政法演習Ⅰb	2	演	2		
民法演習Ⅰa	2	演	2		
民法演習Ⅰb	2	演	2		
刑事法演習Ⅰa	2	演	2		

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 科 専 門 科 目	刑 事 法 演 習 I b	2	演 演	2	
	商 法 演 習 I a	2	演 演	2	
	商 法 演 習 I b	2	演 演	2	
	会 社 法 演 習 I a	2	演 演	2	
	会 社 法 演 習 I b	2	演 演	2	
	民 事 訴 訟 法 演 習 I a	2	演 演	2	
	民 事 訴 訟 法 演 習 I b	2	演 演	2	
	労 働 法 演 習 I a	2	演 演	2	
	労 働 法 演 習 I b	2	演 演	2	
	社 会 保 障 法 演 習 I a	2	演 演	2	
	社 会 保 障 法 演 習 I b	2	演 演	2	
	国 際 法 演 習 I a	2	演 演	2	
	国 際 法 演 習 I b	2	演 演	2	
	政 治 学 演 習 II a	2	演 演	3	
	政 治 学 演 習 II b	2	演 演	3	
	国 際 政 治 史 演 習 II a	2	演 演	3	
	国 際 政 治 史 演 習 II b	2	演 演	3	
	国 際 関 係 論 演 習 II a	2	演 演	3	
	国 際 関 係 論 演 習 II b	2	演 演	3	
	政 治 思 想 演 習 II a	2	演 演	3	
	政 治 思 想 演 習 II b	2	演 演	3	
	行 政 学 演 習 II a	2	演 演	3	
	行 政 学 演 習 II b	2	演 演	3	
	法 制 史 演 習 II a	2	演 演	3	
	法 制 史 演 習 II b	2	演 演	3	
	法 哲 学 演 習 II a	2	演 演	3	
	法 哲 学 演 習 II b	2	演 演	3	
	憲 法 演 習 II a	2	演 演	3	
	憲 法 演 習 II b	2	演 演	3	
	行 政 法 演 習 II a	2	演 演	3	
	行 政 法 演 習 II b	2	演 演	3	
	民 法 演 習 II a	2	演 演	3	
	民 法 演 習 II b	2	演 演	3	
	刑 事 法 演 習 II a	2	演 演	3	
	刑 事 法 演 習 II b	2	演 演	3	
	商 法 演 習 II a	2	演 演	3	
	商 法 演 習 II b	2	演 演	3	
	会 社 法 演 習 II a	2	演 演	3	
	会 社 法 演 習 II b	2	演 演	3	
	民 事 訴 訟 法 演 習 II a	2	演 演	3	
	民 事 訴 訟 法 演 習 II b	2	演 演	3	
	労 働 法 演 習 II a	2	演 演	3	
	労 働 法 演 習 II b	2	演 演	3	
	社 会 保 障 法 演 習 II a	2	演 演	3	
社 会 保 障 法 演 習 II b	2	演 演	3		
国 際 法 演 習 II a	2	演 演	3		
国 際 法 演 習 II b	2	演 演	3		
卒 業 研 究	2		4		

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考	
選 取	学科 専科	小計	62以上		62単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
	学部 共通 専門 科目	A 群	人文社会科学の課題と探究Ⅰ	2	講	1～3
			人文社会科学の課題と探究Ⅱ	2	講	1～3
			現代社会の変容とキャリア形成	2	講	1～3
			地域社会と企業活動	2	講	1～3
			現代社会と経済	2	講	1～3
			現代社会と企業	2	講	1～3
			政治学概論	2	講	1～3
			多元的共生社会論	2	講	1～3
			地域創造文化論	2	講	1～3
			地域社会の言語文化	2	講	1～3
			地域共生と法	2	講	1～3
			地域社会と人権	2	講	1～3
			地域社会と歴史	2	講	1～3
			国際日本学基礎Ⅰ	2	講	1～3
	国際日本学基礎Ⅱ	2	講	1～3		
	B 群	国際日本学基礎演習Ⅰ	2	演	2～4	
		国際日本学基礎演習Ⅱ	2	演	2～4	
		国際日本学演習Ⅰ	2	演	3～4	
		国際日本学演習Ⅱ	2	演	3～4	
	日本語上級作文Ⅰ	2	演	3～4		
	日本語上級作文Ⅱ	2	演	3～4		
	小計	4以上			4単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コース)(教養科目)による)	8以上			8単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
自由科目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	26以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。	
合計履修単位数		124単位以上				

経済学科 (ABP留学生コース)

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考	
必修	A B P 日本 の 社会	1	講	1	初学期以降 4科目4単位選択必修。 4単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
	A B P 日本 の 歴史	1	講	1		
	A B P 日本 の 地理	1	講	1		
	A B P 日本 の 政治	1	講	1		
	A B P 日本 の 経済	1	講	1		
	小計	4				
	修	ミ ク ロ 経済学 I	2	講	1	
		マ ク ロ 経済学 I	2	講	1	
		社会科学基礎演習	2	演	1	
		経済学演習 I a	2	演	2	
経済学演習 I b		2	演	2		
経済学演習 II a		2	演	3		
経済学演習 II b		2	演	3		
経済学演習 III a		2	演	4		
小計	16					
教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表I人文社会科学部(ABP留学生コース)(教養科目)による)	20				
選択	経済と政策入門	2	講	1		
	企業経済論	2	講	1		
	簿記 I	2	講	1		
	簿記 II	2	講	1		
	統計学 I	2	講	2		
	統計学 II	2	講	2		
	ミ ク ロ 経済学 II	2	講	2		
	マ ク ロ 経済学 II	2	講	2		
	経済政策 I	2	講	2		
	経済政策 II	2	講	2		
	金融論 I	2	講	2		
	金融論 II	2	講	2		
	経営学 I	2	講	2		
	経営学 II	2	講	2		
	会計学 I	2	講	2		
	会計学 II	2	講	2		
	日本経済学論	2	講	2		
	経済学説史	2	講	2		
	経済情報処理	2	講	1		
	社会科学情報処理	2	演	1		
経済数学 I	2	講	1			
経済数学 II	2	講	2			
ミ ク ロ 経済学 III	2	講	3~4			
マ ク ロ 経済学 III	2	講	3~4			
政治経済学	2	講	3~4			
国際経済学 I	2	講	3~4			
国際経済学 II	2	講	3~4			
経済統計学	2	講	3~4			

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考
選 科 専 門 科 目	社会統計学 I	2	講	3~4	
	社会統計学 II	2	講	3~4	
	情報経済学 I	2	講	3~4	
	情報経済学 II	2	講	3~4	
	計量経済学 I	2	講	3~4	
	計量経済学 II	2	講	3~4	
	数量経済分析 I	2	講	3~4	
	数量経済分析 II	2	講	3~4	
	空間経済学 I	2	講	3~4	
	空間経済学 II	2	講	3~4	
	理論と情報特論 I	2	講	3~4	
	理論と情報特論 II	2	講	3~4	
	理論と情報特論 III	2	講	3~4	
	理論と情報特論 IV	2	講	3~4	
	日本経済史 I	2	講	3~4	
	日本経済史 II	2	講	3~4	
	地域政策 I	2	講	1~3	
	地域政策 II	2	講	2~4	
	エリア・マネジメント論	2	講	2~4	
	財政学 I	2	講	3~4	
	財政学 II	2	講	3~4	
	国際金融論	2	講	3~4	
	地域金融論	2	講	3~4	
	社会経済論 I	2	講	3~4	
	社会経済論 II	2	講	3~4	
	地方財政論 I	2	講	3~4	
	地方財政論 II	2	講	3~4	
	環境政策	2	講	1~4	
	環境と経済	2	講	2~4	
	都市政策	2	講	3~4	
	スポーツ政策	2	講	3~4	
	観光政策論	2	講	3~4	
	政策特論 I	2	講	3~4	
	政策特論 II	2	講	3~4	
	政策特論 III	2	講	3~4	
	政策特論 IV	2	講	3~4	
	企業倫理学	2	講	3~4	
	世界経済論 I	2	講	3~4	
	世界経済論 II	2	講	3~4	
	世界経済論 III	2	講	3~4	
地域経営 I	2	講	1~3		
地域経営 II	2	講	2~4		
地域活性化概論	2	講	1~3		
マーケティング I	2	講	3~4		
マーケティング II	2	講	3~4		
スポーツマーケティング論	2	講	3~4		
社会保障論 I	2	講	3~4		
社会保障論 II	2	講	3~4		

区分	授業科目	単位数	講義・演習等の別	年次	備考	
選 目	経営分析論 I	2	講	3～4		
	経営分析論 II	2	講	3～4		
	税務会計論	2	講	3～4		
	アジア経済論 I	2	講	3～4		
	アジア経済論 II	2	講	3～4		
	アジア経済論 III	2	講	3～4		
	経営情報論	2	講	3～4		
	経営戦略論	2	講	3～4		
	管理会計論	2	講	3～4		
	観光経営論	2	講	3～4		
	企業経済特論 I	2	講	3～4		
	企業経済特論 II	2	講	3～4		
	企業経済特論 III	2	講	3～4		
	企業経済特論 IV	2	講	3～4		
	経済英語 I	2	演	2～4		
	経済英語 II	2	演	2～4		
Advanced Business English	2	演	2～4			
	小計	42以上			42単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
選 目	A 群	人文社会科学の課題と探究 I	2	講	1～3	A群から1年次後期以降2科目4単位を選択必修。学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。
		人文社会科学の課題と探究 II	2	講	1～3	
		現代社会の変容とキャリア形成	2	講	1～3	
		地域社会と企業活動	2	講	1～3	
		現代社会と経済	2	講	1～3	
		現代社会と企業	2	講	1～3	
		政治学概論	2	講	1～3	
		多元的共生社会論	2	講	1～3	
		地域創造文化論	2	講	1～3	
		地域社会の言語文化	2	講	1～3	
		地域共生と法	2	講	1～3	
		地域社会と人権	2	講	1～3	
		地域社会と歴史	2	講	1～3	
		国際日本学基礎 I	2	講	1～3	
	国際日本学基礎 II	2	講	1～3		
	B 群	国際日本学基礎演習 I	2	演	2～4	
国際日本学基礎演習 II		2	演	2～4		
国際日本学演習 I		2	演	3～4		
国際日本学演習 II		2	演	3～4		
	日本語上級作文 I	2	演	3～4	留学生対象科目	
	日本語上級作文 II	2	演	3～4	留学生対象科目	
	小計	4以上			4単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表I人文社会科学部(ABP留学生コース)(教養科目)による)	8以上			8単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	

区 分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
自 由 科 目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	30以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。
合 計 履 修 単 位 数		124単位以上			

卒業所要単位数 (ABP留学生コースを除く。)(第15条関係)

科目区分			社会科学科	言語文化学科	法学科	経済学科	
教 養 科 目	必 修	基軸教育科目	英 語	2	2	2	2
			初修外国語	2	2	2	2
		現代教養科目	個別分野科目	6	6	6	6
			学際科目	2	2	2	2
	小 計			12	12	12	12
	選 択 ※1	基軸教育科目 (学部指定履修科目)	英 語	(2)	(2)	(2)	(2)
			初修外国語	(4)	(4)	(4)	(4)
			新入生セミナー	(2)	(2)	(2)	(2)
			情報処理	(2)	(2)	(2)	(2)
		そ の 他 ※2		(6)	(6)	(6)	(6)
小 計			16	16	16	16	
教 養 科 目 合 計			28	28	28	28	
専 門 科 目	必修	学科専門科目		16	20	12	18
	選 択	学科専門科目	学科共通専門科目	6	4	—	24
			個別分野専門科目	10	38	—	—
			その他 ※3	40	—	54	32
			小 計	56	42	54	56
学部共通専門科目 (A群)		選択必修	4	4	4	4	
専 門 科 目 合 計			76	66	70	78	
自 由 科 目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他 大学等の専門科目、及び教養科目区分、専 門科目区分で所要単位数を超えた単位数		学部共通専門科目 ※4	[4]	[4]	[4]	[4]
			そ の 他	[16]	[26]	[22]	[14]
	自 由 科 目 合 計			20	30	26	18
合 計 (卒業所要単位数)			124	124	124	124	

※1 ()内の単位数は学部指定履修科目を指定された単位数修得した場合の単位数を示す。

※2 現代教養科目の修得単位数のうち、必修区分の所要単位数を超えた単位数を含む。

※3 定められた範囲から選択必修と指定された科目の修得単位数のうち、所要単位数を超えた単位数を含む。(法学科を除く。)

※4 []内の単位数は学部で標準とする修得単位数を修得したときの内数とする。

(夜間主コース)

科目区分			法学科	経済学科	
教 養 科 目	必 修	基軸教育科目	英 語	2	2
			初修外国語	4	4
		現代教養科目	個別分野科目	6	6
			学際科目	2	2
		小 計		14	14
	選 択	基軸教育科目 (学部指定履修科目)	新入生セミナー	(2)	(2)
			情報処理	(2)	(2)
		そ の 他 ※2		(6)	(6)
		小 計		10	10
	教 養 科 目 合 計			24	24
専 門 科 目	必 修 (学科専門科目)		—	2	
	選 択 (学科専門科目)		66	64	
	専 門 科 目 合 計		66	66	
科 目	本学部の法学科及び経済学科で開講する学科専門科目		34	34	
合 計 (卒業所要単位数)			124	124	

※1 ()内の単位数は学部指定履修科目を指定された単位数修得した場合の単位数を示す。

※2 現代教養科目の修得単位数のうち、必修区分の所要単位数を超えた単位数を含む。

(ABP留学生コース)

科目区分			社会科学科	言語文化学科	法学科	経済学科	備考	
教 養 科 目	必 修	基軸教育科目	フィールドワーク	2	2	2	2	
		現代教養科目	個別分野科目	4	4	4	4	ABP科目から 2科目4単位
			学際科目	4	4	4	4	AL科目から 2科目4単位
		留学生科目	基礎日本語	10	10	10	10	
		小 計		20	20	20	20	
	選 択	基軸教育科目 (学部指定履修科目 ※1)	新入生セミナー	(2)	(2)	(2)	(2)	
			情報処理	(2)	(2)	(2)	(2)	
			英 語	(1)	(1)	(1)	(1)	
		そ の 他 ※2		(3)	(3)	(3)	(3)	
		小 計		8	8	8	8	
教 養 科 目 合 計			28	28	28	28		
専 門 科 目	必 修	文系基礎科目 (ABP)		4	4	4	4	
		学科専門科目		12	14	—	16	
		小 計		16	18	4	20	
	選 択	学科専門科目	学科共通専門科目	6	4	—	—	
			個別分野科目	10	38	—	—	
			その他 ※3	40	—	62	42	
			小 計	56	42	62	42	
	学部共通専門科目 (A群)		選択必修	4	4	4	4	
	専 門 科 目 合 計			76	64	70	66	
	自 由 科 目	他学部・他学科専門科目を含む専門科目、及び教養科目で必要単位数を超えた単位数	学部共通専門科目 ※4	[4]	[4]	[4]	[4]	
その他			[16]	[28]	[22]	[26]		
自 由 科 目 合 計		20	32	26	30			
合 計 (卒業所要単位数)			124	124	124	124		

※1 ()内の単位数は、学部指定履修科目である。学部指定履修科目とは履修を強く推奨する科目である。

※2 現代教養科目のうち必修区分の所要単位数を超えた単位数を含む。

※3 定められた範囲から選択必修と指定された科目の修得単位のうち、所要単位数を超えた単位数を含む（社会科学および言語文化学科のみ）。

※4 []内の単位数は学部で標準とする修得単位数を修得したときの内数とする。

教職に関する科目表（第16条関係）

授 業 科 目	高等学校教諭	中学校教諭 一種免許状	年次	履修方法	免許法に掲げる科目
日 本 国 憲 法	◎2単位	◎2単位	1～2	※1	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 ※3
健 康 体 育 I	◎1単位	◎1単位	1～4	※2	
健 康 体 育 II	◎1単位	◎1単位	1～4	※2	
英 語 コミュニケーション I	◎1単位	◎1単位	1	昼間コースのみ 1単位以上選択 必須	
英 語 コミュニケーション II	○1単位	○1単位	1～2		
英 語 デ ィ ス カ ッ シ ョ ン	○2単位	○2単位	1～2		
英 語 イ ン テ ン シ ブ A	○2単位	○2単位	1		
英 語 イ ン テ ン シ ブ B	○2単位	○2単位	2		
英 語 海 外 研 修 A	○2単位	○2単位	1～4		
英 語 海 外 研 修 B	○2単位	○2単位	1～4	夜間主コースのみ 1単位以上選択 必須	
英 語 コミュニケーション A	◎1単位	◎1単位	1		
英 語 コミュニケーション B	○1単位	○1単位	2		
英 語 海 外 研 修 A	○2単位	○2単位	1～4		
英 語 海 外 研 修 B	○2単位	○2単位	1～4		
情 報 処 理	◎2単位	◎2単位	1		
(中 等) 教 職 入 門 I	◎1単位	◎1単位	1		教職の意義等に関する科目 ※4
(中 等) 教 職 入 門 II	◎1単位	◎1単位	1		
(中 等) 教 育 の 原 理	◎2単位	◎2単位	2～4		教育の基礎理論に関する科目 ※4
(中 等) 発 達 と 学 習	◎2単位	◎2単位	2～4		
(中 等) 教 育 と 社 会	◎2単位	◎2単位	2～4		
教育課程の意義及び編成の方法	◎1単位	◎1単位	3		教育課程及び指導法に関する 科目 ※4
教育方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む)	◎1単位	◎1単位	3	取得する免許の 教科ごとに高等 学校教諭一種免 許状では4単位、 中学校教諭の一 種免許状では6 単位を選択必修。 社会科教育法を 選択する場合は、 同教育法Ⅱは必 ず修得すること。	
国 語 科 教 育 法 Ⅱ	2単位	2単位	2		
国 語 科 教 育 法 Ⅲ	2単位	2単位	2		
国 語 科 教 育 法 Ⅳ		2単位	3		
社 会 科 教 育 法 Ⅱ	2単位	2単位	2		
社 会 科 教 育 法 Ⅲ (地 歴)	2単位	2単位	2		
社 会 科 教 育 法 Ⅳ (公 民)		2単位	2		
英 語 科 教 育 法 Ⅱ	2単位	2単位	2		
英 語 科 教 育 法 Ⅲ	2単位	2単位	2		
英 語 科 教 育 法 Ⅳ		2単位	3		
ド イ ツ 語 教 育 法 Ⅱ	2単位	2単位	3		
ド イ ツ 語 教 育 法 Ⅲ	2単位	2単位	3		
ド イ ツ 語 教 育 法 Ⅳ		2単位	3		
中 国 語 教 育 法 Ⅱ	2単位	2単位	3		
中 国 語 教 育 法 Ⅲ	2単位	2単位	3		
中 国 語 教 育 法 Ⅳ		2単位	3		
道 徳 指 導 論		◎2単位	2～3		
特 別 活 動 論	◎2単位	◎2単位	3		
生 徒 指 導 (進路指導の相談及び方法を含む)	◎2単位	◎2単位	3		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ※4
教 育 相 談	◎2単位	◎2単位	3		
教 職 実 践 演 習 (中 ・ 高)	◎2単位	◎2単位	4		教育実践演習 ※4
教 育 実 習 Ⅱ		◎2単位	4		教育実習 ※4
教 育 実 習 Ⅲ	◎2単位	◎2単位	4		
教 育 実 習 事 前 ・ 事 後 指 導	◎1単位	◎1単位	3～4		

* ◎印は必修科目 ○印は選択必修（この区分は教職に関する科目区分です。）

* 上記以外に、中学校免許状授与には、介護等体験（社会福祉施設5日間、盲・聾・養護学校2日間）が必要です。

※1 夜間主コースの学生は、憲法総論・統治機構の履修をもって日本国憲法の学習に充てる。

※2 免許状を取得しようとする場合は、健康体育Ⅰ及び健康体育Ⅱは、2年次生までに修得すること。

※3 「教員免許状取得に関する単位履修要領」2. 単位修得方法1)を参照のこと。

※4 「教員免許状取得に関する単位履修要領」2. 単位修得方法2)～5)を参照のこと。

静岡大学全学教育科目規程 別表Ⅰ [教養科目] (ABP留学生コースを除く。)

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	必修・選択の別	授業形態	履修年次	備考		
基 軸 教 育 科 目	新入生セミナー	新入生セミナー	2	選択	演習	1	学部指定履修科目		
	情報処理	* 情報処理	2	選択	演習	1	学部指定履修科目		
	英語	* 英語 コミュニケーションⅠ	1	必修	演習	1	この2科目は、1科目1単位を必修とし1単位を超えて単位修得できない。(英語演習Ⅰを必ず履修すること。不可の場合は再履修できないので、基礎英語演習を履修すること。)		
		英語演習Ⅰ 基礎英語演習	1 1	選択必修 選択必修	演習 演習	1 1			
		* 英語 コミュニケーションⅡ	1	選択	演習	1～2	英語コミュニケーションⅠの単位取得者が履修できる。		
		英語演習Ⅱ 英語ライティングⅠ 英語リーディングⅠ	1 1 1	選択 選択 選択	演習 演習 演習	1～2 2 1～2	TOEIC400点以上取得者が履修できる。		
		英語演習Ⅲ 英語ライティングⅡ 英語リーディングⅡ * 英語ディスカッション	2 2 2 2	選択 選択 選択 選択	演習 演習 演習 演習	1～2 2 1～2 1～2	TOEIC500点以上取得者が履修できる。		
		* 英語インテンシブA * 英語インテンシブB	2 2	選択 選択	演習 演習	1 2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。(集中講義)		
		アカデミック イングリッシュⅠ アカデミック イングリッシュⅡ アカデミック イングリッシュⅢ ビジネス イングリッシュ	2 2 2 2	選択 選択 選択 選択	演習 演習 演習 演習	2～3 2～3 2～3 3	クラスごとに履修条件の設定がある。		
		* 英語海外研修A * 英語海外研修B	2 2	選択 選択	演習 演習	1～4 1～4			
		英語 (夜間主コース)	英語演習 * 英語 コミュニケーションA * 英語 コミュニケーションB * 英語海外研修A * 英語海外研修B	1 1 1 2 2	必修 必修 選択 選択 選択	演習 演習 演習 演習 演習	1 1 2 1～4 1～4		
			初修外国語	初修外国語入門Ⅰ 初修外国語入門Ⅱ 初修外国語Ⅰ 初修外国語Ⅱ 初修外国語Ⅲ 初修外国語Ⅳ	1 1 2 2 2 2	必修 必修 選択 選択 選択 選択	演習 演習 演習 演習 演習 演習	1 1 1 1 2 2	初修外国語Ⅰ及びⅡを学部指定履修科目とする。初修外国語入門Ⅰ及びⅡと併せて同一言語を履修すること。異なる言語を追加して履修する場合は、別の科目として扱い、選択科目として卒業単位に含めることができる。
	初修外国語 (夜間主コース)			初修外国語 a 初修外国語 b 初修外国語 c	1 1 2	必修 必修 必修	演習 演習 演習	1 1 2	3科目とも同一言語を履修すること。異なる言語を追加して履修する場合は、別の科目として扱い、選択科目として卒業単位に含めることができる。

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	必修・選択の別	授業形態	履修年次	備考
基軸教育科目	健康体育	*健康体育Ⅰ *健康体育Ⅱ	1 1	選択 選択	演習	1～4 1～4	
	キャリア形成科目	キャリアデザイン	2	選択	講義	1	
現代教養科目	個別分野科目 〈人文・社会分野〉	*日本国憲法	2	選択	講義	2	夜間主コースに「日本国憲法」は開設しない。
	〈自然科学分野〉	数学の世界	2	選択必修	講義	1～3	〈自然科学分野〉の科目から3科目6単位必修
		数理の構造	2	選択必修	講義	1～3	
		物理の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		自然と物理	2	選択必修	講義	1～3	
		化学の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		生活の科学	2	選択必修	講義	1～3	
		生命科学	2	選択必修	講義	1～3	
		生物と環境	2	選択必修	講義	1～3	
		地球科学	2	選択必修	講義	1～3	
進化と地球環境 科学と技術	2 2	選択必修 選択必修	講義 講義	1～3 1～3			
科目	学際科目 テーマ「国際・地域」 「環境・自然」「現代 社会（情報・福祉を 含む）」「生命・人間 （文化・芸術を含む）」 「科学・技術」	各年度の初めに、各テーマに沿った授業科目を発表する。 一部の授業科目については、少人数形式の「学部横断セミナー」として実施する。		選択必修	講義 または 演習	2～3	1科目2単位必修 夜間主コースは1年次から履修できる。
	留学生科目	日本語	日本語Ⅰ 日本語Ⅱ 日本語Ⅲ 日本語Ⅳ 日本語Ⅴ 日本語Ⅵ	2 2 2 2 2 2	選択 選択 選択 選択 選択 選択	演習 演習 演習 演習 演習 演習	1～2 1～2 1～2 1～2 1～2 1～2
日本事情		日本事情	2	選択	講義	1～2	
教職資格科目	教職教養科目	*（中等）教育の原理 *（中等）発達と学習 *（中等）教育と社会	2 2 2	選択 選択 選択	講義 講義 講義	2～4 2～4 2～4	教員免許状取得希望者のみ履修できる。

注意

1. 学部指定履修科目は、学部毎に標準的なカリキュラムとして必ず履修することが指定されている科目（もしくは区分単位数）である。
2. *印の科目は、教員免許状取得希望学生が必ず履修しなければならない科目である。（英語については、必修の英語コミュニケーションⅠ（夜間主コースは英語コミュニケーションA）のほかに*印の英語の授業科目から1単位以上（*印、合計2単位以上）履修すること。）
3. 留学生科目の単位の取り扱い及び留学生以外の学生の留学生科目の履修等については、「留学生科目等に関する申し合わせ」を参照すること。
4. 夜間主コース学生の「昼間コース開講科目」履修については、別に定める。

[専門科目（教職等資格科目）]（ABP留学生コースを除く。）

科目区分	小科目区分	授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	授業 形態	履修 年次	備 考
教	教職専門科目Ⅰ	(中等) 教職入門Ⅰ	1		演習	1	
		(中等) 教職入門Ⅱ	1		演習	1	
		教育課程の意義及び 編成の方法	1		講義	3	
		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む)	1		講義	3	
		道徳指導論	2		講義	2～3	
		特別活動論	2		講義	3	
		生徒指導（進路指導の理論及び 方法を含む）	2		講義	3	
		教育相談	2		講義	3	
育 等 資 格 科 目	教職専門科目Ⅱ	国語科教育法Ⅱ	2		講義	2	
		国語科教育法Ⅲ	2		講義	2	
		国語科教育法Ⅳ	2		講義	3	
		社会科教育法Ⅱ	2		講義	2	
		社会科教育法Ⅲ（地歴）	2		講義	2	
		社会科教育法Ⅳ（公民）	2		講義	2	
		英語科教育法Ⅱ	2		講義	2	
		英語科教育法Ⅲ	2		講義	2	
		英語科教育法Ⅳ	2		講義	3	
		ドイツ語教育法Ⅱ	2		講義	3	
		ドイツ語教育法Ⅲ	2		講義	3	
		ドイツ語教育法Ⅳ	2		講義	3	
		中国語教育法Ⅱ	2		講義	3	
		中国語教育法Ⅲ	2		講義	3	
		中国語教育法Ⅳ	2		講義	3	
		教育実習事前・事後指導	1		演習	3～4	
		教育実習Ⅱ	2		実習	4	
		教育実習Ⅲ	2		実習	4	
		教職実践演習（中・高）	2		演習	4	
		目	学芸員科目	生涯学習概論	2		講義
博物館概論	2				講義	1	
博物館経営論	2				講義	2	
博物館資料論Ⅰ	1				講義	2	
博物館資料論Ⅱ	1				講義	2	
博物館展示論	2				講義	2	
博物館情報論・メディア論	2				講義	2	
博物館資料保存論	2				講義	3	
博物館教育論	2				講義	3	

[教養科目] (ABP留学生コース)

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	授業形態	履修年次	備考	
基 軸 教 育 科 目	新入生セミナー	新入生セミナー	2	選択	演習	1	学部指定履修科目（※欄外の「注意1」を参照）	
	情報処理	情報処理	2	選択	演習	1	学部指定履修科目	
	英語	英語コミュニケーションⅠ	英語コミュニケーションⅠ	1	選択	演習	1	
		英語演習Ⅰ	英語演習Ⅰ	1	選択	演習	1	学部指定履修科目 「英語演習Ⅰ」は再履修できない。
		基礎英語演習	基礎英語演習	1	選択	演習	1	「基礎英語演習」は「英語演習Ⅰ」が不可だった者のみ履修できる。
		英語コミュニケーションⅡ	英語コミュニケーションⅡ	1	選択	演習	1～2	英語コミュニケーションⅠの単位修得者が履修できる。
		英語演習Ⅱ	英語演習Ⅱ	1	選択	演習	1～2	TOEIC400点以上取得者が履修できる。
		英語ライティングⅠ	英語ライティングⅠ	1	選択	演習	2	
		英語リーディングⅠ	英語リーディングⅠ	1	選択	演習	1～2	
		英語演習Ⅲ	英語演習Ⅲ	2	選択	演習	1～2	TOEIC500点以上取得者が履修できる。
		英語ライティングⅡ	英語ライティングⅡ	2	選択	演習	2	
		英語リーディングⅡ	英語リーディングⅡ	2	選択	演習	1～2	
		英語ディスカッション	英語ディスカッション	2	選択	演習	1～2	
		英語インテンシブA	英語インテンシブA	2	選択	演習	1	TOEIC600点以上取得者が履修できる。 (集中講義)
		英語インテンシブB	英語インテンシブB	2	選択	演習	2	
		アカデミックイングリッシュⅠ	アカデミックイングリッシュⅠ	2	選択	演習	2～3	クラスごとに履修条件の設定がある。
	アカデミックイングリッシュⅡ	アカデミックイングリッシュⅡ	2	選択	演習	2～3		
	アカデミックイングリッシュⅢ	アカデミックイングリッシュⅢ	2	選択	演習	2～3		
	ビジネスイングリッシュ	ビジネスイングリッシュ	2	選択	演習	3		
	英語海外研修A	英語海外研修A	2	選択	演習	1～4		
英語海外研修B	英語海外研修B	2	選択	演習	1～4			
初修外国語	初修外国語入門Ⅰ	初修外国語入門Ⅰ	1	選択	演習	1	初修外国語入門Ⅰ及びⅡと併せて同一言語を履修すること。 異なる言語を追加して履修する場合は、別の科目として扱い、選択科目として卒業単位に含めることができる。	
	初修外国語入門Ⅱ	初修外国語入門Ⅱ	1	選択	演習	1		
	初修外国語Ⅰ	初修外国語Ⅰ	2	選択	演習	1		
	初修外国語Ⅱ	初修外国語Ⅱ	2	選択	演習	1		
	初修外国語Ⅲ	初修外国語Ⅲ	2	選択	演習	2		
	初修外国語Ⅳ	初修外国語Ⅳ	2	選択	演習	2		
健康体育	健康体育Ⅰ	健康体育Ⅰ	1	選択	講義・実技	1～4		
	健康体育Ⅱ	健康体育Ⅱ	1	選択	講義・実技	1～4		
フィールドワーク	ABPインターンシップ	2	必修	演習	2～3			
キャリア形成科目	キャリアデザイン	2	選択	講義	1			
現代教養科目	個別分野科目						ABP科目として指定された個別分野科目から2科目4単位必修（英語・日本語のどちらの科目も履修可能） ※年度によりABP科目は異なる場合がある。 *ABP = (Asia Bridge Program)	
	〈人文・社会分野〉	哲学	2	選択必修	講義	1～3		
		歴史と文化	2	選択必修	講義	1～3		
		ことばと表現	2	選択必修	講義	1～3		
		日本国憲法	2	選択必修	講義	2		
		法と社会	2	選択必修	講義	1～3		

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	授業形態	履修年次	備考		
現代 教養 科目	現	経済と社会	2	選択必修	講義	1～3			
		国際社会と日本	2	選択必修	講義	1～3			
		現代の社会	2	選択必修	講義	1～3			
		心理学	2	選択必修	講義	1～3			
		地域と文化	2	選択必修	講義	1～3			
		芸術論	2	選択必修	講義	1～3			
	代	〈自然科学分野〉	数学の世界	2	選択必修	講義		1～3	
			数理の構造	2	選択必修	講義		1～3	
			物理の世界	2	選択必修	講義		1～3	
			自然と物理	2	選択必修	講義		1～3	
			化学の世界	2	選択必修	講義		1～3	
			生活の科学	2	選択必修	講義		1～3	
			生命科学	2	選択必修	講義		1～3	
			生物と環境	2	選択必修	講義		1～3	
			地球科学	2	選択必修	講義		1～3	
			進化と地球環境	2	選択必修	講義		1～3	
	科学と技術	2	選択必修	講義	1～3				
	目	学際科目 テーマ 「国際・地域」 「環境・自然」 「現代社会(情報・福祉を含む)」 「生命・人間(文化・芸術を含む)」 「科学・技術」	各年度の初めに、各テーマに沿った授業科目を発表する。 一部の授業科目については、少人数形式の「学部横断セミナー」として実施する。		選択必修	講義 又は 演習		2～3	AL科目として指定された学際科目から2科目4単位必修(英語・日本語のどちらの科目も履修可能) *AL=(Active Learning)
	留 学 生 科 目	日本語	日本語Ⅰ	2	選択	演習		1～2	日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは履修することが望ましい。
日本語Ⅱ			2	選択	演習	1～2			
日本語Ⅲ			2	選択	演習	1～2			
日本語Ⅳ			2	選択	演習	1～2			
日本語Ⅴ			2	選択	演習	1～2			
日本語Ⅵ			2	選択	演習	1～2			
日本事情		日本事情	2	選択	講義	1～2			
基礎日本語	ABP基礎日本語Ⅰ	1	必修	演習	1(初)				
	ABP基礎日本語Ⅱ	1	必修	演習	1(初)				
	ABP基礎日本語Ⅲ	1	必修	演習	1(初)				
	ABP基礎日本語Ⅳ	1	必修	演習	1(初)				
	ABP基礎日本語Ⅴ	1	必修	演習	1(初)				
	ABP基礎日本語Ⅵ	1	必修	演習	1(初)				
	ABP基礎日本語Ⅶ	1	必修	演習	1(初)				
	ABP基礎日本語Ⅷ	1	必修	演習	1(初)				
	ABP基礎日本語Ⅸ	1	必修	演習	1(初)				
	ABP基礎日本語Ⅹ	1	必修	演習	1(初)				

注意

1. 学部指定履修科目は、学部毎に標準的なカリキュラムとして必ず履修することが指定されている科目（もしくは区分単位数）である。
2. 留学生科目の単位の取り扱い及び留学生以外の学生の同科目履修等については、「留学生科目に関する申合せ」を参照すること。
3. 履修年次の「1（初）」とは、1年次（初学期・前学期・後学期）の初学期のことをいう。

[専門科目] (ABP留学生コース)

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	授業形態	履修年次	備考
文系基礎科目		ABP日本の社会	1	選択必修	演習	1（初）	4科目4単位必修
		ABP日本の歴史	1	選択必修	演習	1（初）	
		ABP日本の地理	1	選択必修	演習	1（初）	
		ABP日本の政治	1	選択必修	演習	1（初）	
		ABP日本の経済	1	選択必修	演習	1（初）	

6 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則

(平成24年11月21日規則第4号)

改正 平成28年1月20日規則第76号 平成28年12月21日規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）第32条の2の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）において前学期及び後学期（以下「各学期」という。）に履修科目として登録できる単位数の上限及びその特例に関し必要な事項を定める。

(対象科目)

第2条 学生の履修登録の上限単位数の対象となる授業科目は、本学において卒業の要件として履修する授業科目（集中講義として開講する授業科目を除く。）とする。

(履修登録上限単位数)

第3条 学生（長期にわたる教育課程の履修に関する規程により、長期履修（学則第37条に規定する長期にわたる教育課程の履修をいう。以下同じ。）を認められた者（以下「長期履修学生」という。）を除く。）の授業科目の履修登録単位数の上限は、各学期24単位とする。ただし、教育学部学校教育教員養成課程は、各学期26単位とする。

2 長期履修学生の授業科目の履修登録単位数の各学期の上限は、前項に定める各単位数に、申請時における未修学年数を乗じ、長期履修期間で除して得た単位数（当該単位数が2の倍数以外のときは、当該単位数を超える最小の2の倍数とする。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、長期履修期間を変更した長期履修学生の授業科目の履修登録単位数の各学期の上限は、第1項に定める各単位数に申請時における未修学年数を乗じ、長期履修期間で除して得た単位数（当該単位数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に、変更前の長期履修期間の残余期間を乗じ、変更後の長期履修期間の残余期間で除して得た単位数（当該単位数が2の倍数以外のときは、当該単位数を超える最小の2の倍数とする。）とする。ただし、当該単位数が第1項

に定める各単位数を超えるときは、同項に定める各単位数とする。

4 通年開講科目の履修登録単位数は、その2分の1をそれぞれ各学期の履修単位とみなし、上限単位の計算を行うものとする。

5 次の各号に掲げるものについては、履修登録単位数の上限から除くものとする。

(1) 教職等資格科目のうち、各学部又は地域創造学環（以下「学部等」という。）が指定した授業科目

(2) 本学のカリキュラムとは別に他大学等で修得し、単位認定を受けた授業科目

(成績等に基づく履修登録単位数の特例)

第4条 前条各項（第4項及び第5項を除く。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は履修登録単位数の上限を超えてそれぞれ定められた単位数まで履修科目の登録をすることができる。

(1) 直前学期のGPAの値（以下「GPA値」という。）が2.0以上の学生（長期履修学生を除く。以下この号において同じ。）は、26単位まで、また、GPA値2.5以上の学生は、28単位までとする。ただし、教育学部学校教育教員養成課程の学生は、GPA値2.0以上は、28単位まで、また、GPA値2.5以上は、30単位までとする。

(2) 前号に定めるGPA値に該当する長期履修学生は、前条第2項又は第3項の規定に基づき得た単位数に、前号に定める各単位数から前条第1項に定める各単位数を控除して得た単位数を加えて得た単位数までとする。

(3) 各学部の教務委員会又は地域創造学環教務委員会が相当の理由があると認めた者は、各委員会が個別に定めた単位数までとする。

2 前項第1号及び第2号に掲げる手続きは次の各号のとおりとする。

(1) GPA値は、履修登録期間の終了日の前日までに報告された成績を基に算出する。ただし、履修登

録期間の開始以降にGPA値が下がることで履修登録単位数の上限が減少した学生で、既に減少後の上限単位数以上を履修登録している場合には、減少前の上限単位数を適用することができる。

- (2) GPA値及びこれに基づく履修登録単位数の上限は、学務情報システムを利用し各学生に通知するものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、履修登録科目の上限に関する必要事項は、学部等において定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 平成24年度以前に入学した学生については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年1月20日規則第76号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月21日規則第53号)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
2 平成28年度以前に長期履修学生として認められた者については、この規則による改正後の静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則第3条及び第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則における人文社会科学部内規

静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則3条3項1号で人文社会科学部が指定する科目は、教職専門科目Ⅰ及び教職専門科目Ⅱとする。

附 則

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
2 平成24年度以前に入学した学生については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 留学生科目に関する申合せ

平成24年11月8日制定

平成28年3月3日一部改正

大学教育センター運営委員会

この申合せは、静岡大学全学教育科目規定別表Ⅰ(第4条関係)に規定する、留学生科目の修得単位の振替及び履修に関し、必要な事項を申し合わせる。

1 日本語について

- (1) 日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥは留学生対象の科目とし、修得した単位は英語(1単位科目及び2単位科目)、初修外国語(1単位科目及び2単位科目)又は現代教養科目単位(ただし、ABP関連科目を除く)の単位として振替えることができ

る。ただし、英語及び初修外国語の1単位科目に振替える場合は、日本語2単位をもって1単位分とする。

- (2) 一定以上の日本語運用能力を有していると授業担当者が認定した場合を除いて、留学生は日本語Ⅰ、Ⅱ及びⅢの3科目を履修するものとする。(履修を希望しない場合は、必ず授業担当者の認定を受けなければならない。)

- (3) 留学生以外の学生は履修できない。

2 日本事情について

- (1) 日本事情は、原則として留学生対象の科目とし、修得した単位は現代教養科目（ただし、ABP関連科目を除く）の単位として振替えることができる。
- (2) 授業担当者が特に認めた場合は、留学生以外の学生も履修することができ、修得した単位は、学際科目（ただし、ABP関連科目を除く）の単位として振替えることができる。

3 ABP関連科目の単位への振替えについて

上記規定に関わらず、ABP留学生コースの学生に対し、学部教務委員会が特に認めた場合は、日本語Ⅰ～Ⅵ及び日本事情の単位のうち、教養科目選択（英語以外の学部指定履修科目の単位を除く）及び自由科目（情

報学部においては専門科目その他）の必要単位数の合計を超えて修得した単位に限り、ABP基礎日本語又はABP科目として指定された個別分野科目の単位として振替えることができる。ただし、ABP基礎日本語の1単位科目に振替える場合は、日本語2単位をもって1単位分とする。

附 則（平成28年3月3日改正）

- 1 この申合せは、平成28年4月1日から実施する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生については、この申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 夜間主コース学生の昼間コース開講の教養科目の履修及び修得単位に関する内規

平成24年12月13日制定

静岡大学人文社会科学部規則第8条第4項が「別に定める」と規定する、昼間コース開講の教養科目の履修及び修得単位の扱いは、次のとおりとする。

1. 英語

夜間主コース学生は、昼間コース開講科目を履修することができない。

2. 初修外国語

- (1) 夜間主コース学生は、夜間主コース開講の初修外国語科目を必ず履修し、所要の単位を修得しなければならない。
- (2) 夜間主コース学生は、2年次以降、昼間コース開講の初修外国語（夜間主コース開講のものと同じの言語をのぞく）の各科目の受講定員に余裕があり、担当教員が受講を認める場合に、これらの科目を履修することができる。修得した単位は、選択科目として卒業所要単位の算入する。
- (3) 昼間コース開講科目の履修要件は、夜間主コースの学生にも適用される。昼間コースの初修外国語科目は、必修2科目、指定2科目の計4科目の履修を前提とするため、これら4科目全てを履修

することが望ましい。

3. 個別分野科目、学際科目、教職教養科目

- (1) 夜間主コース学生は、昼間コース開講科目と同一の授業科目が夜間主コースで開講されていない年度にかぎり、受講定員に余裕があり、担当教員が受講を認める場合に、当該昼間コース開講科目を履修することができる。ただし、個別分野科目のうち、「日本国憲法」は、履修することができない。
- (2) (1)により修得した単位は、必修または選択科目として卒業所要単位の算入する。

4. 新入生セミナー、情報処理、健康体育、キャリア形成科目

夜間主コース学生は、昼間コース開講科目を履修することができない。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

10 夜間主コース学生の昼間コース開講の専門科目の履修及び修得単位に関する内規

平成24年12月13日制定

静岡大学人文社会科学部規則第8条第3項が「別に定める」と規定する、昼間コース開講の法学科及び経済学科の専門科目の履修及び修得単位の扱いは、次のとおりとする。

1. 卒業所要単位の上限、卒業所要単位算入の対象となる学科専門科目、配当年次

- (1) 夜間主コース学生は、法学科及び経済学科の昼間コースで開講される学科専門科目を履修し、修得した単位を60単位まで卒業所要単位に算入することができる。ただし、演習もしくは実習形式の科目は卒業所要単位に算入することができない。
- (2) 昼間コースの学科専門科目の配当年次に達しない年次の夜間主コース学生は、当該科目を履修することができない。

2. 同一年度に昼間コース及び夜間主コースで同一の学科専門科目が開講される場合の扱い

- (1) 同一年度に昼間コース及び夜間主コースで同一の学科専門科目が開講される場合であっても、昼間コースの科目を履修することができる。
- (2) 同一年度に昼間コース及び夜間主コースで開講される同一科目の双方を履修登録することができる。ただし、履修登録の時期が異なり、最初に登

録した科目の評価が「不可」、「その他」である場合に限る。

3. 社会学科及び言語文化学科の学科専門科目

- (1) 社会学科及び言語文化学科の学科専門科目は、履修することができない。ただし、担当教員が許可した場合をのぞく。
- (2) (1)により修得した単位は、卒業所要単位に算入することができない。

4. 学部共通専門科目

- (1) 夜間主コース学生は、学部共通専門科目を履修することができない。ただし、副専攻修了を目的とする場合を除く。
- (2) (1)により修得した単位は、卒業所要単位に算入することができない。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した学生については、この内規による改正後の夜間主コース学生の昼間コース開講の専門科目の履修及び修得単位に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 副専攻プログラムの履修について

- 副専攻プログラムとは、所属する学部や学科の授業科目にとどまらず、自身の専攻（主専攻）以外に、興味や関心のある特定のテーマに沿った科目を体系的に学ぶ制度です。
- 現在静岡大学で履修できる副専攻プログラムは、以下のとおりです。副専攻プログラムは希望学生が任意で履修する選択制で、それぞれについて修了認定に必要な要件を定めてあります。

(1) ABP副専攻		
1	概 要	静岡大学では、社会のニーズに応えるグローバル人材を育てる取り組みとして「アジア・ブリッジ・プログラム（ABP）」を実施しています。本副専攻は幅広い視野と国際的な感覚を身につけた学生を育てるためのプログラムです。
2	受講対象学部（人数）	全学部（1学年合計60名程度とする）
3	必要単位数	15単位
4	履修要件	ABP科目、AL科目、ABP海外研修Ⅰ・Ⅱの履修には、TOEIC® L&R 550点以上の英語力、修了研究の履修には、TOEIC® L&R 600点以上の英語力が必要です。（ABP = Asia Bridge Program、AL = Active Learning）
5	修了要件	修了には、必要単位数（15単位）の修得が必要です。
6	申請方法	所定の申請書をグローバル企画推進室窓口（静岡・浜松）へ提出。
7	問い合わせ先	グローバル企画推進室：054-238-3063
(2) 静岡大学地域づくり副専攻		
1	概 要	静岡大学では、国や地方がかかえる「地域課題」に対し、その解決策を提案し、さらにそれを実現できる人材の養成をコンセプトとして、「地域創造学環」を開始しました。本副専攻は地域社会で求められる課題解決能力を有する人材を育成するためのプログラムです。
2	受講対象学部（人数）	全学部（1学年合計50名程度とする）
3	必要単位数	18単位
4	修了要件	必要単位数18単位の修得 + 学修成果報告書の提出
5	申請方法	2年次以降、所定の申請書を教務課教務係窓口（静岡）または浜松学生支援課共通教育係（浜松）へ提出すること。詳細は、地域づくり副専攻ガイダンス（4月）で確認してください。
6	問い合わせ先	地域創造学環事務室：054-238-4311、4315
(3) 国際日本学副専攻プログラム		
1	概 要	グローバル化する世界で活躍するための基礎——国際的・相対的視点で見た日本の社会・文化・政治・経済に関する深い知識、それに加えて実践的英語力——を身につけるためのプログラム
2	受講対象学部	人文社会科学部昼間部（平成28年度以降に入学した者）
3	必要単位数	28単位。さらに全履修科目中、英語で実施される授業科目の単位を24単位以上履修（「海外研修」関係の単位を除く）。TOEIC730点以上（もしくは他の外部英語試験の同等の資格）。

4	履修要件	TOEIC 550点以上（ABP留学生は別に定める）。
5	申請方法	所定の申請書を人文社会科学部学務係へ提出
6	問い合わせ先	人文社会科学部学務係：054-238-4485

3. 副専攻の修了が認められると「副専攻修了証書」が授与されます。「副専攻修了証書」は、主専攻の他にも特定の学習テーマに基づいた科目群を履修したことを外部に証明するものです。
4. 副専攻で修得した科目の多くは、卒業単位に含めることができます。詳細は所属学部の規則を確認してください。

(1) ABP副専攻 別表

(教養科目)

区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	履修年次	必要単位	備考
ABP科目*	個別分野科目 〈人文・社会分野〉	哲学 w philosophy)	2	選択必修	1～3	8単位 以上	ABP科目（英語）として指定された個別分野科目から4科目8単位必修 ※開講される科目は年度により異なる場合がある。 TOEIC550点以上取得者が履修できる。 *ABP = Asia Bridge Program
		歴史と文化 (History and Culture)	2	選択必修	1～3		
		ことばと表現 (Language Arts)	2	選択必修	1～3		
		日本国憲法 (The Japanese Constitution)	2	選択必修	1～3		
		法と社会 (Law and Society)	2	選択必修	1～3		
		経済と社会 (Economy and Society)	2	選択必修	1～3		
		国際社会と日本 (International Society and Japan)	2	選択必修	1～3		
		現代の社会 (Contemporary Japanese Society)	2	選択必修	1～3		
		心理学 (Psychology)	2	選択必修	1～3		
		地域と文化 (Region and Culture)	2	選択必修	1～3		
	芸術論 (Aesthetics)	2	選択必修	1～3			
	〈自然科学分野〉	数学の世界 (Introduction to Mathematics)	2	選択必修	1～3		
		数理の構造 (The Structure of Mathematics)	2	選択必修	1～3		
		物理の世界 (Introduction to Physics)	2	選択必修	1～3		
		自然と物理 (Nature and Physics)	2	選択必修	1～3		
		化学の世界 (Introduction to Chemistry)	2	選択必修	1～3		
		生活の科学 (Sciences of Living)	2	選択必修	1～3		
		生命科学 (Life Science)	2	選択必修	1～3		
		生物と環境 (Life and the Environment)	2	選択必修	1～3		
		地球科学 (Earth Science)	2	選択必修	1～3		
進化と地球環境 (Evolution and the Earth's Environment)		2	選択必修	1～3			
科学と技術 (Science and Technology)	2	選択必修	1～3				
AL科目*	学際科目	各年度の初めに、各テーマに沿った授業科目を発表する。		選択必修	2～3	4単位 以上	AL科目として指定された学際科目から2科目4単位必修（英語・日本語のどちらの科目も履修可能） 英語で開講される科目は、TOEIC550点以上取得者が履修できる。 *AL = Active Learning

区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	履修年次	必要単位	備考
海外研修科目	英語	英語海外研修A	2	選択必修	1～4	2単位以上	ABP海外研修Ⅰ・Ⅱは、TOEIC550点以上取得者が履修できる。
		英語海外研修B	2	選択必修	1～4		
	学際科目	海外大学交流研修Ⅰ	2	選択必修	3		
	ABP海外研修Ⅰ	2	選択必修	2～4			
	ABP海外研修Ⅱ	2	選択必修	2～4			
		ABP海外研修Ⅲ	2	選択必修	2～4		
修了認定科目	学際科目	ABP修了研究	1	必修	3～4	1単位	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
合 計						15単位以上	

注意

1. 上記科目のうち、卒業単位となる科目は所属学部規則の定めるところによる。
2. TOEIC得点による履修制限は、各学期開始前の履修登録期間前日までに学務情報システムに登録されている得点を対象とする。

ABP（アジア・ブリッジ・プログラム）について

静岡大学では全学的な教育改革と組織改編によるグローバル人材育成機能の強化を掲げ、平成27年度よりアジアの国々（特に、タイ、インドネシア、ベトナム、インド）を対象とする国際プログラム（ABP）を開始しました。

学部レベルでは、上記4ヶ国からの学部留学生を毎年40名受け入れ、高度な日本語力を身につけた人材の育成を図ります。また、ABP副専攻（60名）を設け、国際的な実務能力の高い人材を輩出することを目指します。大学院レベルでは、理系の修士課程を一本化した英語による修士課程（40名）を創設し、海外からの優秀な人材の獲得を目指します。また、日本人修士学生のためのABP副専攻（40名）も併設します。

このプログラムは、静岡県内の企業、自治体、NPO法人などと協力し、国際的な実務能力の高い人材を育成するものであり、静岡県内企業への国際的人材の提供が期待されています。

ABP副専攻プログラムにかかる問い合わせ先：静岡大学 グローバル企画推進室 054-238-3063

kglobal@ipc.shizuoka.ac.jp <http://www.abp.icsu.shizuoka.ac.jp/>

(2) 地域づくり副専攻 別表

全学教育科目履修案内を参照してください。

(3) 国際日本学副専攻プログラム 別表

1. 選択必修科目

区分	小科目区分	授業科目	単位	履修年次	必要単位	備考
専門科目	学部共通専門科目	国際日本学基礎Ⅰ	2	1～3	2単位以上	TOEIC550点以上取得者が履修できる。基本的に英語を使用（ABP留学生は別に定める）。
		国際日本学基礎Ⅱ	2	1～3		
		国際日本学基礎演習Ⅰ	2	2～4	2単位以上	国際日本学基礎ⅠもしくはⅡを履修済みの者が履修できる。もっぱら英語を使用。
		国際日本学基礎演習Ⅱ	2	2～4		
		国際日本学演習Ⅰ	2	3・4	2単位以上	国際日本学基礎演習ⅠもしくはⅡを履修済みの者が履修できる。もっぱら英語を使用。
		国際日本学演習Ⅱ	2	3・4		
		海外研修Ⅰ	1	1～4	2単位以上	ABP留学生は「ABPインターンシップ」をもって左記単位とする。
		海外研修Ⅱ	1	1～4		
		海外研修Ⅲ	2	1～4		
		海外研修Ⅳ	2	1～4		
海外研修Ⅴ	4	1～4				

区分	小科目 区分	授 業 科 目	単 位	履修 年次	必要単位	備 考
教養科目	英 語	英 語 海 外 研 修 A	2	1～4	2 単位以上	
		英 語 海 外 研 修 B	2	1～4		
	学際科目	A B P 海 外 研 修 I	2	2～4		
		A B P 海 外 研 修 II	2	2～4		
		A B P 海 外 研 修 III	2	2～4		
選 択 必 修 合 計					8 単位以上	

2. 選択科目

区分	小科目 区分	授 業 科 目	単 位	履修 年次	必要単位	備 考
教養科目	ABP科目	個 別 分 野 科 目 人 文 ・ 社 会 分 野 の 全 科 目			20単位以上	人文社会科学部の卒業に必要な単位としては算定されない。国際日本学副専攻のためのみ算定される。
専 門 科 目	社会学科	日 本 史 概 論	2	1	20単位以上	
		日 本 史 概 説	2	2		
		日 本 中 世 文 化 史	2	3～4		
		日 本 近 世 社 会 史	2	3～4		
		考 古 学 概 説	2	2		
		先 史 文 化 論	2	3～4		
		農 耕 文 化 論	2	3～4		
		ア ジ ア 史 概 説	2	2		
		比 較 地 域 史	2	2～3		
		社 会 関 係 史	2	2～3		
		日 本 思 想 概 説	2	2～3		
		日 本 宗 教 思 想	2	2～3		
		ア ジ ア ・ 日 本 文 化 論 演 習	2	2～4		
		発 達 心 理 学 I	2	2～3		
		発 達 心 理 学 II	2	2～3		
		発 達 臨 床 心 理 学 I	2	2～3		
		発 達 臨 床 心 理 学 II	2	2～3		
		社 会 心 理 学 II	2	2～3		
		臨 床 社 会 心 理 学 I	2	2～3		
		仕 事 の 社 会 学	2	2～3		
	教 育 現 象 の 社 会 学	2	2～3			
	地 域 社 会 論 I	2	2～3			
	地 域 社 会 論 II	2	2～3			
	現 代 文 化 論 I	2	2～3			
	現 代 文 化 論 II	2	2～3			
	Social and Human Studies	2	2～4			
	言語文化 学 科	日 本 ・ ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 論 I	2	1		
日 本 ・ ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 論 II		2	1			
日 本 文 学 概 論 I		2	2～4			
日 本 文 学 概 論 II		2	2～4			
日 本 語 学 概 論 I		2	2～4			
日 本 語 学 概 論 II		2	2～4			
日 本 文 学 史 I		2	3～4			
日 本 文 学 史 II		2	3～4			

区分	小科目 区分	授 業 科 目	单 位	履修 年次	必要単位	備 考
専 門 科 目	言語文化 学 科	日 本 文 学 史 III	2	3~4	20単位以上	
		日 本 文 学 史 IV	2	3~4		
		日 本 言 語 文 化 各 論 I	2	2~4		
		日 本 言 語 文 化 各 論 II	2	2~4		
		日 本 言 語 文 化 各 論 III	2	2~4		
		日 本 言 語 文 化 各 論 IV	2	2~4		
		日 本 言 語 文 化 各 論 V	2	2~4		
		日 本 言 語 文 化 各 論 VI	2	1		
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 I	2	2~4		
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 II	2	2~4		
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 III	2	2~4		
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 IV	2	2~4		
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 V	2	2~4		
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 VI	2	1		
		日 本 文 学 講 読 I	2	3~4		
		日 本 文 学 講 読 II	2	3~4		
		日 本 文 学 講 読 III	2	3~4		
		日 本 文 学 講 読 IV	2	3~4		
		日 本 文 学 演 習 I	2	3~4		
		日 本 文 学 演 習 II	2	3~4		
		日 本 文 学 演 習 III	2	3~4		
		日 本 文 学 演 習 IV	2	3~4		
		日 本 文 学 演 習 V	2	3~4		
		日 本 文 学 演 習 VI	2	3~4		
		日 本 文 学 演 習 VII	2	3~4		
		日 本 文 学 演 習 VIII	2	3~4		
		日 本 語 学 演 習 I	2	3~4		
		日 本 語 学 演 習 II	2	3~4		
		比 較 言 語 文 化 基 礎 論 I	2	1		
		比 較 言 語 文 化 基 礎 論 II	2	1		
		比 較 文 学 概 論 I	2	2~4		
		比 較 文 学 概 論 II	2	2~4		
		比 較 文 学 概 論 III	2	2~4		
		比 較 文 化 概 論 I	2	2~4		
		比 較 文 化 概 論 II	2	2~4		
		比 較 文 化 概 論 III	2	2~4		
		比 較 文 化 概 論 IV	2	2~4		
		比 較 言 語 文 化 各 論 I	2	2		
		比 較 言 語 文 化 各 論 II	2	2		
		比 較 言 語 文 化 各 論 III	2	3~4		
		比 較 言 語 文 化 各 論 IV	2	3~4		
		比 較 文 学 各 論 I	2	2~4		
		比 較 文 学 各 論 II	2	2~4		
比 較 文 学 各 論 III	2	3~4				
比 較 文 学 各 論 IV	2	3~4				
比 較 文 学 各 論 V	2	3~4				
翻 訳 論 I	2	3~4				
翻 訳 論 II	2	3~4				
翻 訳 論 III	2	3~4				

区分	小科目 区分	授 業 科 目	単 位	履修 年次	必要単位	備 考
専 門 科 目	言語文化 学 科	翻 訳 論 IV	2	3～4	20単位以上	
		比較言語文化基礎演習 I	2	2		
		比較言語文化基礎演習 II	2	2		
		比較文学演習 I	2	3～4		
		比較文学演習 II	2	3～4		
		比較文学演習 III	2	3～4		
		比較文学演習 IV	2	3～4		
		比較文化演習 I	2	3～4		
		比較文化演習 II	2	3～4		
		比較文化演習 III	2	3～4		
		比較文化演習 IV	2	3～4		
		静岡の文化	2	1		
		情報意匠論	2	1		
		音声言語・文章表現 I	2	1～2		
	音声言語・文章表現 II	2	1～2			
	法 学 科	憲法総論・統治機構	2	1		
		人権総論	2	1		
		民法総論	4	1		
		刑法総論 I	2	1		
		刑法総論 II	2	1		
		政治学 I	2	1		
		政治学 II	2	1		
		法社会学	2	2～4		
		法制史 I	2	2～4		
		法制史 II	2	2～4		
		国際法	4	2～4		
		国際政治	2	2～4		
		国際人権法	2	3～4		
		国際経済法	2	3～4		
		行政学	4	3～4		
		比較政治 I	2	3～4		
		比較政治 II	2	3～4		
		国際関係論	4	3～4		
国際政治史		4	3～4			
地方自治論		2	3～4			
日本政治外交史	4	2～4				
Japanese Law	2	2～4				
Japan in World Affairs	2	2～4				
Global Politics	2	2～4				
経済学科	ミクロ経済学 II	2	2			
	マクロ経済学 II	2	2			
	経済政策 I	2	2			
	経済政策 II	2	2			
	日本経済論	2	2			
	国際経済学 I	2	2			
	国際経済学 II	2	2			
	空間経済学 I	2	3～4			
	空間経済学 II	2	3～4			
	日本経済史 I	2	3～4			

区分	小科目区分	授 業 科 目	単 位	履 修 年 次	必要単位	備 考
専 門 科 目	経済学科	日 本 経 済 史 II	2	3～4	20単位以上	
		国 際 金 融 論	2	3～4		
		世 界 経 済 論 I	2	3～4		
		世 界 経 済 論 II	2	3～4		
		世 界 経 済 論 III	2	3～4		
		観 光 経 営 論	2	3～4		
		経 済 英 語 I	2	2～4		
		経 済 英 語 II	2	2～4		
		Advanced Business English	2	2～4		
選 択 必 修 合 計					20単位以上	

3. 英語で実施される授業科目

区分	小科目区分	授 業 科 目	単 位	履 修 年 次	必要単位	備 考
専 門 科 目	教 養 科 目	す べ て (科目一覧、シラバス等で確認)		1～4	24単位以上	上記の必修選択、選択科目を含め、在学中の全取得単位のうち、基本的に英語で実施される授業科目を、合計24単位以上になるよう履修〔「海外研修」の単位は算入できない〕。

4. TOEICもしくはそれに相当する外部英語試験点数

TOEIC	TOEFL (iBT)	IELTS	実用英語技能検定 (英検)
730点以上	80以上	6.5以上	準一級以上

* 以上の1～4の要件をすべて満たした者が「国際日本学副専攻履修証」を授与される。

* 2の「選択科目」とは日本の社会・文化・法律・政治・経済に関する科目、もしくは国際的視点から日本研究に繋がり得る科目であり、表にない科目（他学部、他大学で取得して認定された単位を含む）でも、シラバス等を提示することで認定を受けることができる。

* 3の「英語で実施される授業科目」とは、講義で使用される言語が基本的に英語主体である科目を言い、単なる英語講読や英作文等は含まない。表にない科目（他学部、他大学で取得して認定された単位を含む）でも、シラバス等を提示することで認定を受けることができる。

* いずれの単位も、各学科の選択科目もしくは自由科目に算入して、卒業に必要な単位に含めることができる。ただし、ABP科目の個別分野科目のうち、人文・社会分野の科目は人文社会科学部の卒業単位に含めることはできず、副専攻履修のための単位としてのみ、認定される。

* ABP副専攻（全学）との重複履修可。ABP副専攻履修のためにカウントされる科目を含めても構わない。詳しくはABP副専攻の概要を参照のこと。

12 教員免許状取得に関する単位履修要領

平成18年3月9日（全部改正）

1. 学科課程と教職課程

学科ごとに取得できる免許状は

社会学科

中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）、高等学校教諭免許状（公民）

言語文化学科

中学校教諭一種免許状（国語）、高等学校教諭一種免許状（国語）

中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）

中学校教諭一種免許状（ドイツ語）、高等学校教諭一種免許状（ドイツ語）

中学校教諭一種免許状（中国語）、高等学校教諭一種免許状（中国語）

法学科及び経済学科

（昼間コース）

中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（公民）

（夜間主コース）

中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（公民）

2. 単位修得方法

1) 教育免許法第5条別表第一備考第4号に定める科目

教育免許状を取得する場合に必要な単位を本学では、下記のとおり開講しているので所定の科目を履修すること。（教育職員免許法施行規則第66条の6）

昼間コース

日本国憲法（2単位）、健康体育Ⅰ（1単位）、健康体育Ⅱ（1単位）、情報処理（2単位）、英語コミュニケーションⅠは、必修。英語コミュニケーションⅡ、英語ディスカッション、英語インテンシブA、英語インテンシブB、英語海外研修A、英語海外研修Bのうち、1科目を選択必修。

夜間主コース

憲法総論・統治機構（2単位）、健康体育Ⅰ（1単位）、健康体育Ⅱ（1単位）、情報処理（2単位）、英語コミュニケーションAの5科目必修。英語コミュニケーションB、英語海外研修A、英語海外研修Bのうち、1科目を選択必修。

※ 免許状を取得しようとする場合は、健康体育Ⅰ及び健康体育Ⅱは2年次までに修得すること。

2) 教育免許法第5条別表第一に定める「教職に関する科目」については、下表のとおり所定の科目を履修すること。

授 業 科 目	高等学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	年 次	履修方法	教職員免許法施行規則 第6条に定める科目
(中等) 教職入門Ⅰ	◎1単位	◎1単位	1		教職の意義等に関する科目
(中等) 教職入門Ⅱ	◎1単位	◎1単位	1		
(中等) 教育の原理	◎2単位	◎2単位	2～4		教育の基礎理論に関する科目
(中等) 発達と学習	◎2単位	◎2単位	2～4		
(中等) 教育と社会	◎2単位	◎2単位	2～4		
教育課程の意義及び編成の方法	◎1単位	◎1単位	3		教育課程及び指導法に関する科目
教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む)	◎1単位	◎1単位	3		
国語科教育法Ⅱ	2単位	2単位	2	取得する免許 の教科ごとに 高等学校教諭 一種免許状で は4単位、中 学校教諭の一 種免許状では 6単位を選択 必修。社会科 教育法を選択 する場合は、 同教育法Ⅱは 必ず修得する こと。	
国語科教育法Ⅲ	2単位	2単位	2		
国語科教育法Ⅳ		2単位	3		
社会科教育法Ⅱ	2単位	2単位	2		
社会科教育法Ⅲ(地歴)	2単位	2単位	2		
社会科教育法Ⅳ(公民)		2単位	2		
英語科教育法Ⅱ	2単位	2単位	2		
英語科教育法Ⅲ	2単位	2単位	2		
英語科教育法Ⅳ		2単位	3		
ドイツ語教育法Ⅱ	2単位	2単位	3		
ドイツ語教育法Ⅲ	2単位	2単位	3		
ドイツ語教育法Ⅳ		2単位	3		
中国語教育法Ⅱ	2単位	2単位	3		
中国語教育法Ⅲ	2単位	2単位	3		
中国語教育法Ⅳ		2単位	3		
道徳指導論		◎2単位	3		
特別活動論	◎2単位	◎2単位	3		
生徒指導(進路指導の相談及び方法を含)	◎2単位	◎2単位	3		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
教育相談	◎2単位	◎2単位	3		
教職実践演習(中・高)	◎2単位	◎2単位	4		教職実践演習
教育実習Ⅱ		◎2単位	4		教育実習
教育実習Ⅲ	◎2単位	◎2単位	4		
教育実習事前・事後指導	◎1単位	◎1単位	3		

* ◎印は必修科目

* 上記以外に、中学校免許状授与には、介護等体験(社会福祉施設5日間、盲・聾・養護学校2日間)が必要です。

3) 教育免許法第5条別表第一に定める「教科に関する科目」については、次ページ以降の『教員免許状取得に関する「教科に関する科目一覧」』を参照し、各学科の教育課程で必修となっている科目及び選択科目に○印がつく科目は必ず履修すること。なお、各免許教科ごとに免許法施行規則に定める科目区分の履修方法は施行規則(抜粋)を掲載しておくので参照すること。

人文社会科学部においては、別表第一(5条関係)に定める単位数のうち、「教科又は教職に関する科目」の単位数について、「教科に関する科目」の単位のみで修得することが望ましい。

免許状の種類	人文学部における最低取得単位数	
	教科に関する科目	教職に関する科目
中学校教諭一種免許状	28 ※	31
高等学校教諭一種免許状	36 ※	25

※「教科又は教職に関する科目」の単位数を含みます。

4) 教職実践演習履修に関する注意事項

「教職実践演習（中・高）」は4年次後期に開講する。履修に当たっては、当該年度の教員採用試験の受験が義務付けられているので、履修登録の際に併せて教員採用試験の受験票を学務係に提出すること。受験票は学務係で確認後、返却する（受験票の提出がない場合は履修登録をすることができないので、注意すること）。

なお、当該年度の教員採用試験を受験しない場合は、将来教員になることの意味確認書の提出をもって、受験票の提出に代えることができる。意味確認書の書式等については、学務係に問い合わせること。

5) 教育実習の履修方法に関する注意事項

教育実習は、3年次に2週間、4年次に2週間の実習を行うことを原則とする。教育実習は出身高等学校や中学校でお願いすることになるので、所要の手続きを怠らないよう教育実習ガイダンスや事前・事後指導の際は、必ず出席すること。理由も無く欠席した場合は、以後の実習関係の手続きは行わないので十分注意すること。

3. 補足事項

1) 編入学生の教職免許取得にかかる科目の履修

ア 編入学生は、時間割の都合により教職に関する科目や教科に関する科目が重なり、2年間で全ての十分な履修が困難な場合もあるので、綿密な履修計画をたてるなどにより、不足の単位を生じないようにすること。また、入学時のガイダンスには必ず出席すること。

イ 単位認定の科目がある場合など本学でその一部を履修する場合は、学務係や関係機関に相談すること。

2) 教育実習に関する最初のガイダンスは、2年生の4月に行うので、必ず出席すること。

4. 関係規則（抜粋）

1) 免許法別表第一（第5条関係）

大学における単位の履修

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	31	8
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	23	16

2) 教育職員免許法施行規則（第3条関係）

免許法別表第1（5条関係）に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の履修方法

免許教科	教科に関する科目		最低単位数
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1 単位以上	20単位以上
	国文学（国文学史を含む。）	1 単位以上	
	漢文学	1 単位以上	
国語	書道（書写を中心とする。）	1 単位以上	20単位以上
社会	日本史及び外国史	1 単位以上	20単位以上
	地理学（地誌を含む。）	1 単位以上	
	「法律学、政治学」	1 単位以上	
	「社会学、経済学」	1 単位以上	
	「哲学、倫理学、宗教学」	1 単位以上	
英語	英語学	1 単位以上	20単位以上
	英米文学	1 単位以上	
	英語コミュニケーション	1 単位以上	
	異文化理解	1 単位以上	

3) 教育職員免許法施行規則（第4条関係）

免許法別表第1（5条関係）に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の履修の方法

免許教科	教科に関する科目		最低単位数
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1 単位以上	20単位以上
	国文学（国文学史を含む。）	1 単位以上	
	漢文学	1 単位以上	
地理歴史	日本史	1 単位以上	20単位以上
	外国史	1 単位以上	
	人文地理学及び自然地理学	1 単位以上	
	地誌	1 単位以上	
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治含む。）」	1 単位以上	20単位以上
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1 単位以上	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 単位以上	
英語	英語学	1 単位以上	20単位以上
	英米文学	1 単位以上	
	英語コミュニケーション	1 単位以上	
	異文化理解	1 単位以上	

外国語（ドイツ語、中国語）の場合は、英語の場合に準ずる。

教員免許状取得に関する「教科に関する科目」一覧

(注) 授業科目の左の○印は、教員免許状を取得する場合の必修科目を表している。「履修方法」の欄に記されているのは、他学科の開講科目を履修する場合や、科目の内容についておよその枠組みがある場合についてである。

社 会 学 科		免 許 状 の 種 類		
		中一種免 (社会)		
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
日 本 史 及 び 外 国 史	○歴 史 学 概 論	2		
	○日 本 史 概 論	2		
	○外 国 史 概 論	2		
	日 本 中 世 社 会 史	2		
	日 本 中 世 文 化 史	2		
	日 本 近 世 社 会 史	2		
	日 本 近 世 地 域 史	2		
	日 考 古 学 概 論	2		
	考 古 学 概 説	2		
	農 耕 文 化 論	2		
	農 耕 社 会 論	2		
	先 史 社 会 論	2		
	ア ジ ア 史 概 説	2		
	ア ジ ア 文 明 史 I	2		
	ア ジ ア 文 明 史 II	2		
	ア ジ ア 社 会 史 I	2		
	ア ジ ア 社 会 史 II	2		
	西 洋 史 概 説	2		
	ヨ ッ パ 文 明 史 I	2		
	ヨ ッ パ 文 明 史 II	2		
西 洋 社 会 史 I	2			
西 洋 社 会 史 II	2			
地 理 学 (地誌を含む。)	○人 文 地 理 学	2		
	○自 然 地 理 学	2		
	○地 誌 学	2		
「 法 律 学 、 政 治 学 」	憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構	2	法 学 科 法 学 科 学部共通専門科目	
	法 学 入 門	2		
	○政 治 学 概 論	2		
「 社 会 学 、 経 済 学 」	○社 会 学 概 論	2		
	○文 化 人 類 学 概 論	2		
	社 会 学 基 礎 理 論 I	2		
	社 会 学 基 礎 理 論 II	2		
	地 域 社 会 と 福 祉	2		
	地 域 社 会 学	2		
	自 己 と 関 係 の 社 会 学	2		
	教 育 現 象 の 社 会 学	2		
	環 境 共 生 と 地 域 の 社 会 学	2		
	仕 事 の 社 会 学	2		
	家 族 と ジェンダー の 社 会 学	2		
	グ ローバル化 の 社 会 学	2		
	文 化 人 類 学 入 門	2		
	文 化 人 類 学 学 説 史 I	2		
	文 化 人 類 学 学 説 史 II	2		
	地 域 社 会 論 I	2		
	地 域 社 会 論 II	2		
	現 代 文 化 論 I	2		
	現 代 文 化 論 II	2		

免許法施行規則に定める科目区分									
科	目	開設	授業	科目	単位数	履修方法			
		民	族	文	化	論	I	2	
		民	族	文	化	論	II	2	
		人	間	環	境	論	I	2	
		人	間	環	境	論	II	2	
「哲学、倫理学、宗教学」		○人	間	学	概	論		2	
		○哲	学	の	歴	史	I	2	
		○哲	学	の	概	論	I	2	
		日	本	宗	教	思	想	2	
		日	本	学	の	歴	史	2	
		日	本	の	思	想	概	2	
		人	間	学	各	論		2	
		倫	理	学	基	礎	論	2	
		芸	術	文	化	思	想	2	

社 会 学 科	免 許 状 の 種 類				
	高一種免 (公民)				
免許法施行規則に定める科目区分					
科 目	開 設 授 業 科 目	単 位 数	履 修 方 法		
「法律学 (国際法を含む。)、政治学 (国際政治を含む)」	憲法総論・統治機構	2	法 学 科 法 学 科 学 部 共 通 専 門 科 目 法 学 科 法 学 科		
	憲法学入門	2			
	○政治学概論	2			
	○国際政治	4			
	○国際政治	4			
「社会学、経済学 (国際政治を含む。)」	○社会学概論	2			
	○文化人類学概論	2			
	社会学基礎理論Ⅰ	2			
	社会学基礎理論Ⅱ	2			
	地域社会と福祉	2			
	地域社会学	2			
	自己と関係の社会学	2			
	教育現象の社会学	2			
	環境共生と地域の社会学	2			
	仕事の社会学	2			
	家族とジェンダーの社会学	2			
	グローバル化の社会学	2			
	文化人類学入門	2			
	文化人類学学説史Ⅰ	2			
	文化人類学学説史Ⅱ	2			
	地域社会学論Ⅰ	2			
	地域社会学論Ⅱ	2			
	地域現代文化論Ⅰ	2			
	地域現代文化論Ⅱ	2			
	民族文化論Ⅰ	2			
	民族文化論Ⅱ	2			
	人間環境論Ⅰ	2			
	人間環境論Ⅱ	2			
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○人間学概論		2	
		○哲学の歴史Ⅰ		2	
		○哲学概論		2	
○日本宗教学思想Ⅰ		2			
○日本宗教学思想Ⅱ		2			
○人間学各論		2			
○人間学基礎論		2			
○人間学文化思想論		2			
○心理学概論		2			
○心理学基礎論		2			
○心理学概論		2			
○社会心理学Ⅰ		2			
○社会心理学Ⅱ		2			
○臨床社会学Ⅰ		2			
○臨床社会学Ⅱ		2			
○発達心理学Ⅰ		2			
○発達心理学Ⅱ		2			
○発達臨床心理学Ⅰ		2			
○発達臨床心理学Ⅱ		2			
○人格心理学Ⅰ		2			
○人格心理学Ⅱ		2			
○臨床心理学Ⅰ		2			
○臨床心理学Ⅱ		2			
○異文化心理学Ⅰ		2			
○異文化心理学Ⅱ		2			

社 会 学 科		免 許 状 の 種 類		
		高一種免（地理歴史）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
日 本 史	○歴 史 学 概 論	2		
	○日 本 史 概 論	2		
	日 本 史 概 説	2		
	日 本 中 世 社 会 史	2		
	日 本 中 世 社 会 史	2		
	日 本 近 世 社 会 史	2		
	日 本 近 世 社 会 史	2		
	日 本 近 世 社 会 史	2		
	日 本 近 世 社 会 史	2		
	日 本 近 世 社 会 史	2		
	日 本 近 世 社 会 史	2		
	日 本 近 世 社 会 史	2		
外 国 史	○外 国 史 概 論	2		
	ア ジ ア 史 概 説	2		
	ア ジ ア 文 明 史 I	2		
	ア ジ ア 文 明 史 II	2		
	ア ジ ア 社 会 史 I	2		
	ア ジ ア 社 会 史 II	2		
	西 洋 史 概 説	2		
	ヨ ッ パ ン 文 明 史 I	2		
	ヨ ッ パ ン 文 明 史 II	2		
	西 洋 社 会 史 I	2		
西 洋 社 会 史 II	2			
人 文 地 理 学 及 び 自 然 地 理 学	○人 文 地 理 学	2		
	○自 然 地 理 学	2		
地 誌	○地 誌 学	2		

言語文化学科 (国語コース)		免許状の種類		
		中一種免(国語) 高一種免(国語)		
免許法施行規則に定める科目区分				
科目	開設授業科目	単位数	履修方法	
国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	○日本語学概論 I	2	音声言語及び文章表現を含む 音声言語及び文章表現を含む 音声学 国文学 国語史	
	○日本語学概論 II	2		
	日本語学文化各論 IV	2		
	日本語学文化基礎講読 V	2		
	日本語学文化基礎講読 VI	2		
	日本語学演習 I	2		
	日本語学演習 II	2		
国文学(国文学史を含む。)	○日本文学概論 I	2	国文学史を含む 国文学史を含む	
	○日本文学概論 II	2		
	日本文学史 I	2	日本の古典文学 日本の近代文学 日本の文学と思想 日本の文学と文化 名作解釈の理論 古典文学読解 近代文学読解 古典文学の解釈と鑑賞 近代文学の解釈と鑑賞 名作解釈の実践	
	日本文学史 II	2		
	日本文学史 III	2		
	日本文学史 IV	2		
	日本語学文化各論 I	2		
	日本語学文化各論 II	2		
	日本語学文化各論 III	2		
	日本語学文化各論 V	2		
	日本語学文化各論 VI	2		
	日本語学文化基礎講読 I	2		
	日本語学文化基礎講読 II	2		
	日本語学文化基礎講読 III	2		
	日本語学文化基礎講読 IV	2		
	日本文学講読 I	2		
	日本文学講読 II	2		
	日本文学講読 III	2		
	日本文学講読 IV	2		
	日本語学文化基礎演習	2		
	日本文学演習 I	2		
	日本文学演習 II	2		
	日本文学演習 III	2		
日本文学演習 IV	2			
地域社会と文学文化	2			
漢文学	○中国文学概論 I	2	漢文学を含む	
	中国文学史 I	2		
	中国言語文化講読 IV	2		
	中国言語文化基礎演習 III	2		
	中国言語文化演習 IV	2		
	中国言語文化各論 V	2		
中国言語文化各論 VI	2			
書道(書写を中心とする。)	○書道 I	2	中学校のみ 中学校のみ	
	○書道 II	2		

言語文化学科 (英語コース)		免許状の種類		
		中一種免(英語) 高一種免(英語)		
免許法施行規則に定める科目区分				
科目	開設授業科目	単位数	履修方法	
英語学	○英語学概論 I	2		
	○英語学概論 II	2		
	○英語学史	2		
	○英語学各論 I	2		
	○英語学各論 II	2		
	○英語学基礎読解 I	2		
	○英語学基礎読解 II	2		
	○英語学読解 I	2		
	○英語学読解 II	2		
英米文学	○英米文学史 I	2		
	○英米文学史 II	2		
	○イギリス文学文化各論 I	2		
	○アメリカ文学文化各論 I	2		
	○イギリス文学文化基礎読解 I	2		
	○アメリカ文学文化基礎読解 I	2		
	○イギリス文学文化読解 I	2		
	○アメリカ文学文化読解 I	2		
	○イギリス文学文化読解 I	2		
英語コミュニケーション	○オーラル・イングリッシュ I	2		
	○オーラル・イングリッシュ II	2		
	○英語表現法 I	2		
	○英語表現法 II	2		
	○英語プレゼンテーション I	2		
	○英語プレゼンテーション II	2		
	○アカデミックライティング I	2		
	○アカデミックライティング II	2		
	○専門英語基礎 I	2		
	○専門英語基礎 II	2		
異文化理解	○英米言語文化基礎論	2	比較文化を含む	
	○英米事情	2		
	○イギリス文学文化各論 II	2		
	○アメリカ文学文化各論 II	2		
	○イギリス文学文化基礎読解 II	2		
	○アメリカ文学文化基礎読解 II	2		
	○イギリス文学文化読解 II	2		
	○アメリカ文学文化読解 II	2		
	○アメリカ文学文化読解 II	2		

言語文化学科 (ドイツ語コース)		免許状の種類		
		中一種免(ドイツ語) 高一種免(ドイツ語)		
免許法施行規則に定める科目区分				
科目	開設授業科目	単位数	履修方法	
ドイツ語学	○ドイツ語学概論Ⅰ	2	選択科目から6単位以上選択必修	
	○ドイツ語学概論Ⅱ	2		
	ドイツ語史	2		
	ドイツ言語文化各論Ⅲ	2		
	ドイツ言語文化各論Ⅳ	2		
	ドイツ言語文化基礎演習Ⅱ	2		
	ドイツ言語文化演習Ⅲ	2		
ドイツ文学	○ドイツ文学概論Ⅰ	2		
	○ドイツ文学概論Ⅱ	2		
	ドイツ文学史Ⅰ	2		
	ドイツ文学史Ⅱ	2		
	ドイツ文学演習Ⅰ	2		
	ドイツ文学演習Ⅱ	2		
	ドイツ言語文化各論Ⅰ	2		
	ドイツ言語文化各論Ⅱ	2		
	ドイツ言語文化各論Ⅴ	2		
	ドイツ言語文化基礎演習Ⅰ	2		
	ドイツ言語文化演習Ⅰ	2		
ドイツ言語文化演習Ⅱ	2			
ドイツ語コミュニケーション	○独会話・作文Ⅰ	2		
	○独会話・作文Ⅱ	2		
	独会話・作文Ⅲ	2		
	独会話・作文Ⅳ	2		
	ドイツ語コミュニケーション論Ⅰ	2		
ドイツ語コミュニケーション論Ⅱ	2			
異文化理解	○ドイツ事情Ⅰ	2		
	○ドイツ事情Ⅱ	2		
	ドイツ事情Ⅲ	2		
	ドイツ事情Ⅳ	2		
	ドイツ言語文化各論Ⅵ	2		

言語文化学科 (中国語コース)		免許状の種類		
		中一種免(中国語) 高一種免(中国語)		
免許法施行規則に定める科目区分				
科目	開設授業科目	単位数	履修方法	
中国語学	○中国語学概論Ⅰ	2	音声学を含む 北京語の成立と発展 談話・文章と情報伝達 言葉と社会・文化 言葉の構造と意味 中・日語の対照分析 音声と文章の相関性	
	○中国語学概論Ⅱ	2		
	○中国語史	2		
	中国言語文化各論Ⅰ	2		
	中国言語文化各論Ⅱ	2		
	中国言語文化講読Ⅰ	2		
	中国言語文化講読Ⅱ	2		
	中国言語文化演習Ⅰ	2		
	中国言語文化演習Ⅱ	2		
中国文学	○中国文学概論Ⅱ	2	古典中国語入門 中国の文化 中国近現代文学 中国の思想 中国現代文学翻訳 中国の古典文学	
	中国文学史Ⅱ	2		
	中国言語文化基礎講読Ⅲ	2		
	中国言語文化各論Ⅲ	2		
	中国言語文化講読Ⅲ	2		
	中国言語文化講読Ⅴ	2		
	中国言語文化演習Ⅲ	2		
中国言語文化演習Ⅴ	2			
中国語コミュニケーション	○中国語会話・作文Ⅰ	2		
	中国語会話・作文Ⅱ	2		
	中国言語文化基礎演習Ⅰ	2		
	中国言語文化基礎演習Ⅱ	2		
異文化理解	○中国事情	2		
	日本・アジア言語文化基礎論Ⅱ	2		

免許法施行規則に定める科目区分			
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法
「社会学、経済学」	○法 社 会 学	2	
	○経 済 法	2	
	○国 際 経 済 法	2	
	○税 法 総 則 ・ 商 行 為 法	2	
	○商 法 手 形 小 切 手 法	2	
	○金 融 商 品 取 引 法	2	
	○保 険 法	2	
「哲学、倫理学、宗教学」	○政 治 思 想 I	2	
	○法 哲 学	2	

法 学 科 (昼間コース)		免許状の種類		
		高一種免(公民)		
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
「法律学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	法 学 入 門	2	国際政治を含む	
	○政 治 学 Ⅰ	2		
	○政 治 学 Ⅱ	2		
	法 総 論 ・ 統 治 機 構	2		
	人 民 権 法 総 論	2		
	刑 法 Ⅰ	2		
	刑 法 Ⅱ	2		
	刑 法 各 論 Ⅰ	2		
	刑 法 各 論 Ⅱ	2		
	行 政 法 総 論	2		
	行 政 法 作 用	2		
	行 政 法 実 務	2		
	国 債 権 論 Ⅰ	2		
	国 債 権 論 Ⅱ	2		
	債 権 各 論	2		
	債 権 行 為 法	2		
	債 権 行 社 法	4		
	債 権 各 論	2		
	行 政 救 済 法	2		
	刑 事 訴 訟 法 Ⅰ	2		
	刑 事 訴 訟 法 Ⅱ	2		
	刑 事 政 策 法	2		
	国 際 人 権 法	2		
	親 族 ・ 相 続 法	2		
	物 権 総 論	2		
	担 保 物 権 法	2		
	民 事 的 訴 訟 法	4		
	知 財 産 法	2		
	労 働 保 障 法	4		
	社 会 保 障 法	4		
	行 政 学	4		
	比 較 政 治 Ⅰ	2		
	比 較 政 治 Ⅱ	2		
政 治 論	2			
国 際 政 治 論	4			
国 際 関 係 論	4			
地 方 自 治 論	2			
環 境 法	2			
日 本 政 治 外 交 史	4			
政 策 過 程 論	2			
サ ー ド セ ク タ ー	2			
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	○法 社 会 学	2		
	○経 済 学	2		
	国 際 経 済 法	2		
	税 法 総 則 ・ 商 行 為 法	2		
	商 手 形 小 切 手 法	2		
	金 融 商 品 取 引 法	2		
	保 険 法	2		
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲 学 概 論	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科	
	応 用 倫 理 学 Ⅰ	2		
	社 会 心 理 学 Ⅰ	2		
	人 格 心 理 学 Ⅰ	2		

免許法施行規則に定める科目区分			
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法
	発 達 心 理 学 I	2	社 会 学 科
	○ 政 治 思 想 I	2	
	○ 法 哲 学	2	

法 学 科 (夜間主コース)		免許状の種類			
		中一種免(社会)			
免許法施行規則に定める科目区分		開設授業科目		単位数	履修方法
科目					
日本史及び外国史	法制史	史	I	2	社 会 学 科 社 会 学 科
	法歴	史	II	2	
	○日	本	学	2	
	○外	国	概	2	
	ア	本	概	2	
	西	本	概	2	
地 理 学 (地誌を含む。)	○人	文	地	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科
	○自	然	地	2	
	○地	誌	理	2	
「法律学、政治学」	法	学	入	2	
	憲	論	統	2	
	○政	治	学	2	
	○政	治	学	2	
	人	権	学	2	
	民	法	総	4	
	刑	法	論	2	
	刑	法	II	2	
	刑	法	I	2	
	行	政	論	2	
	行	政	II	2	
	国	政	論	2	
	刑	事	法	2	
	刑	事	法	2	
	国	際	政	2	
	債	権	人	2	
	債	権	総	2	
	債	権	各	2	
	親	族	相	2	
	物	権	統	2	
	担	保	権	2	
	不	法	為	2	
	民	事	訟	4	
	会	的	社	4	
	知	的	財	2	
	劳	会	働	4	
	社	際	障	4	
国	際	政	4		
「社会学、経済学」	○法	社	学	2	
	○経	会	法	2	
	国	際	法	2	
	税	経	法	2	
	商	済	法	2	
	法	則	法	2	
	手	小	法	2	
	金	商	法	2	
保	品	法	2		
「哲学、倫理学、宗教学」	○政	治	I	2	
	○法	哲	学	2	

免許法施行規則に定める科目区分				
科	目	開設授業科目	単位数	履修方法
		地方財政論 I	2	
		地方財政論 II	2	
		国際金融論	2	
		社会経済論 I	2	
		社会経済論 II	2	
		都市政策	2	
		社会保障論 I	2	
		社会保障論 II	2	
		日本経済論	2	
		世界経済論 I	2	
		世界経済論 II	2	
		世界経済論 III	2	
		アジア経済論 I	2	
		アジア経済論 II	2	
		アジア経済論 III	2	
		経営分析論 I	2	
		経営分析論 II	2	
		社会科学情報処理	2	
		環境政策	2	
		エリア・マネジメント論	2	
		観光政策論	2	
		スポーツマーケティング論	2	
「哲学、倫理学、宗教学」		○企業倫理学	2	

免許法施行規則に定める科目区分				
科	目	開設授業科目	単位数	履修方法
		アジア経済論 II	2	
		アジア経済論 III	2	
		経営分析論 I	2	
		経営分析論 II	2	
		社会科学情報処理	2	
		環境政策	2	
		エリア・マネジメント論	2	
		観光政策論	2	
		スポーツマーケティング論	2	
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		哲学概論	2	社 会 学 科
		応用倫理学	2	社 会 学 科
		社会心理学 I	2	社 会 学 科
		発達心理学 I	2	社 会 学 科
		人格心理学 I	2	社 会 学 科
		○企業倫理学	2	社 会 学 科

経 済 学 科 (夜 間 主 コ ー ス)		免 許 状 の 種 類			
		中一種免(社会)			
免許法施行規則に定める科目区分		開 設 授 業 科 目		単 位 数	履 修 方 法
科 目					
日 本 史 及 び 外 国 史	歴 史 学 概 論	2	社 会 学 科		
	○日 本 史 概 論	2	社 会 学 科		
	○外 国 史 概 論	2	社 会 学 科		
	日 本 史 概 説	2	社 会 学 科		
	ア ジ ア 史 概 説	2	社 会 学 科		
	西 洋 史 概 説	2	社 会 学 科		
	日 本 経 済 史 I	2	社 会 学 科		
	日 本 経 済 史 II	2	社 会 学 科		
地 理 学 (地誌を含む。)	○人 文 地 理 学	2	社 会 学 科		
	○自 然 地 理 学	2	社 会 学 科		
	○地 誌 学	2	社 会 学 科		
「 法 律 学 、 政 治 学 」	○政 治 学 I	2			
	○政 治 学 II	2			
	○地 域 政 策 I	2			
	○地 域 政 策 II	2			
	○経 済 政 策 I	2			
	○経 済 政 策 II	2			
「 社 会 学 、 経 済 学 」	ミ ン ン ン ン 学 I	2			
	ミ ン ン ン ン 学 II	2			
	マ ン ン ン ン 学 I	2			
	マ ン ン ン ン 学 II	2			
	マ ン ン ン ン 学	2			
	○政 治 学 門	2			
	○経 済 学 門	2			
	○現 代 計 算 学 I	2			
	○現 代 計 算 学 II	2			
	○現 代 財 政 学 I	2			
	○現 代 財 政 学 II	2			
	○現 代 金 融 論 I	2			
	○現 代 金 融 論 II	2			
	○現 代 経 済 学 I	2			
	○現 代 経 済 学 II	2			
	○現 代 報 告 学 I	2			
	○現 代 報 告 学 II	2			
	○現 代 経 済 学 I	2			
	○現 代 経 済 学 II	2			
	○現 代 計 算 学 I	2			
	○現 代 計 算 学 II	2			
	○現 代 経 済 学 I	2			
	○現 代 経 済 学 II	2			
	○現 代 報 告 学 I	2			
	○現 代 報 告 学 II	2			
	○現 代 財 政 論 I	2			
	○現 代 財 政 論 II	2			
	○現 代 金 融 論 I	2			
	○現 代 金 融 論 II	2			

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数	履修方法
	アジア経済論 I	2	
	アジア経済論 II	2	
	経営分析論 I	2	
	経営分析論 II	2	
「哲学、倫理学、宗教学」	○企業倫理学	2	

経 済 学 科 (夜 間 主 コ ー ス)		免 許 状 の 種 類			
		高一種免 (公民)			
免許法施行規則に定める科目区分		開 設 授 業 科 目		単位数	履 修 方 法
科 目					
「 法 律 学 (国際法を含む。)、 政 治 学 (国際政治を含む。)」	○政 治 学	I	2	国 際 政 治 を 含 む	
	○政 治 学	II	2		
	○政 域 政 策	I	2		
	○政 域 政 策	II	2		
	○経 済 政 策	I	2		
	○経 済 政 策	II	2		
「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	ミ ク ロ 経 済 学	I	2		
	ミ ク ロ 経 済 学	II	2		
	マ ク ロ 経 済 学	I	2		
	マ ク ロ 経 済 学	II	2		
	○経 済 理 論 入 門	I	2		
	○現 代 経 済 学 入 門	I	2		
	統 計 学	I	2		
	統 計 学	II	2		
	財 政 学	I	2		
	財 政 学	II	2		
	金 融 論	I	2		
	金 融 論	II	2		
	経 済 管 理 学	I	2		
	経 済 管 理 学	II	2		
	経 営 情 報 論	I	2		
	国 際 経 済 学	I	2		
	国 際 経 済 学	II	2		
	国 情 報 統 計 学	I	2		
	社 会 統 計 学	I	2		
	社 会 統 計 学	II	2		
	社 計 量 経 済 学	I	2		
	社 計 量 経 済 学	II	2		
	空 間 経 済 論	I	2		
	空 間 経 済 論	II	2		
	環 境 政 策	I	2		
	環 境 政 策	II	2		
	地 方 財 政 論	I	2		
	地 方 財 政 論	II	2		
	社 会 保 障 論	I	2		
	社 会 保 障 論	II	2		
	日 本 経 済 論	I	2		
	世 界 経 済 論	I	2		
世 界 経 済 論	II	2			
ア ジ ア 経 済 論	I	2			
ア ジ ア 経 済 論	II	2			
経 営 分 析 論	I	2			
経 営 分 析 論	II	2			
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲 学 概 論	I	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科	
	哲 学 概 論	II	2		
	社 会 心 理 学	I	2		
	社 会 心 理 学	I	2		
	社 会 心 理 学	I	2		
	○企 業 倫 理 学	I	2		

13 学芸員資格取得に関する単位履修要領

昭和50年2月27日制定 平成3年2月6日改正
 平成9年1月23日改正（平成9年4月1日適用）
 平成15年3月10日改正 平成19年1月11日改正
 平成24年4月26日改正

1. 学芸員の職務

学芸員とは博物館法に基づく専門的職員であって、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他、これに関連する事業について、専門的事項をつかさどる者をいう。

2. 学芸員の資格

学芸員の資格を取得するためには、学士の学位を有する者で、かつ大学において所定の科目の単位を取得しなければならない。

3. 必要科目及び単位

人文社会科学部において学芸員の資格を取得しようとする場合に必要科目及び単位数は次のとおりである。なお、詳細については、講義概要を参照すること。

人文社会科学部で開講する科目及び単位数			博物館法施行規則		
科 目	単位数	備 考	科 目	単位数	
生涯学習概論	2		生涯学習概論	2	
博物館概論	2		博物館概論	2	
博物館経営論	2		博物館経営論	2	
博物館資料論Ⅰ	1		博物館資料論	2	
博物館資料論Ⅱ	1				
博物館資料保存論	2		博物館資料保存論	2	
博物館展示論	2		博物館展示論	2	
博物館教育論	2		博物館教育論	2	
博物館情報・メディア論	2		博物館情報・メディア論	2	
古文書実習Ⅰa	1	※	博物館実習	3	
古文書実習Ⅰb	1				
考古学実習Ⅰa	1				
考古学実習Ⅰb	1				
博物館館務実習	1				

※博物館実習について

博物館実習は、事前・事後指導を含み、古文書実習Ⅰa・Ⅰb（両方履修すること）、もしくは考古学実習Ⅰa・Ⅰb（両方履修すること）のいずれかの組み合わせで2単位と、博物館館務実習1単位をもってあてる。

※夜間主コース学生は学芸員科目を履修できない。

14 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程

(平成8年3月13日)

改正 平成9年11月19日 平成10年12月22日
平成16年4月1日規程 平成18年2月15日規程
平成28年1月20日規程第78号 平成28年12月21日規程第50号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第34条に規定する他の大学等における授業科目の履修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする他の大学等)

第2条 単位認定の対象とすることができる他の大学等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学間（学部間を含む。）交流協定締結大学
- (2) 短期留学推進制度（派遣）実施要項（平成8年5月11日文科大臣裁定）に基づく派遣先大学
- (3) 放送大学
- (4) その他修学上支障がないと認められる大学又は短期大学

(事前届出)

第3条 単位認定を受ける目的をもって他の大学等において授業科目を履修しようとする学生は、事前に指導教員に届け出るものとする。

(申請手続)

第4条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期の始めに、他の大学等において修得した単位の係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長（地域創造学環については地域創造学環長）又は大学教育センター長（以下「学部長等」という。）を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第5条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。ただし、専門科目及び教養科目のうち、

学環指定科目の単位については地域創造学環で審査することができるものとする。

(単位認定)

第6条 単位認定は、当該授業科目の関係教員（以下「関係教員」という。）の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことができるものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第7条 学長は、単位認定の結果を、他の大学等において修得した単位の係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第8条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、静岡大学教務委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年11月19日）

この規程は、平成9年11月19日から施行する。

附 則（平成10年12月22日）

この規則は、平成10年12月22日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規程）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月15日規程）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生については、この規程による改正後の他の大学等において修得した単位の認定に関する規程の規定にかかわらず、なお従

前の例による。

附 則（平成28年1月20日規程第78号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月21日規程第50号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

15 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程

（平成8年3月13日）

改正 平成10年12月22日 平成13年4月11日
平成16年2月18日規程 平成16年4月1日規程
平成17年4月13日規程 平成18年2月15日規程
平成28年1月20日規程第79号 平成28年6月15日規程第14号
平成28年12月21日規程第51号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第35条に規定する大学以外の教育施設等における学修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

（単位認定の対象とする学修）

第2条 単位認定の対象とすることができる大学以外の教育施設等における学修は、次の各号に掲げるもののうち修学上支障がないと認められるものとする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修
 - (2) 大学の専攻科における学修
 - (3) 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
 - (4) 高等学校の専攻科の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
 - (5) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
- 2 前項に定めるもののほか、各学部（地域創造学環については地域創造学環）（以下「学部等」という。）が必要と認めた場合は、当該学部等が別に定めるところにより、次の各号に掲げる学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができる。

(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第3備考第6号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学又は短期大学が行う講習又は公開講座における学修

(2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う社会教育主事の講習における学修

(3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修

(4) 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修

(5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修

(6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テストング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイックにおける成果に係る学修

（事前届出）

第3条 単位認定を受ける目的をもって他の大学以外の教育施設等において学修しようとする学生は、事前に指導教員に届け出るものとする。

(申請手続)

第4条 単位認定を受けようとする学生(以下「申請者」という。)は、原則として学期の始めに、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書(別記様式第1)に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長(地域創造学環については地域創造学環長)又は大学教育センター長(以下「学部長等」という。)を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第5条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環で審査することができるものとする。

(単位認定)

第6条 単位認定は、当該授業科目の関係教員(以下「関係教員」という。)の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことができるものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第7条 学長は、単位認定の結果を、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書(別記様式第2)により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第8条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係

教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、大学教育センターが別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月22日)

この規則は、平成10年12月22日から施行する。

附 則(平成13年4月11日)

この規則は、平成13年4月11日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成16年2月18日規程)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規程)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月13日規程)

この規程は、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月15日規程)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した学生については、この規程による改正後の大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年1月20日規程第79号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月15日規程第14号)

この規程は、平成28年6月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年12月21日規程第51号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

16 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程

(平成8年3月13日)

改正	平成10年12月22日	平成13年4月11日
	平成16年2月18日規程	平成16年4月1日規程
	平成17年4月13日規程	平成18年2月15日規程
	平成28年1月20日規程第80号	平成28年4月27日規程第12号
	平成28年6月15日規程第15号	平成28年12月21日規程第52号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第36条に規定する入学前の既修得単位等の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする入学前の既修得単位等)

第2条 単位認定の対象とすることができる入学前の既修得単位等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学則第36条第1項の規定による大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）

(2) 学則第36条第2項の規定による大学以外の教育施設等における学修のうち、次に掲げるもの

ア 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修

イ 大学の専攻科における学修

ウ 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

エ 高等学校の専攻科の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

オ 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

2 前項に定めるもののほか、各学部（地域創造学環については地域創造学環）（以下「学部等」という。）が必要と認めた場合は、当該学部等が別に定めるところにより、次の各号に掲げる学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができる。

(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第3備考第6号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学又は短期大学が行う講習又は公開講座における学修

(2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う社会教育主事の講習における学修

(3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修

(4) 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修

(5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修

(6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テストング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイックにおける成果に係る学修

(申請手続)

第3条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、入学した学期の始めまでに、入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長（地域創造学環については地域創造学環

長)又は大学教育センター長(以下「学部長等」という。)を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第4条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環で審査することができるものとする。

(単位認定)

第5条 単位認定は、当該授業科目の関係教員(以下「関係教員」という。)の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことができるものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第6条 学長は、単位認定の結果を、入学前の既修得単位等に係る単位認定通知書(別記様式第2)により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第7条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、大学教育センターが別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月22日)

この規則は、平成10年12月22日から施行する。

附 則(平成13年4月11日)

この規則は、平成13年4月11日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成16年2月18日規程)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規程)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月13日規程)

この規程は、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月15日規程)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月20日規程第80号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月27日規程第12号)

この規程は、平成28年4月27日から施行する。

附 則(平成28年6月15日規程第15号)

この規程は、平成28年6月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年12月21日規程第52号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

17 人文社会科学部入学前既修得単位の認定基準に関する取り扱い要項

平成13年6月21日制定

静岡大学人文社会科学部規則第17条の2に基づき、入学前の既修得単位の認定基準に関する取り扱いを次のように定める。

- 1 入学前の既修得単位の認定は、教養科目、専門科目併せて60単位を超えないものとする。
- 2 入学前の既修得単位の認定に当たっては、全学教

育科目を認定したうえ、専門科目を認定する。

- 3 教養科目の認定については、全学教育センターが行ない、全学教育科目規定第10条に基づく「入学前の既修得単位等の取り扱い等について」による。
- 4 専門科目の認定は、以下の要領で各学科において審査し、教務委員会の議を経て行う。認定科目の通

知については、教授会の承認を得て行う。

- ① 演習形式の科目は認定しない。
- ② 教養科目と専門教育科目との異種科目区分間の認定は行わない。
- ③ ①②以外の取扱については、各学科ごとの個別

的認定基準に従って認定を行う。

(平成18年3月9日改正)

この要項は、平成18年4月1日から施行し、18年度入学生から適用する。

18 静岡大学人文社会科学部及び教育学部並びに 静岡県立大学国際関係学部及び経営情報学部間 における単位互換に関する協議書についての覚書

(平成7年12月4日)

1 受入れ手続き

- (1) 学生の所属する学部(以下「派遣学部」という。)は希望学生を取りまとめ、受講する学部(以下「受入れ学部」という。)へ受入れを依頼する。
- (2) 受入れ学部は、派遣学部と協議の上受入れ学生を決定する。
- (3) 受入れ学部は、受入れ学生を派遣学部へ通知する。

2 履修科目及び単位数

- (1) 特別聴講学生が履修できる授業科目は、派遣学部と受入れ学部で次の4項目を考慮し、毎年度協議の上定める。
 - ① 派遣学部開設されていない授業科目及び同一授業科目であっても講義主題の異なるもの
 - ② 専任教員担当の科目
 - ③ 専門科目
 - ④ 特別の時間割は組まない。
- (2) 履修できる単位数は、通算して12単位を超えないものとする。

3 履修期間

特別聴講学生としての履修期間は、当該学生の聴講する授業科目の開設年度又は開設学期とする。

4 試験の実施方法

受験上の取り扱い及び追・再試験の実施については、受入れ学部規則の定めるところによる。

5 成績評価及び単位の授与の方法

特別聴講学生が履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、受入れ学部規則の定めるところによる。

6 成績管理

受入れ学部は、特別聴講学生の成績原簿を保管する。

7 施設等の利用

特別聴講学生の履修上必要な施設・設備の利用については、便宜を供与する。

8 連絡会議

連絡会議の構成は、各学部から2名ずつ選出された委員をもって構成する。

19 追試験及び再試験に関する内規

昭和42年2月9日制定

昭和47年4月1日改正

昭和53年4月1日改正

平成18年7月13日改正

平成25年3月14日改正

1. 次の各項の理由で、試験を欠席した者については、追試験を行うことができる。

(1) 病気(ただし、医師の診断書を要する)

(2) 忌引(1・2親等に限り死亡の日より1週間以

内)

(3) 就職に関する事由（ただし、具体的に事情の具申あるもの）

(4) その他やむを得ない事故（ただし、具体的に事情の具申あるもの）

上の事情により追試験を希望する者は、試験日より1週間以内に、所定の様式により学務係に届け出なければならない。

2. 追試験は、原則として試験日以後1か月以内に行う。

3. 試験の不合格者に対しては、原則として再試験は

行わない。ただし、特にやむを得ない事情により担当教官が再試験の必要を認める場合は、教授会の承認を得た上でこれを行うものとする。

4. 前項のただし書の場合における再試験は、次の要領によるものとする。

(1) 再試験は、試験終了後2か月以内に行う。2か月を経過した後における再試験は、これを認めない。

(2) 再試験の成績は、最低合格点（60点）又はそれ以下とする。

20 試験等において不正行為をした学生の取扱いに関する内規

平成23年7月14日制定

（趣旨）

第1条 この内規は、「静岡大学単位認定等に関する規定」（平成18年2月15日）第6条及び「試験等において、不正行為をした学生に対する取扱い」（平成23年5月18日教育研究評議会承認。以下「取扱い」という。）に基づき、試験等において不正行為を行った学生に対する人文社会科学部の対応・措置等に関し、必要な事項を定める。

（不正行為に対する措置手続）

第2条 学務係は、取扱いに定める不正行為報告書の提出があったときは、速やかに、その旨を学部長並びに教務委員長及び学生委員長に報告するとともに、当該学生の指導教員に連絡する。

2 教務委員会は、前項の報告を受けたときは、速やかに、試験監督教員及び当該学生から事情を聴取の上、別紙様式による「不正行為調査書」を作成しなければならない。

なお、事情聴取にあたっては、学生委員長がオブザーバーとして同席する。

3 学生委員会は、当該試験期間の終了後、取扱い及

び「不正行為調査書」に基づき、当該学生に対する不正行為の措置案を決定し、これを各学科に報告する。

なお、措置案の決定にあたっては、教務委員長がオブザーバーとして同席する。

4 教務委員会は、不正行為の措置案に基づく当該学生に対する教務上の措置案を各学科に報告するものとする。

5 教授会は、「不正行為調査書」に基づく不正行為の措置案および教務上の措置案を審議し、当該学生に対する措置を決定しなければならない。

附 則

1 この内規は、平成23年7月1日から施行する。

2 「試験等における不正行為に対する教務上の取り扱いに関する内規」（平成10年6月25日制定）は廃止する。

別紙様式

（略）

21 社会科学の諸内規

21-1 社会科学進級基準に関する内規

平成22年3月5日制定

- 1 この内規は、社会科学における学生の3年次生から4年次生への進級（以下「進級」という。）の基準について、必要な事項を定める。
- 2 4年次生への進級とは、人文社会科学部規則別表第Ⅰに示す4年次生対象科目を履修できるようになることをいう。
- 3 進級は、原則として4月1日（以下「基準日」という。）をもって、可否を判定する。
- 4 進級は、次の各号に掲げる基準のすべてを満たす学生について認める。
 - (1) 基準日において在学中であり、かつ、在学期間が36月以上であること。なお、3年次編入学生の在学期間の通算については、編入学時点で24月在学したものとみなし、以降の本学在学期間を加算する。
 - (2) 基準日において、人文社会科学部規則別表第Ⅱ

に定める社会科学の卒業所要単位数（以下「卒業所要単位数」という。）のうち、総計93単位以上を修得していること。

- 5 9月卒業を希望する学生に対しては、当該学生からの事前の申請に基づき、特例として、基準日を10月1日とする10月進級の可否について判定する。なお、9月卒業については、「前学期末における卒業（9月卒業）に関する内規」に従う。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

21-2 社会科学卒業論文に関する内規

昭和59年11月8日制定 平成4年5月1日改正
平成10年6月11日改正 平成20年1月10日改正
平成20年7月10日改正 平成23年4月1日改正

1. 人文社会科学部規則第11条に基づき、社会科学の卒業論文（以下「論文」という。）の提出に関する規定を次のとおり定める。
2. 論文題目（以下「題目」という。）を届け出するためには、原則として卒業演習Ⅰの単位を修得済みで、かつ、卒業演習Ⅱの単位を修得済み若しくは履修中でなければならない。

なお、履修計画上、卒業演習Ⅰを後学期に、若しくは、卒業演習Ⅱを前学期に履修する必要がある場合は、指導教員の下承を得て、科目履修登録手続き期限内に、当該科目の受講を学務係に願い出なければ

ならない。

3. 題目は、指導教員の承認を得て、原則として論文を提出する学期の11月25日正午（前学期提出の場合は5月25日正午。当日が土曜日又は日曜日の場合は別に定める。）までに学務係に届け出なければならない。

なお、届け出た題目は、論文提出前であれば、指導教員の承認を得て取り下げることができる。

4. 論文提出要領は次のとおりとする。
 - (1) 提出期限 1月10日正午（前学期提出の場合は7月10日正午。当日が土曜日又

は日曜祝日の場合は別に定める。)

- (2) 提出場所 人文社会科学部学務係
- (3) 提出要件 題目を届け出済みであること。なお、論文には、学務係備付の用紙に必要事項を記入し、論文表紙の裏面に添付しなければならない。

5. 論文の審査に当たっては、併せて次の要領で口述試験を行う。

- (1) 試験期間 1月下旬～2月下旬（前学期提出の場合は7月下旬～8月上旬）
- (2) 試験場所 学科所定の研究室等

6. 論文の審査は、一の論文につき、学科の複数の教

員が行い、協議により判定する。

7. 卒業要件に論文の単位のみを残して休学中の者が論文を提出する場合は、次の要領によるものとする。

- (1) 復学手続き 論文提出期限の日を含む月から復学しなければならない。なお、原則として復学する1か月前までに所定の復学手続きを行うこと。
- (2) 題目届け出の特例 復学手続きの際に、題目を届け出ることができる。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

22 言語文化学科の諸内規

22-1 言語文化学科履修コースに関する内規

昭和42年2月9日制定	昭和43年3月8日改正	昭和46年5月13日改正
昭和53年4月1日改正	昭和54年4月18日改正	平成4年5月1日改正
平成16年3月18日改正	平成25年11月14日改正	

1. 言語文化学科の履修コースの決定は、在学第2年次の初めに行う。
2. 言語文化学科の学生は、在学第1年次の2月1日から2月15日（当日が土曜日又は日曜日の場合は別に定める）までの間にその履修コースを申請するものとする。ただし、申請期間の1、2か月前に説明会を行い、志望調査を行うことがある。
3. 言語文化学科の学生の履修コースの決定は、1年次の成績及び面接の結果を考慮して、学科で審査のうえ決定する。
4. 前条の場合1年次における履修科目の成績において希望する履修コースと関係のある科目の成績が不良又は単位不足のもの又は取得単位の合計が15単位にみたぬものについては、履修コース決定を保留し、これを履修コース未決定者として取り扱うものとする。
5. 履修コース未決定者は原則として翌年度の履修コース決定の機会に、改めて履修しようとするコースを申請して、その審査を受けなければならない。
6. 履修コースの変更に関しては、一度履修コースを決定したのちにそれを変更することができないのが原則であるが、やむを得ない事情があると認められるときは、これを受け入れることがある。その場合、学生は指導教員に履修コースの変更を願い出て、所属を希望するコースの面接審査を受けたのちに、学科の承認を経なければならない。
7. 前項により、履修コースを変更した言語文化学科学生は、原則として新コースに2年以上在学しなくてはならない。

附 則

1. この内規は、平成26年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降入学生から適用する。

22-2 言語文化学科卒業論文に関する内規

昭和42年2月9日制定	昭和49年10月17日改正	昭和57年3月13日改正
平成4年5月1日改正	平成16年3月18日改正	平成20年1月10日改正
平成20年7月10日改正		

1. 人文社会科学部規則第11条に基づき、言語文化学科の卒業論文の提出に関する規定を次のとおりとする。
2. 卒業論文を提出する者は、提出する年度の4月1日の時点で本学部3年以上（前学期末卒業の場合3年6月以上）在学してはならない。
なお、3年次編入学生については、卒業論文を提出する年度の4月1日の時点で、本学部1年以上（前学期末卒業の場合1年6月以上）在学してはならない。
3. 卒業論文提出予定者は、論文の題目を当該年度の6月中旬に指導教員に提出しなければならない。
4. 卒業論文の提出
 - (1) 提出期限 1月10日正午（前学期提出の場合、7月10日正午）（当日が土曜日または日曜日または日曜祝日の場合は別に定める）

(2) 提出場所 人文社会科学部学務係

(3) 論文には所定の用紙を学務係において受領の上、必要事項を記入し、卒業論文の表紙の裏面に貼付しなくてはならない。

5. 卒業論文の審査にあたっては、次の要領で口述試験をあわせて行うものとする。

(1) 試験期日 1月下旬～2月中旬（前学期提出の場合は7月下旬～8月上旬。）

(2) 試験場所 履修コースの研究室

6. 卒業論文の審査には、該当する履修コースの各教員が担当するほか、必要に応じて関連学科目の担当教員がこれに加わるものとする。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

23 経済学科の諸内規

23-1 経済学科進級基準に関する内規

平成23年1月13日制定

- この内規は、経済学科昼間コースにおける学生（ABPコースを除く）の2年次から3年次生への進級（以下「進級」という）の基準について、必要な事項を定める。
- 2年次から3年次への進級が認められる者は、在学期間を24ヶ月以上有し、進級基準表中の進級基準を満たした者とする。
- 3年次生への進級とは、人文社会科学部規則別表第Iに示す3～4年次生対象科目を履修できることをいう。
ただし、進級が認められない場合でも、進級基準に満たない単位が4単位以下の場合は、10単位を限度として3～4年次生対象科目を履修することができる（経済学演習Ⅱa、Ⅱbおよび経済学演習Ⅲa、Ⅲb、卒業論文を除く。）
- 卒業については、3年次進級後に24ヶ月以上在学し、かつ進級基準表の「卒業に必要な単位数」を修得して卒業の認定が得られる。

進級基準法

科目区分	学年	3年次への進級	卒業に必要な単位数	
教養科目 (履修については全学教育科目履修案内を参照)		基準単位は設定しない	28単位以上	
専門必修科目		1) 社会科学基礎演習(2単位)、経済学演習Ⅰa(2単位)および経済学演習Ⅰb(2単位)を修得していること。 2) ミクロ経済学Ⅰ(2単位)またはマクロ経済学Ⅰ(2単位)のいずれかを修得していること。	18単位以上	
専門選択必修科目		1、2年次に経済学科において開講される選択必修科目 ※ 注1から16単位以上修得	24単位以上	56 単 位 以 上
専門選択科目		基準単位は設定しない	32単位以上	
学部共通専門科目(A群)		基準単位は設定しない	4単位以上	
自由科目		基準単位は設定しない	18単位以上	
合計			124単位以上	

注1) 1、2年次に開講される選択必修科目（経済と政策入門、企業経済論、簿記Ⅰ、簿記Ⅱ、統計学Ⅰ、統計学Ⅱ、ミクロ経済学Ⅱ、マクロ経済学Ⅱ、経済学説史、経済政策Ⅰ、経済政策Ⅱ、金融論Ⅰ、金融論Ⅱ、日本経済論、経営学Ⅰ、経営学Ⅱ、会計学Ⅰ、会計学Ⅱ）

附 則

- この内規は、平成23年4月1日から施行する。

- 平成23年3月31日において現に在学する者については、この内規は適用せず、従前のおりとする。

附 則

- この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 平成26年3月31日において現に在学する者については、この内規は適用せず、従前のおりとする。

23-2 転学部、転学科による経済学科進級基準の特例

平成23年1月13日制定

- 3年次へ転学部、転学科した者については、3年次への進級基準を適用しない。なお、経済学演習Ⅱa、bは、4年次で履修すること。

附 則

- この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年3月31日において現に在学する者については、この内規は適用せず、従前のおりとする。

23-3 経済学科卒業論文に関する内規

平成16年3月18日制定

平成22年11月18日改正

平成25年12月12日改正

- 人文社会科学部規則第11条に基づき、経済学科の卒業論文の提出に関する規定を次のとおりとする。
- 卒業論文とは、20,000字数以上を満たした『卒業論文』、または概ね同等の条件を満たした調査研究レポートなどの作成やプログラムなどの作成を内容とする卒業研究レポートをいう。
- 卒業論文は、次項に定める提出時に、「経済学演習Ⅲa」又は「経済学演習Ⅲb」のいずれかの単位を修得している場合に提出することができる。
- 卒業論文の提出
 - 提出期限 1月10日正午（当日が土曜日または日曜日の場合は別に定める。）
なお、前学期に卒業論文を提出する者の提出期限については別に定める。
 - 提出場所 人文社会科学部学務係
 - 卒業論文には所定の用紙を学務係において受領の上、これに必要事項を記入し、卒業論文または卒業研究レポートの表紙の裏面に貼付しなくてはならない。
 - 卒業論文の審査にあたっては、次の要領で口述試験を行うものとする。
 - 試験期日 2月中旬まで
なお、前学期に卒業論文を提出する者の試験期日については別に定める。
 - 試験場所 各ゼミナールの指定する場所
 - 卒業論文の審査には、関連学科目を担当する教員がこれに加わるものとする。
 - 卒業要件に卒業論文の単位のみを残して休学中のものが卒業論文を提出する場合は、提出期限の日を含む月から復学しなければならない。
なお、原則として復学する1か月前までに所定の復学手続きを行うこと。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 平成26年度以前に入学した学生については、本内規の規定にかかわらず、卒業要件に卒業論文の単位のみを残して休学中のものが卒業論文を提出する場合に関する規定を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、改正後の静岡大学人文社会科学部経済学科卒業論文に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。ただし、平成22年度以前入学者については、「卒業演習a」および「卒業演

習b」を「卒業研究a」および「卒業研究b」にそれぞれ読み替えて適用する。

- 2 平成19年度以前の入学者については、本内規の規定にかかわらず、卒業研究の題目提出に関する規定を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、本内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

24 「卒業見込証明書」発行に関する基準

人文社会科学部に所属する学生は、以下の条件に該当する場合、学内に設置した証明書発行機により、「卒業見込証明書」の発行を受けることができる。

1. 休学を除く在学期間が36か月以上（3年次編入学生の場合は12か月以上）あり、かつ既修得単位数が68単位以上あること。
2. 経済学科（ABP留学生コースを除く）に在籍する場合、1の条件に加えて、3年次進級以降、休学を除く在学期間が12か月以上あること。
3. 1～2の条件に該当しない場合、人文社会科学部

教務委員会が以下の2点について審議の上で認めていること。（審議を依頼する場合、人文社会科学部学務係を通じ理由書の提出が必要である。）

- 1) 「卒業見込証明書」が必要であること。
- 2) 「卒業見込証明書」発行後一年以内に卒業が可能であるとみなされる特段の事情があること。

* 「卒業見込証明書」は、発行申請年度末卒業見込の証明を原則とするが、ABP留学生コースに在籍する場合など、9月卒業見込みの学生には、9月末卒業見込みを証明することがある。

25 転入学及び編入学に関する内規

（趣旨）

第1条 この内規は、静岡大学人文社会科学部規則第19条第2項の規定に基づき、転入学及び編入学の選抜方法等について定める。

（選抜方法）

第2条 転入学を志望する者の選考は、一般入試により行い、選抜方法は、書類選考、学力検査及び面接とする。

2 編入学を志望する者の選考は、一般入試と社会人入試により行い、選抜方法は、書類選考、学力検査及び面接とする。

（補則）

第3条 募集人員、出願手続、合格発表及び入学手続等については、教授会が決定する。

附 則

この内規は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月21日改正）

この内規は、平成3年2月21日から施行し、平成2年7月1日から適用する。

附 則（平成5年3月15日改正）～附 則（平成14年6月27日改正）

附 則（平成16年7月8日改正）

この内規は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成17年7月14日改正）

1. この内規は、平成17年7月14日から施行する。
2. 法学科については、当分の間、第2条第1項および第2項の一般選抜にかかる募集をしない。

附 則（平成21年4月9日改正）

1. この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月9日改正）

1. この内規は、平成24年4月1日から施行する。
2. 平成24年度以降の入学生に適用する学部名称及びカリキュラム適用年度については、転学部・転学科生の相当する履修年次の他の在學生と同様とする。

26 転学科等に関する内規

昭和42年2月9日制定

平成4年5月1日改正

平成6年2月24日改正

平成16年3月18日改正

1. 転学科は、在学第2年相当年次又は在学第3年相当年次に限り許可することがある。

なお、転学科を志望する学生は、所定の期間にその理由を付して、その旨を指導教員を経て学部長に願い出るものとする。

2. 転学科は、各学科及び教務委員会で審査の上、教授会の議を経て学部長がこれを許可する。
3. 前項の場合、必要があると認めるときは、学科試験を行なう。
4. 転学科に当たり同一学年に転学科することを不適当と認めるときは下級学年に転学科させることがあ

る。

5. 転学科希望学生は、現在所属する学科の正規の課程を履修していなくてはならない。

附 則

1. この内規は、平成23年4月1日から施行する。
2. 平成23年3月31日において現に在学する者については、この内規は適用せず、従前のおりとする。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

27 転学部生の既修得単位の認定に関する内規

平成20年2月14日制定

1. この内規は、静岡大学人文社会科学部規則第19条第2項及び第21条の規定に基づき、転学部を許可された者（以下「転学部生」という。）単位の認定に関し、必要な事項を定める。

なお、入学前に修得した単位については、転部の時点で「人文社会科学部入学前既修得単位の認定基準に関する取り扱い要項」を準用する。

2. 転学部生が転学部前に本学で取得した専門科目の単位は、申請に基づき、転学部生の属する学科の専門科目の選択科目を履修したものとして、個別に認定することができる。

3. この内規に定める単位の認定は、学科会及び教務委員会の判定に基づき、教授会の議を経て行う。

附 則

1. この内規は平成24年4月1日から施行する。
2. 平成24年3月31日以前の転学部生については、改正後のこの内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 平成24年4月1日の学部名称の変更については、転学部生の相当する履修年度の他の在学学生と同様に適用する。

28 転学科生の既修得単位の認定に関する内規

平成20年2月14日制定

1 この内規は、静岡大学人文社会科学部規則第19条第2項及び第21条及び転学科等に関する内規の規定に基づき、転学科を許可された者（以下「転学科生」という。）が転学科前に他の学科で修得した専門科目の単位の認定に関し、必要な事項を定める。

なお、入学前に修得した単位については、転学科の時点で「人文学部入学前既修得単位の認定基準に関する取り扱い要項」を準用する。

2 転学科生が転学科前に本学で修得した専門科目の単位は、申請に基づき、転学科生の属する学科の専門科目の選択科目を履修したものとして、個別に認

定することができる。

3 この内規に定める単位の認定は、学科会及び教務委員会の判定に基づき、教授会の議を経て行う。

附 則

1. この内規は平成24年4月1日から施行する。
2. 平成24年3月31日以前の転学科生については、改正後のこの内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 平成24年4月1日の学部名称の変更については、転学科生の相当する履修年度の他の在校生と同様に適用する。

29 3年次編入学生の教育課程に関する内規

平成23年9月15日改正

（趣旨）

第1条 この内規は、静岡大学人文社会科学部規則（以下「人文社会科学部規則」という。）第19条第2項の規定に基づき、3年次へ編入学を許可された者（以下「編入学者」という。）の履修方法及び卒業認定等について定める。

（履修方法等）

第2条 編入学者の授業科目、単位及び履修方法等は、人文社会科学部規則に定めるところによるほか、次のとおりとする。

- (1) 編入学者が編入学前に国立大学法人静岡大学学則第44条第1項各号に掲げる他の大学等（以下「他の大学等」という。）で修得した単位のうち、本学部における教養科目の卒業所要単位数分を、本学部における教養科目の履修により修得したものとみなし、認定する。
- (2) 編入学者が編入学前に他の大学等で修得した単位のうち、本学部における自由科目の卒業所要単位数分を、本学部の自由科目の履修により修得したものとみなし、認定する。
- (3) 前2号によるほか、編入学者が編入学前に他の大学等で修得した単位のうち、14単位（法学科にあっては8単位、経済学科にあっては22単位、法学科夜間主にあっては10単位、経済学科夜間主にあっては4単位）を限度とし、編入学者の属する学科の専門科目の選択科目として、個別に認定することができる。
- (4) 経済学科にあっては、前号で定める22単位に、4単位までを、担当教員による書類審査の上、必修科目のミクロ経済学Ⅰ及びマクロ経済学Ⅰの単位を含むことができる。

（卒業認定）

第3条 編入学者の卒業認定において必要な単位は、次のとおりとする。

区 分	卒 業 に 必 要 な 単 位 数	本 学 に お い て 修 得 す べ き 単 位 数
教 養 科 目	人 文 社 会 学 部 規 則 別 表 第 Ⅱ 卒 業 所 要 単 位 数 (15 条 関 係) に よ る	—
専 門 科 目		62～76 (社 会 学 科 ・ 言 語 文 化 学 科) 62～70 (法 学 科) 56～78 (経 済 学 科) 62～72 (法 学 科 夜 間 主) 62～66 (経 済 学 科 夜 間 主)
自 由 科 目		—
計	124	62～76 (社 会 学 科 ・ 言 語 文 化 学 科) 62～70 (法 学 科) 56～78 (経 済 学 科) 62～72 (法 学 科 夜 間 主) 62～66 (経 済 学 科 夜 間 主)

(補則)

第 4 条 教育職員免許状取得を希望するものは人文社会科学部規則第16条に定める科目を履修しなければならない。
ただし、編入学前の大学等で修得した科目のうち、前項に規定する科目を本学で修得したのものとして、申請に基づき個別に認定を行うことができる。

第 5 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が決定する。

附 則

- 1 この内規は、平成16年1月15日から施行し、平成14年4月1日以降編入学生から適用する。
- 2 平成13年度以前に編入学した学生については、改正後の内規の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 経済学科については、第2条第2号にある12単位を10単位と読み替え、同条第3号にある15単位を17単位に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成18年9月14日から施行し、平成19年4月1日以降編入学生から適用する。
- 2 平成18年度以前に編入学した学生については、改正後の内規の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 経済学科については、第2条第2号にある12単位を8単位と読み替え、同条第3号にある15単位を19単位に読み替えるものとする。同条第3号による単位のうち8単位まで、担当教員による書類審査の上、必修科目のマイクロ経済学Ⅰ、マクロ経済学Ⅰ、政治経済学、経済史についても含めることができるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成21年1月15日から施行し、平成21年4月1日以降編入学生から適用する。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行し、平成25年4月1日以降編入学生から適用する。
- 2 平成25年3月31日以前の編入学生については、改正後のこの内規の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第2条第2号については、平成23年度以降編入生から適用する。
- 3 経済学科については、第2条第2号にある12単位を8単位と読み替え、同条第3号にある15単位を19単位に読み替えるものとする。同条第3号による単位のうち4単位まで、担当教員による書類審査の上、必修科目のマイクロ経済学Ⅰ、マクロ経済学Ⅰについても含めることができるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降の編入学者から適用する。

2 平成24年3月31日以前の編入学者については、改正後のこの内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この内規は、平成26年4月1日から施行し、平成27年4月1日以降の編入学者から適用する。

2 平成27年3月31日以前の編入学者については、改正後この内規の規定に関わらず、なお従前の例による。

30 前学期末における卒業（9月卒業）に関する内規

平成20年3月7日制定

平成20年6月12日改正

第1条 この内規は、前学期末における卒業（以下「9月卒業」という。）を希望する者が前学期末において静岡大学人文社会科学部規則第15条に規定する卒業の認定を受けるために必要な事項を定める。

第2条 前学期末（9月末）に卒業に必要な要件を満たしている者は、本内規の定めるところにより9月卒業をすることができる。

第3条 前年度末において未修得の卒業所要単位は、次の各号によって修得することができる。

- (1) 前学期に開講される科目（通年科目及び集中講義形式で開講される科目を除く。）の履修
- (2) 卒業論文を提出し、合格の評価を受ける（9月卒業のための提出、審査等の日程については別に定める。）

第4条 経済学科においては前条の規定に基づき9月卒業を希望する者が前学期において修得した科目のうち、9月卒業に必要な単位として認定できる単位数は、16単位（卒業論文等の単位数を含む。）を超えないものとする。

第5条 この規定に定めるもののほか、9月卒業に関し必要な事項は、静岡大学人文社会科学部教務委員会が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成20年3月7日から施行し、平成10年4月1日以降に入学した学生から適用する。

附 則（平成20年6月12日改正）

この内規は、平成20年4月1日から施行し、平成10年4月1日以降に入学した学生から適用する。

31 静岡大学研究生規程

（昭和33年5月17日制定）

第1条 学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 研究生を志望する者は、所定の願書に、研究事項を記載し、履歴書を添えて、学部長又は附置研究所長を経て、学長に提出しなければならない。

2 研究生を志望する者が、現職教育のため任命権者の命により派遣される教員等であるときは、前項に定める書類のほか、当該任命権者の派遣委託書を提出しなければならない。

第3条 研究生の入学の時期は、学年の初めとする。

ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第4条 研究生の選考は、当該学部又は附置研究所において行う。

第5条 授業料は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とし、在学予定期間に応じ6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。

第6条 研究生を志望する者は、検定料として、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額

を納めなければならない。

第7条 研究生の入学選考に合格した者は、入学料として国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額を納めなければならない。

第7条の2 現職教育のため任命権者の命により派遣される教員等については、前3条の規定にかかわらず、授業料、入学料及び検定料は徴収しない。

第8条 納付した授業料、入学料及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。

第9条 研究生は、途中で退学しようとするときは、その旨を学部長又は附置研究所長に願い出て、学長

の許可を受けなければならない。

第10条 研究生に適しないと認めた者は、教授会の議に基づき、学部長又は附置研究所長の申請により、学長がこれを除籍する。

附 則

この規程は、昭和33年4月1日から実施する。

〈以下、昭和37年5月29日から平成3年7月17日までの改正の附則省略〉

附 則（平成16年4月1日規程）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

32 人文社会科学部研究生に関する内規

昭和42年2月9日制定

- 1 人文社会科学部研究生に関しては、静岡大学研究生規程に定めるもののほか、次の規約に従うものとする。
- 2 本学部における研究生は、その研究事項の指導教員とその専攻課程とも支障ない場合に限り、選考の上入学を許可するものとする。
- 3 本学部における研究生の入学資格は、その研究事項につき大学学部卒業生又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。本学部卒業生以外の場合は、関係ある学科目の選考試験を行うことがある。
- 4 研究生を希望する者は、所定の願書に検定料（国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額）、卒業（見込み）証明書、成績証明書、履歴書、研究計画書を添えて提出するものとする。
- 5 研究期間は、原則としてその年度内で半期若しくは通年とする。
- 6 研究生は、担当教員の許可を得て、関係ある授業

科目を聴講することができる。ただし、単位は取得することができない。

- 7 研究生は、研究期間満了（第5項による研究期間を短縮する場合を含む。）とともに修了を希望する場合、研究成果報告書を研究期間満了の日の1月前までに人文社会科学部学務係へ提出するものとする。ただし、後学期にあっては、研究成果報告書を2月20日正午（当日が土曜日又は日曜日の場合は別に定める）までに提出するものとする。
- 8 研究生の修了認定は、研究期間中の勉学状況及び研究成果報告書の成績を考慮して、教授会がこれを行う。
- 9 他学部の研究生が本学部の授業の聴講を希望する場合は、教授会の承認を得た上で、第6項に準じ聴講を許可するものとする。

附 則（平成16年4月1日改正）

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

33 静岡大学科目等履修生規程

(平成4年3月19日制定)

第1条 国立大学法人静岡大学学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

第3条 科目等履修生を志望する者は、入学願書に検定料及び所定の書類を添えて、学部長を経て学長に提出しなければならない。

第4条 前条の入学志望者については、別に定めるところにより選考を行う。

第5条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第6条 授業料、入学料及び検定料の額は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とする。

2 授業料は、その年度内の履修予定期間に応じ6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。

3 特殊教育内地留学生及び現職教育のため任命権者

の命により派遣された教員等が併せて科目等履修生として入学する場合は授業料を徴収し、入学料及び検定料は徴収しない。

4 受託事業により科目等履修生として受け入れる者の授業料、入学料及び検定料は徴収しないことができる。

[改正・平20年9月4日]

第7条 納付した授業料、入学料及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。

第8条 科目等履修生に適しないと認められた者は、教授会の議に基づき学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年10月18日) 抄

この規則は、平成7年10月18日から施行し、平成7年10月1日から適用する。

附 則 (平成16年4月1日規程)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月4日規程)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

34 人文社会科学部科目等履修生に関する内規

1 人文社会科学部科目等履修生に関しては、静岡大学科目等履修生規程に定めるもののほか、次の規約に従うものとする。

2 本学部における科目等履修生は、その学科に支障がない場合、選考の上入学を許可するものとする。

3 本学部における科目等履修生として入学することのできる者は、静岡大学学則第42条の各号の一に該当する者又は、当該授業科目を履修する学力があると認められた者とする。

4 履修を希望する者は、所定の願書に検定料、履歴書、写真、健康診断書、最終学校の卒業又は修了証明書、成績証明書を添えて提出する。

5 出願の期限は別に定める。

6 履修期間は、原則としてその年度内で半期若しくは通年とする。

7 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け単位を修得することができる。

8 人文社会科学部規則は、科目等履修生にもこれを

準用する。

附 則

この内規は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

35 静岡大学特別聴講学生規程

(昭和49年7月17日制定)

第1条 学則第67条の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 特別聴講学生を志望する者は、所定の願書に授業科目名及び履修期間を記載し、所属する大学又は短期大学の許可書を添えて、学部長を経て学長に提出しなければならない。

第3条 特別聴講学生の入学の時期は、学期の初めとする。

第4条 特別聴講学生の授業料は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額として、在学予定期間に応じ、6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる特別聴講学生の授業料は、徴収しない。

- (1) 国立大学又は国立短期大学の学生
- (2) 大学間相互単位互換協定に基づき、授業料を不徴収とする公立の大学若しくは短期大学又は私立の大学若しくは短期大学の学生
- (3) 大学間交流協定に基づき、授業料等を不徴収とする外国人留学生

2 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

第5条 納付した授業料は、いかなる事情があっても返還しない。

第6条 特別聴講学生は、履修した授業科目につき、

試験を受け、単位を修得するものとする。

附 則

この規程は、昭和49年7月17日から施行する。

附 則 (昭和51年4月21日)

この規程は、昭和51年4月21日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年7月17日)

この規程は、平成3年7月17日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則 (平成4年5月20日)

この規程は、平成4年5月20日から施行する。

附 則 (平成7年6月21日)

この規程は、平成7年6月21日から施行する。

附 則 (平成7年10月18日) 抄

この規則は、平成7年10月18日から施行し、平成7年10月1日から適用する。

附 則 (平成9年3月13日)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日規程)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月2日規程)

この規程は、平成18年10月2日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

36 静岡大学外国人学生規程

(昭和37年12月22日)

改正	昭和40年4月22日	昭和41年11月19日
	昭和53年1月10日	昭和58年5月25日
	平成4年3月19日	平成9年4月16日
		平成16年4月1日規程
	平成21年6月10日規程	平成21年12月2日規程
	平成22年7月21日規程	平成27年3月18日規則第89号
	平成27年10月21日規程第38号	平成28年1月20日規程第84号

第1条 国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）第68条第2項の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 外国人学生とは、日本の国籍を有しない者で、本学に入学を許可された者をいう。

第3条 外国人で、学部学生、研究生、科目等履修生、聴講生又は特別聴講学生として入学を志望する者（以下「入学志望者」という。）があるときは、当該学部教授会（地域創造学環については地域創造学環運営会議）（以下「教授会等」という。）の選考を経て、学長が入学を許可する。

第4条 前条の学部学生、科目等履修生、聴講生又は特別聴講学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 日本において、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第5条 第3条の研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 日本において、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第6条 入学の選考は一般入学志望者と同じ方法で行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに

該当する場合は、特別の選考を行うことができる。

- (1) 第4条第1号又は第5条第1号に該当する者で前項により難い事情があると認めた場合
- (2) その他学長が特に必要と認めた場合

第7条 前条第2項により入学を許可された学部学生については定員外とすることができる。

第8条 入学志望者は、所定の書類に所定の検定料を添え、当該学部長（地域創造学環については地域創造学環長）（以下「学部長等」という。）を経て学長に願出しなければならない。

第9条 本学に編入学及び転入学を志望する者は、第6条から第8条までに規定するところに準じて取り扱うものとするほか、特に本学所定の一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目、専門教育科目等についての学力検査を行い、既に修得した科目単位を換算して、学長は相当年次に入学を許可することができる。

第10条 本学所定の課程を履修し、又は所定の単位を修得したときは、学長は学部長等の認定により学位記、修業証書又は証明書を授与することができる。

第11条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に基づく、国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料はこれを徴収しない。

2 大学間交流協定等に特に定めがある場合又は学長が特に必要と認める場合は、外国人学生の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

第12条 学部長等は、教授会等の意見を聴いて、学長の承認により外国人学生に関する細則を定めることができる。

第13条 学則中学生に関する規定並びに研究生規程、科目等履修生規程、聴講生規程及び特別聴講学生規程は、外国人学生に準用する。

附 則

この規程は、昭和37年12月22日から施行する。

附 則（昭和40年4月22日）

この規則は、昭和40年4月22日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年11月19日）

この規程は、昭和41年11月19日から施行する。

附 則（昭和53年1月10日）

この規則は、昭和53年1月10日から施行する。

附 則（昭和58年5月25日）

この規程は、昭和58年5月25日から施行する。

附 則（平成4年3月19日）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月16日）

この規則は、平成9年4月16日から施行し、平成9

年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規程）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月10日規程）

この規程は、平成21年6月10日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年12月2日規程）

この規程は、平成21年12月2日から施行する。

附 則（平成22年7月21日規程）

この規程は、平成22年7月21日から施行する。

附 則（平成27年3月18日規則第89号）抄

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月21日規程第38号）

この規程は、平成27年10月21日から施行する。

附 則（平成28年1月20日規程第84号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

37 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則

（昭和38年4月1日制定）

改正 平成23年10月12日

目次

第1章 総 則（第1条・第2条）

第2章 授業料の免除（第3条—第6条）

第3章 入学料の免除（第7条—第8条）

第4章 寄宿料の免除（第9条・第10条）

第5章 授業料及び入学料の徴収猶予（第11条—第14条）

第6章 補 則（第15条—第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 授業料、入学料及び寄宿料の免除又は授業料及び入学料の徴収猶予の取扱いについては、本学学則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（適用範囲）

第2条 この規則の適用を受ける者は、学部及び大学院の学生（以下「学生」という。）並びに学部及び大学院に入学する者（聴講生、研究生等として入学する者を除く。以下「入学する者」という。）とする。

第2章 授業料の免除

（経済的理由による場合）

第3条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、本人の申請に基づき、全学学生委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長は授業料を免除することができる。

2 前項に該当した免除を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限以前の指定された期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書（別紙様式(1)）
- (2) 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる学生又は当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の居住地の市町村長の証明書
- (3) その他授業料免除申請書に記載されている事項を証明する書類
 - ア 課税証明書。ただし、必要により経済状況等を証明する書類
 - イ 身体障害者がある場合は、その手帳の写し
 - ウ 長期療養者がある場合は、長期療養を確認できる診断書
 - エ その他必要な書類

3 第1項の授業料免除は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

4 免除の額は、原則として各期分の授業料についてその全額又は半額とする。

5 授業料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可とするまでの間、授業料の徴収を猶予する。

（休学の場合）

第4条 学生が休学を許可された場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割額」という。）に、休学する日の属する月の翌月（休学する日が月の初日にあたる時は、その月）から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。ただし、休学する日が授業料の当該期の納付期限後であり、授業料の徴収を猶予されていない者又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、免除しない。

（死亡、行方不明又は除籍の場合）

第5条 死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

（災害等の場合）

第6条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由発生時期が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、当

該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料を免除することができる。

(1) 授業料の各期ごとの納期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは当該学生の学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

(1) 授業料免除申請書（別紙様式(1)）

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

(3) 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類

(4) 災害を受けた場合は、罹災証明書

3 第1項の授業料免除は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

4 免除の額は、原則として各期分の授業料についてその全額又は半額とする。

5 授業料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可とするまでの間、授業料の徴収を猶予する。

第3章 入学料の免除

（経済的理由による場合）

第7条 本学の大学院に入学する者であって、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、委員会の議を経て、学長は、入学料を免除することができる。

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

(1) 入学料免除申請書（別紙様式(2)）

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類（災害等の場合）

第7条の2 前条第1項に該当する者のほか、大学院に入学する者並びに学部に入学者であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、入学料を免除すること

ができる。

(1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学する者若しくはその学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

(1) 入学料免除申請書（別紙様式(2)）

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

(3) 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類

(4) 災害を受けた場合は、罹災証明書

（免除の額）

第7条の3 入学料の免除の額は、原則として全額又は半額とする。

（死亡又は除籍の場合）

第8条 第13条第1項及び第4項の規定により、入学料の徴収を猶予した期間中に死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 第13条第5項の規定により、入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者若しくは半額免除を許可された者であって、入学料を納付すべき期間中に死亡した場合、又は納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を除いた場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 前項の場合において、授業料又は寄宿料が未納である場合は、その者に係る未納の授業料又は寄宿料の全額を免除することができる。

第4章 寄宿料の免除

（死亡、行方不明又は除籍の場合）

第9条 死亡、行方不明、授業料又は寄宿料の未納を理由として学籍を除いた場合は、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

（災害の場合）

第10条 学生又は当該学生の学資負担者が、風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、災害の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必要と認める期間に納付すべき寄宿料

の全額を免除することができる。ただし、必要と認める期間が翌年度にわたる場合の免除の許可は、年度ごとに分けて行うものとする。

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、次の書類を、その都度学長に提出しなければならない。

(1) 寄宿料免除申請書（別紙様式(3)）

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

(3) 罹災証明書

第5章 授業料及び入学料の徴収猶予

（授業料の徴収猶予）

第11条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、本人（学生が行方不明の場合は学生に代る者）の申請に基づき、委員会の議を経て、学長は授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって、納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 学生又は当該学生の学資負担者が災害を受け、納付困難と認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の許可を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

(1) 授業料徴収猶予申請書（別紙様式(4)）

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

(3) その他必要な書類

3 第1項の授業料の徴収猶予は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。ただし、その期限は当該年度を超えることはできない。

4 第1項の規定により授業料の徴収の猶予を許可している学生に対し、猶予期間満了前に退学することをその願い出により許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

5 授業料の徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、徴収猶予の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予する。

（授業料の月割分納）

第12条 特別の事情があると認められる場合は、第11条第1項に準じ授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、その納期限は毎月末日とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料月割分納申請書（別紙様式(5)）
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) その他必要な書類

3 第1項の月割分納の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期ごとに許可する。

4 授業料の月割分納を許可し又は不許可とするまでの間は、月割分納の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予する。

（入学料の徴収猶予）

第13条 本学に入学する者であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人の申請に基づき、委員会の議を経て、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納期限までに納付が困難であると認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の徴収猶予を受けようとする者は、入学料の納期限までに、次の書類を学長に提出しなければならない。ただし、入学料の免除を申請した者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができるものとする。

- (1) 入学料徴収猶予申請書（別紙様式(6)）
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) その他必要な書類

3 第1項の徴収猶予の期間は、入学後6月以内とし、4月入学者にあつては9月末日まで、10月入学者にあつては3月末日までとする。

4 入学料の免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請をした者に係る入学料の徴収を猶予する。

5 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者（第2項のただし書きにより徴収猶予の申請をした者を除く。）は、その告知をされた日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

（延滞金）

第14条 徴収を猶予した入学料にかかる延滞金は、その全額を免除することができる。

第6章 補則

（許可の取消し）

第15条 授業料及び寄宿料の免除又は授業料の徴収猶予の許可決定後、許可理由が消滅した場合は、その許可を取り消すものとする。

2 入学料の徴収猶予の許可決定後、徴収猶予期間を超えて、納入すべき入学料を納入しない場合は、その許可を取り消すものとする。

（申請書の様式）

第16条 第3条、第6条、第7条、第7条の2、第10条、第11条、第12条及び第13条に規定する別紙様式については、学長が別に定める。

（成績優秀者に対する措置）

第17条 学長は、成績優秀者に対する授業料及び入学料の免除に関する措置について別に定める。

（雑則）

第18条 この規則に定めるもののほか、授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和38年4月1日から施行する。
- 2 授業料免除ならびに減額に関する規程（昭和27年3月制定）は、廃止する。

〈以下、昭和39年4月27日から平成17年3月16日までの改正の附則省略〉

附 則（平成21年3月18日規則）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月12日規則第19号）

この規則は、平成23年10月12日から施行し、平成23

年4月1日から適用する。

38 長期にわたる教育課程の履修に関する規程

(平成16年2月18日規程第398号)

改正 平成18年2月15日規程 平成21年3月18日規程
平成27年3月18日規則第89号 平成28年1月20日規程第81号
平成28年12月21日規程第54号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第37条及び静岡大学大学院規則（昭和39年4月27日制定。以下「規則」という。）第11条の2に規定する長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）について必要な事項を定める。

(申請の資格)

第2条 長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) その他長期履修を必要とする事由があると認められる者

(申請手続等)

第3条 長期履修を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、長期履修の許可を受けようとする学年開始の1か月前まで（入学予定者にあつては、別に定める日）に所属の学部長（地域創造学環については地域創造学環長）又は研究科長を経て学長に提出しなければならない。ただし、卒業又は課程を修了する予定の学年時における申請はできない。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式1）
- (2) 理由書（別紙様式2）
- (3) 履修計画書（履修計画・研究計画）（別紙様式3）
- (4) 在職証明書（在職者のみ）
- (5) その他必要とする書類

(許可)

第4条 長期履修の許可等は、当該教授会（地域創造学環については地域創造学環運営会議）（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、学長が行う。

2 長期履修を許可した場合は、長期履修学生許可書

（別紙様式4）により通知するものとする。

(授業料)

第5条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料は、別に定める。

(長期履修の期間)

第6条 長期履修できる期間は、1年を単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学者のうち、長期履修学生として認められた者については、学則第28条に定める修業年限及び規則第8条に定める標準修業年限の2倍に相当する年数を限度とする。
- (2) 在学途中から長期履修学生として認められた者の長期履修期間は、未修学年数の2倍に相当する年数を限度とする。

(長期履修学生の在学期間)

第7条 学則第4条及び第4条の2に定める学部及び地域創造学環にあつては、長期履修学生の在学期間は、12年を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生になった者は、第6条第2号の長期履修期間に既在学年数及び4年を加えた年数を超えることはできない。

2 規則第4条第1項に定める修士課程及び教育学研究科専門職学位課程にあつては、長期履修学生の在学期間は6年を、博士課程及び法務研究科専門職学位課程にあつては、9年を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生になった者は、第6条第2号の長期履修期間に、修士課程及び教育学研究科専門職学位課程にあつては既在学年数及び2年を、博士課程及び法務研究科専門職学位課程にあつては既在学年数及び3年を加えた年数を超えることはできない。

(在学期間の変更)

第8条 長期履修学生が、在学期間の延長又は短縮を希望する場合は、次の各号に掲げる書類を、許可を受けようとする学年開始の1か月前までに当該教授会等の意見を聴いて、学長に提出しなければならない。ただし、長期履修学生の在学期間の変更は1回限りとし、卒業又は課程を修了する予定の学年時における延長の申し出はできない。

- (1) 長期履修学生在学期間変更願（別紙様式5）
- (2) その他必要とする書類

(履修登録単位数の上限)

第9条 長期履修学生（学部学生に限る。）の授業科目の履修登録単位数の上限は、静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則（平成24年11月21日制定）の定めるところによる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、静岡大学全学教務委員会及び静岡大学大学院教務・入試委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月15日規程）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日規程）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に長期履修学生として認められた者については、この規程による改正後の第6条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月18日規則第89号）抄

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月20日規程第81号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月21日規程第54号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に長期履修学生として認められた者については、この規程による改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

39 人文社会科学部棟管理・使用等要項

平成18年11月9日

(趣 旨)

- 1 人文社会科学部棟（共通教育L棟の管理・使用を含む）の管理・使用等については、関係規則の定めによるほか、この要項による。

(建物出入口の開錠・施錠)

- 2 建物出入口は、特別な場合を除き休日は開錠しない。
- 3 休日以外の日の建物出入口の開錠・施錠時刻は、特別な場合を除き次のとおりとする。
ただし、静岡大学学則第26条に定める春季休業、夏季休業、冬季休業期間中は、17時20分（共通教育L棟は18時00分）に施錠する。

		開 錠	施 錠	備 考
A 棟	玄 関（東扉）	8：00	18：00	タイマーにより作動
	玄 関（西扉・自動扉）	8：30	18：00	
	西側自動扉	8：30	18：00	
	大講義室への通路（1階）	8：30	18：00	
	1階東南出入口	8：30	18：00	
	1階東北出入口	8：30	18：00	

		開錠	施錠	備考
B棟	玄関	8:30	18:00	
	大講義室への通路(2階)	8:30	18:00	
	学生リフレッシュスペース南出入口	8:30	18:00	
	学生リフレッシュスペース北出入口	8:30	18:00	
C棟	玄関(自動扉)	8:00	18:00	タイマーにより作動
大講義室		(使用時のみ開錠)		
共通教育L棟0階玄関・1階玄関・2階通用口		8:30	21:20	夜間主コース授業開講時の土曜日 14:00~18:00
E棟	玄関	8:30	21:20	

(閉棟時間帯の入・退棟)

- 4 A棟玄関(西扉・自動扉)又は共通教育L棟0階玄関が施錠されている時間(以下「閉棟時間帯」という。)の入・退棟者は、A棟玄関(東扉)又はC棟玄関(自動扉)、共通教育L棟0階玄関(自動扉)又はL棟2階通用口を使用し、出入りに際して施錠を確認する。
- 5 閉棟時間帯の入棟は次のとおりとする。

人文社会科学部教職員及び法務研究科起用職員(H17.4.1以降)(以下、「人文社会科学部教職員等」という。) 大学院人文社会科学研究科の学生 大学院法務研究科の学生(H17.4.1以降)	特別の場合を除き制限しない。
人文社会科学部学生	学生委員会又は指導教員の指導による。
上記以外の者	施設、設備の保守・管理その他のため学部長が特に認めた者並びに人文社会科学部教職員若しくは学生委員会又は指導教員の指導に基づく人文社会科学部学生が同行する者を除き入棟を認めない。

(室の使用)

- 6 人文社会科学部教職員等が次の室を使用するときは、事前に学部長の許可を得るものとする。
 - (1) 講義室、演習室を本来の目的以外に使用するとき
 - (2) 大会議室、第1小会議室、第2小会議室、応接室
- 7 人文社会科学部学生の講義室、演習室又は学生談話室の使用については、学生委員会が定める。ただし学生談話室の使用時間は閉棟時間帯以外とする。
- 8 人文社会科学部学生の社会学科・言語文化学科共同研究室の使用については、社会学科・言語文化学科が定める。
- 9 人文社会科学部学生の法経ゼミ連室の使用については、法学科・経済学科が定める。
ただし、使用時間が閉棟時間帯にかかるときは、学生談話室北側出入口から退棟するものとし、この場合、学生談話室の鍵(南側、北側各1個)を事前に教員を通じて借用し、事後速やかに教員を通じて返却する。
- 10 人文社会科学部学生が閉棟時間帯に室を使用し、A棟玄関入構用カードを必要とする場合は、事前に総務係で借用し、事後速やかに返却する。
- 11 人文社会科学部の教職員及び学生以外の使用は、規則等に基づいて学部長が認めたものに限る。
- 12 人文社会科学部教職員が、閉棟時間帯に室を使用するに当たりA棟玄関(西扉)又はB棟玄関の開錠を必要とす

る場合は、当該教職員が下記のように対応する。

- (1) 開錠を守衛に依頼する。
- (2) 室の使用の終了と関係者の退出を確認した後、すみやかに守衛に連絡し、施錠を依頼する。

(その他)

- 13 エレベーターは特別な場合を除き、常時運転する。
- 14 非常口（A棟東側2階～6階、C棟東側1階～4階及び北側1階）は、非常時を除き原則として開扉してはいけない。止むを得ない事情で開扉したときは速やかに閉扉する。
- 15 省エネルギーに心がけ、退棟（退室）時には火気の始末、消灯、窓・扉の施錠を必ず確認する。

附 則

この要項は、平成3年1月10日から施行する。

附 則（平成10年10月1日改正）

この要項は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成17年2月24日改正）

この要項は、平成17年2月24日から施行する。

附 則（平成18年11月9日改正）

この要項は、平成18年11月9日から施行する。

人文社会科学部庁舎管理・使用等要項細目

人文社会科学部学生の社会学科・言語文化学科共同研究室の使用（社会学科・言語文化学科）

1 室の使用

- (1) 学生の使用は、平日18時までとする。ただし、事前に各専攻の教員の許可を得た場合は20時30分まで使用できる。
- (2) 退室時は必ず火気・電灯・戸締まり等点検の上施錠すること。

人文社会科学部学生の人文社会科学部B棟107室及び108室の使用（法学科）

- 1 学生の使用は、平日18時までとする。ただし、特別な場合でこれにより難しい時は顧問教員等に届け出の上許可を得て、20時30分まで使用することができる。

人文社会科学部学生の講義室、演習室、学生談話室の使用（学生委員会）

- 1 学生の使用は、学術研究等の自主的活動を目的とするもので、原則としてB棟2階、3階の講義室等

とし、平日18時までとする。

ただし、事前に学務係へ届け出をした場合は、学生談話室、B301、303を除き、平日20時30分まで使用できる。

- 2 土日曜日における講義室等の使用は、人文E棟及び土曜日授業開講時の共通L棟0階とし、使用する場合は事前に学務係へ届け出るものとする。
- 3 使用する場合は、所定の手続きを使用する日の1ヵ月前から原則として前日（閉棟日は除く）までに、学務係ですること。
- 4 講義室等使用については、以下の注意事項を遵守すること。
 - (1) 講義室等内では、喫煙、飲食をしないこと。
 - (2) 火気に充分気をつけること。
 - (3) 他の講義室等の迷惑になるような騒音を出さないこと。
 - (4) 使用後は、移動した机、椅子等を原状に復し、ゴミを残さないこと。
 - (5) 使用後は、必ず窓を閉め消灯すること。
- 5 以上の事項を守らなかった場合は、以後の使用を

認めないことがある。

人文社会科学部学生の夜間における講義室等の使用(学生委員会)

- 1 金曜日13・14時限目(19時30分～21時00分)において学生は、学術活動等の自主活動を目的とするもので、共通教育L棟、共通教育P棟、人文E棟の講義室等を使用できる。
- 2 土曜日、日曜日の使用は不可。
- 3 1項及び2項以外の人文社会科学部の行事等につ

いては、学生委員会に申請し学部長の判断で許可を得るものとする。

附 則

この細目は、平成3年1月10日から施行する。

附 則(平成10年10月1日改正)

この細目は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成17年2月24日改正)

この細目は、平成17年2月24日から施行する。

附 則(平成18年11月9日改正)

この細目は、平成18年11月9日から施行する。

40 法政資料室利用規程

〈法政資料室〉

- (1) 対象 法学科・経済学科の学部生及び大学院生(以下、これを「本学科の学生」という。)
- (2) 期間 休日(土・日・祝)、春・夏・冬期休暇を除く毎日
- (3) 時間 月曜日～金曜日 9:00～16:30
(但し、12:30～13:30は貸出中止)
- (4) 方法 ①書庫に入室する際には、入室簿に所属と名前を記入すること。
②本室の資料は、閲覧室においての閲覧を原則とする。閲覧後は、所定の場所に、各自で配架する。
③コピーは原則として資料室入口に設置してあるコピー機ですること。
コピー機が込み合っている等、資料室入口のコピー機が使用できないために資料を持ち出す場合は、コピー用貸出簿に記入し、コピー終了後速やかに所定の場所に各自で配架する。

④貸出は認めない。

*判例法令室内の判例集・加除・判例雑誌は、すべて貸出禁止

(付) 研究生・科目等履修生・他学科の学生、等について

①閲覧：特に混雑している場合を除いて許可する。

②コピー：在学証明書または学生証を呈示の上持ち出しを許可する。

その他一般的注意事項

①書庫・閲覧室内での喫煙・飲食は禁止

②貴重品以外のものは、ロッカーに入れて書庫に入ること。

③他の利用者の迷惑にならぬ様、静かに利用すること。

④カウンターの上に、資料室の配置図、所蔵雑誌の目録が置いてあるので、利用して下さい。

41 経済資料室利用規程

- 1 対象者 経済学科・法学科の学生及び大学院生等
- 2 利用時間 休日（土・日・祝）春・夏・冬期
休暇期間を除く毎日
- 3 資料室開室時間 9：00～16：30
但し、①12：30～13：30の間は、
資料室での閲覧のみ可能
②洋書庫、0階書庫、集密書庫は
閉架（終日施錠）
- 4 利用方法
(1) 閲覧：資料が配架されている室内で
閲覧すること。
(2) 鍵の貸与・返却：洋書庫、0階書庫、集密書庫は
閉架書庫である。利用希望者は
4階資料室の係員から学生証と
交換で鍵の貸与を受け、自分で
開錠し責任を持って利用するこ
と。利用後は必ず施錠のうえ、
即刻鍵を返却すること。
(3) コピー：①コピーのために雑誌等を持ち
出す場合は、それぞれの部屋
に備え付けてある貸出簿に必
要事項を記入すること。
(4) 貸出：貸出には指導教員の承諾が必要
である。
希望者は、資料室係員に申し出
て、必要な手続きをとること。
貸出期間は1週間以内とする。
- 5 その他注意事項
(1) 資料室・書庫内での飲食は厳禁。
(2) 他の利用者の迷惑にならないよう、静粛を保つ
こと。また、配架を乱してはならない。
(3) 資料室のカウンターに、資料配置図を置くので、
それを参考に効率的活用を図ること。
(4) 経済学科・法学科以外の学生には、閲覧とコピー
に限り利用を認める。係員に学生証を提示した
うえで利用する。

42 静岡大学大谷地区構内交通規制要項

- (目的)
- 第1 この要項は、本学大谷地区構内（以下「構内」という。）における車両等の交通を規制し、もって構内における交通事故及び騒音の防止を図ることを目的とする。
- (定義)
- 第2 この要項で、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる
- (1) 自動車 自動二輪車を除く自動車をいう。
 - (2) 車両 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。
 - (3) 二輪車 自動二輪車、原動機付自転車及び自転車をいう。
(車両乗り入れ規制区域の設定)
- 第3 構内に、別図1のとおり車両乗り入れ規制区域（以下「規制区域」という。）を設ける。
(規制区域への乗り入れ)
- 第4 規制区域への車両の乗り入れは、次の各号に定

めるものを除くほか、これを禁止する。

- (1) 本学の公用車両
- (2) 本学職員の通勤用の車両で、第5第1項の規定に基づき、本学が規制区域内の駐車場への駐車を許可した車両
- (3) 本学学生（人文社会科学部法学科及び経済学科の夜間主コースの学生を除く。以下同じ。）の通学用の自動車で、第5第2項の規定に基づき、本学が規制区域内の駐車場への駐車を許可した自動車
- (4) 人文社会科学部法学科及び経済学科の夜間主コースの学生の通学用の車両
- (5) 生活協同組合職員及び大学会館に勤務する委託業者従業員の通勤用の車両
- (6) 緊急自動車・バス・タクシー・郵便集配車等の車両
- (7) 生活協同組合及び大学会館関係車両その他本学が特に許可した車両

（規制区域内駐車場への駐車の許可）

第5 本学職員に対する規制区域内の駐車場への駐車の許可は、片道の通勤距離が2km以上である者で通勤手段が車両による届出がされている者のほか、次の各号の一に該当する者のうちから、当該職員の申請に基づき、これを許可する。

- (1) 身体的な理由等の特別の事由がある者
- (2) その他病院への通院等のため日を限って車両で通勤する必要がある者

2 本学学生に対する規制区域内の駐車場への駐車の許可は、次の各号の一に該当する者のうちから、当該学生の申請に基づき、これを許可する。

- (1) 身体的な理由等の特別の事由がある者
- (2) その他病院への通院等のため日を限って自動車で通学する必要がある者

（手続及び許可期間）

第6 第5の規定により駐車の許可を受けようとする者は、所定の様式により、当該職員又は当該学生の属する部局の担当の係に申し出なければならない。

2 第5の規定に該当して駐車の許可を受けている者が、当該許可の申請事由が消滅し、又は変更したときは、第7第1項の規定により交付した駐車許可証を添えて速やかに前項と同様の手続をしなければならない。

3 規制区域内の駐車場への駐車の許可期間は、当該許可の申請事由に応じてその都度定める。ただし、年度を越えることはできない。

4 第4第2号及び第5号の一に該当して規制区域へ乗り入れることができる車両の駐車の許可期間は、前項の規定にかかわらず、許可の日から3年以内の委員会が別に定める基準日までとする。

（駐車許可証の交付）

第7 第4各号の一に該当して規制区域へ乗り入れることができる車両については、その区分に応じた駐車許可証を交付する。ただし、第4第6号に該当する車両については、この限りでない。

2 駐車許可証は、本学が指定する箇所に標示しなければならない。

（構内駐車場及び駐車区分）

第8 構内における駐車場及びその駐車区分を別図1のとおり定める。

2 構内に乗り入れた車両及び自転車は、すべて前項に定める駐車場及びその駐車区分に従って駐車しなければならない。

（二輪車に対する駐車場の指定）

第9 規制区域外の各二輪車用駐車場についても、当該駐車場の駐車可能台数を勘案して、当該利用者に対しそれぞれ駐車場を指定することがある。

（通行に当たっての遵守事項）

第10 構内での通行に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 時速20km以下で走行すること。
- (2) 二輪車の2人乗りをしないこと。
- (3) 自動二輪車及び原動機付自転車の運転に当たっては、ヘルメットをかぶること。
- (4) 構内での移動に当たっては、原則として車両を使用しないこと。
- (5) 駐車場以外の場所及び道路上に駐車しないこと。
- (6) 道路標識及び道路標示に従うこと。

（宿舎及び学生寮の環境保全）

第11 構内の宿舎及び学生寮の周辺については、その環境を保全するため、通勤又は通学のための車両の乗り入れ及び駐車を禁止する。

（違反者に対する措置）

第12 この要項に違反した者があったときは、駐車許

可の取消し、氏名の提示その他必要な措置を講ずることがある。

(補則)

第13 この要項の実施に当たって必要な事項は、静岡県大学大谷地区交通対策委員会が定める。

Ⅲ 人文社会科学部のあゆみ

静岡大学の創立 静岡大学が戦後の学制改革にもとづく新制大学の一つとして設立されたのは1949（昭和24）年6月1日であった。基盤となったのは旧制静岡高等学校、浜松工業専門学校、静岡第一師範学校、静岡第二師範学校（浜松市）、静岡青年師範学校（島田市）の5校であり、大学学部構成は文理・工・教育の3学部であった。その後1951（昭和26）年3月には、県立農科大学（磐田市）が国立に移管されて農学部となり、また1953（昭和28）年8月には、工業短期大学部（浜松市）、1955（昭和30）年7月には、法経短期大学部が併設されて、静岡大学は4学部、2短期大学部を有する総合大学に発展した。

旧制静岡高等学校 文理学部の母体は、旧制の静岡高等学校である。この旧制静岡高等学校は1922（大正11）年8月24日、官立の第22番目の高等学校として、当時の静岡市北郊安東村（現在の静岡市大岩本町29番1号）に静岡市の寄付した2万坪の土地を敷地として設立されたものである。以来同校は、大学昇格に伴う廃校に至るまで、26回、4,500余名の卒業生（26回は1年にて修了）を世に送った。

文理学部の組織 文理学部は旧制静岡高等学校の有形無形の伝統を受けついで設立され、人文学部100名、理科甲類60名、同乙類40名の学制定員で発足した。人文学部は哲学、史学、国文学、英文学、独文学、法政治学、経済学の8専攻、理科甲類は数学、物理学、化学、生物学、地学の5専攻のほか、医学進学課程（20名）を含み、同乙類は工学部に進む学生の課程であった。医学進学課程は1953（昭和28）年4月に廃止され、その定員20名は理科専攻課程に繰入れられた。又、乙類は1959（昭和34）年4月に廃止された。

1955（昭和30）年人文学部は、8専攻のうち初めの6専攻を文学部、残りの2専攻を法経学科へ改組し、1957（昭和32）年4月から志望別に入学させることになった。1958（昭和33）年4月人文学部の学生定員が10名減の90名となった。

文理学部の改組 文理学部はこのように多くの専攻課程を擁して広範な研究と教育活動を行ってきたが、文理学部の組織と設備とは、それぞれの専門的学術の研究教育には不十分であり、地域社会の要望に応えるためには、是非ともこれを発展的に改組して、新しい学部編成しなおす必要があった。そこで数年をかけて文理学部改組の運動がつつけられた結果、1965（昭和40）年4月をもって、これを人文学部と理工学部に改組し、別に前期2年の教養課程教育のため教養部を設置することになったのである。

この間、文理学部は着々と教育の成果をあげ、1968（昭和43）年までに16回、約2,100名の卒業生を世に送ったのである。

人文学部の組織と大谷移転 人文学部は、発足当初、人文学部（哲学、日本史学、外国史学、国文学、英文学、独文学、仏文学の7専攻）60名、法経学科（法学、経済学の2専攻）100名であったが、その後学生定員は、しだいに増加し、それとともに教育研究体制も改善されてきた。

大学の片山（大谷）地区への移転にともない、人文学部の建物（現在の共通L棟）は1968（昭和43）年6月に完成、学部移転はその年の夏に行われ、9月より開講した。その後1981（昭和56）年4月に大谷キャンパス高台に鉄筋コンクリート6階の現校舎が竣工し、移転開講した。

専攻科の設置 1971（昭和46）年4月、人文学専攻科が設置された。

法経学科の改組 1978（昭和53）年4月、法経学科（法学専攻、経済学専攻）を改組して法学科及び経済学専攻とし、学生定員は各々110名となった。学士号は法経学科の社会科学士から、改組に伴い法学科の法学士、経済学科の経済学士に変更された。

1982（昭和57）年4月に経済学科に経済理論、財政金融の2大学科目が設置され、定員が130名となった。

1987（昭和62）年4月、経済学科の入学定員は142名（臨時増募12名を含む）、法学科の入学定員は140名（臨時増募30名を含む）となった。1992（平成4）年4月、経済学科の入学定員は157名（臨時増募12名を含む）となった。

1993（平成5）年4月に2大学科目が増設され、経済理論、財政金融、比較政策、経営情報の4大学科目となった。

人文学部の構成 1979（昭和54）年4月、人文学部に履修上の区分として系を置き、各系に、履修コースを設けた。これに伴い従来の哲学（心理学を含む）、日本史学（考古学）、東洋史学、西洋史学、国文学（中国文学を含む）、英文学、独文学、仏文学の8専攻はそれぞれ「哲学系」哲学・心理学、「史学系」日本史学・考古学、東洋史学、西洋史学、「文学系」国文学（中国文学を含む）、英米文学、独文学、仏文学の3

系列8履修コースとなった。

1982（昭57）年4月、社会学科の新設に伴い、人文学科の学生定員が80名となり、履修コースは日本史学（日本考古学を含む）、東洋史学、西洋史学、国文学（中国文学を含む）、英米文学、独文学、仏文学の7コースとなった。

1987（昭62）年4月、人文学科の入学定員は100名（臨時増募20名を含む）となった。

なお、1990（平2）年4月より国文学（中国文学を含む）コースが、日本文学コースと中国文学コースに分かれ8コースとなった。

1991（平3）年4月、人文学科の入学定員は、115名（臨時増募20名を含む）となり、比較言語文化コースが新しく設けられ9履修コースとなった。

社会学科の新設 1982（昭57）年4月、社会思想、社会学、人類考古学の3大学科目で構成する定員40名の社会学科が新設された。なお、1987（昭62）年4月より入学定員は50名（臨時増募10名を含む）となった。

1991（平3）年4月より入学定員は65名（臨時増募10名を含む）となった。

社会学科の改組 1992（平4）年4月、社会学科には、人間学、社会学、文化人類学、歴史学の4大学科目が設置された。学生定員は、95名（臨時増募20名を含む）となった。

法学科の改組 1988（昭63）年4月、法学科が改組され、公法、民事法、社会法、法政理論の4大学科目となった。入学定員は140名（臨時増募30名を含む）となった。

言語文化学科の構成 1992（平4）年4月、人文学科の史学系を社会学科に移し、文学系を言語文化学科に改組した。履修コースは、日本・アジア言語文化コース、欧米言語文化コース、比較言語文化コースの3コースを設けた。学生定員は85名（臨時増募10名を含む）となった。

大学院法学研究科の設置 1991（平3）年4月、修士課程大学院としての法学研究科（政策・経営法務専攻 入学定員6名）が設置された。

法学科及び経済学科夜間主コースの設置 1995（平7）年10月、法学科及び経済学科に夜間主コース（入学定員各40名）が設置された。

大学院人文社会科学研究科の設置 1997（平9）年4月、大学院法学研究科及び人文学専攻科を廃止して、人文学部の4学科全体の修士課程大学院として人文社会科学研究科（比較地域文化専攻 入学定員12名・法律経済専攻17名）が設置された。

こころの相談室の設置 2000（平成12）年5月、静岡大学の教育研究の施設として設置された。一般の方々を対象に子供の問題、心の問題、対人関係の問題について人文学部教員（臨床心理学専門）及び教育学部教員（臨床心理学、発達心理学専門）が対応する。

大学院人文社会科学研究科臨床人間科学専攻の設置 2003（平成15）年4月、大学院人文社会科学研究科比較地域文化専攻を改組して、新たに臨床人間科学専攻（入学定員11名）を設け、併せて比較地域文化専攻（入学定員10名）の研究指導分野の改組を行った。

法科大学院の設置に伴う法学科および大学院人文社会科学研究科の改組

2005（平成17）年4月、大学院法務研究科（法科大学院）の設置に伴い、法学科の入学定員は昼80名、夜間主コース30名となり、大学院人文社会科学研究科法律経済専攻を改組して経済専攻（入学定員10名）とした。

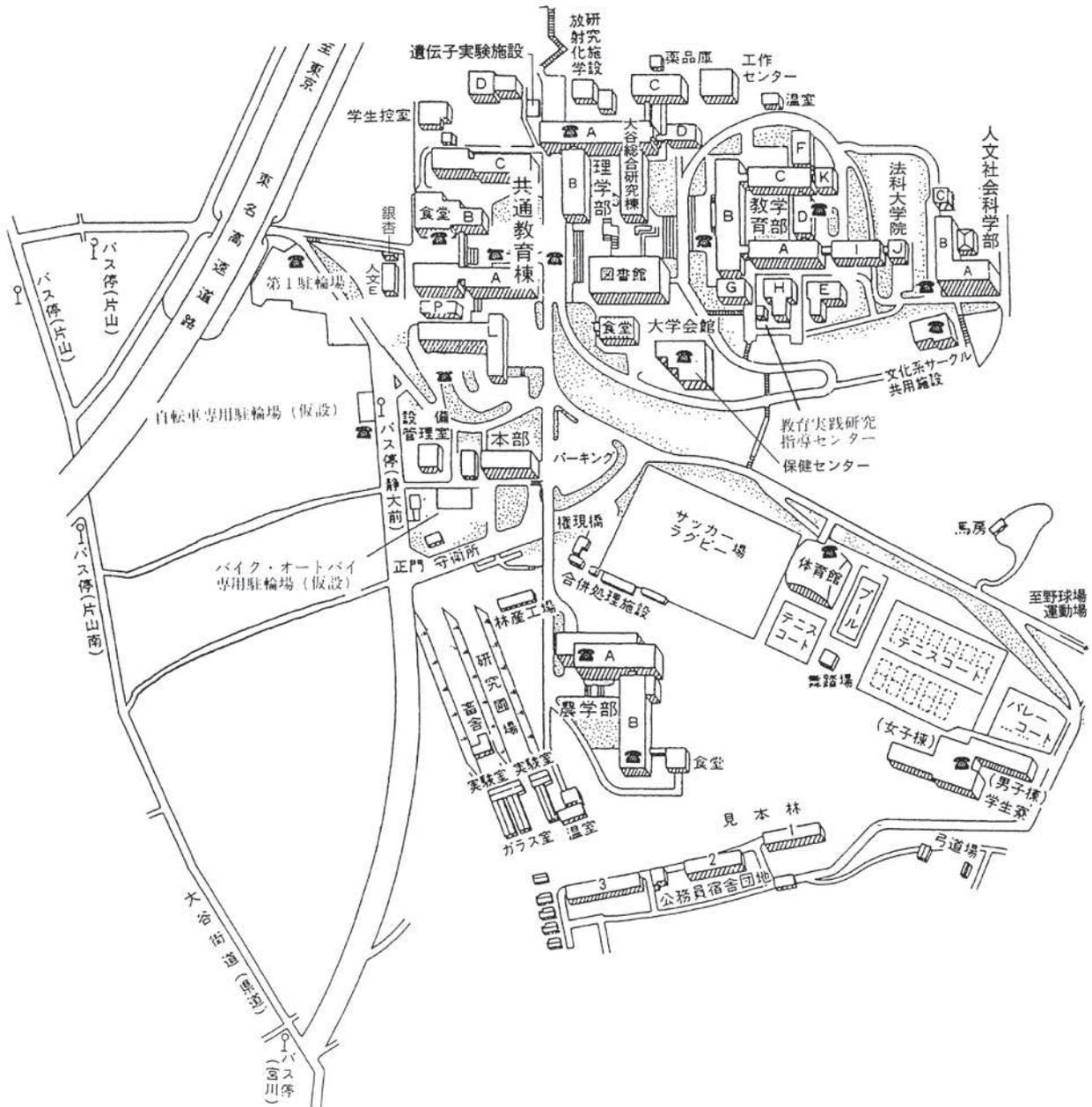
IV 付 録

- 1 静岡地区建物配置図（静岡キャンパス）
- 2 人文社会科学部 A、B、C棟 平面図
- 3 共通教育 A、B、L、P棟、
人文社会科学部 E棟 平面図
法科大学院棟

静岡地区建物配置図（静岡キャンパス）

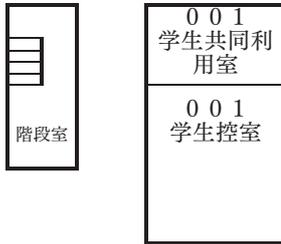
静岡大学静岡地区（静岡キャンパス）
 〒422-8529 静岡市駿河区大谷 8 3 6

人文社会科学部	附属図書館
教育学部	本部
理学部	保健センター
農学部	

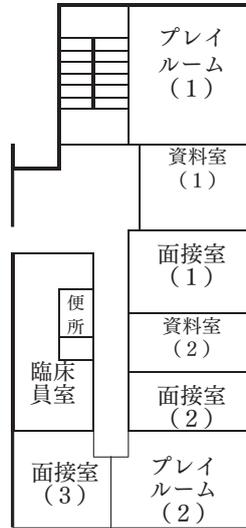


共通教育L棟校舎平面図

G階



1階【こころの相談室】



人文社会科学部E棟校舎平面図

1階

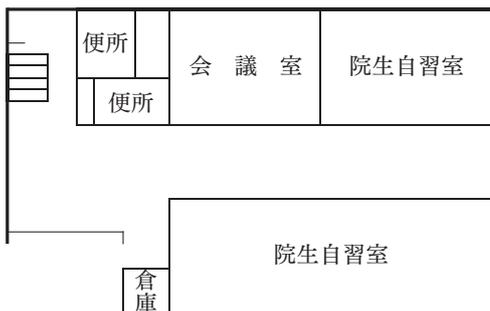


2階



法科大学院棟校舎平面図

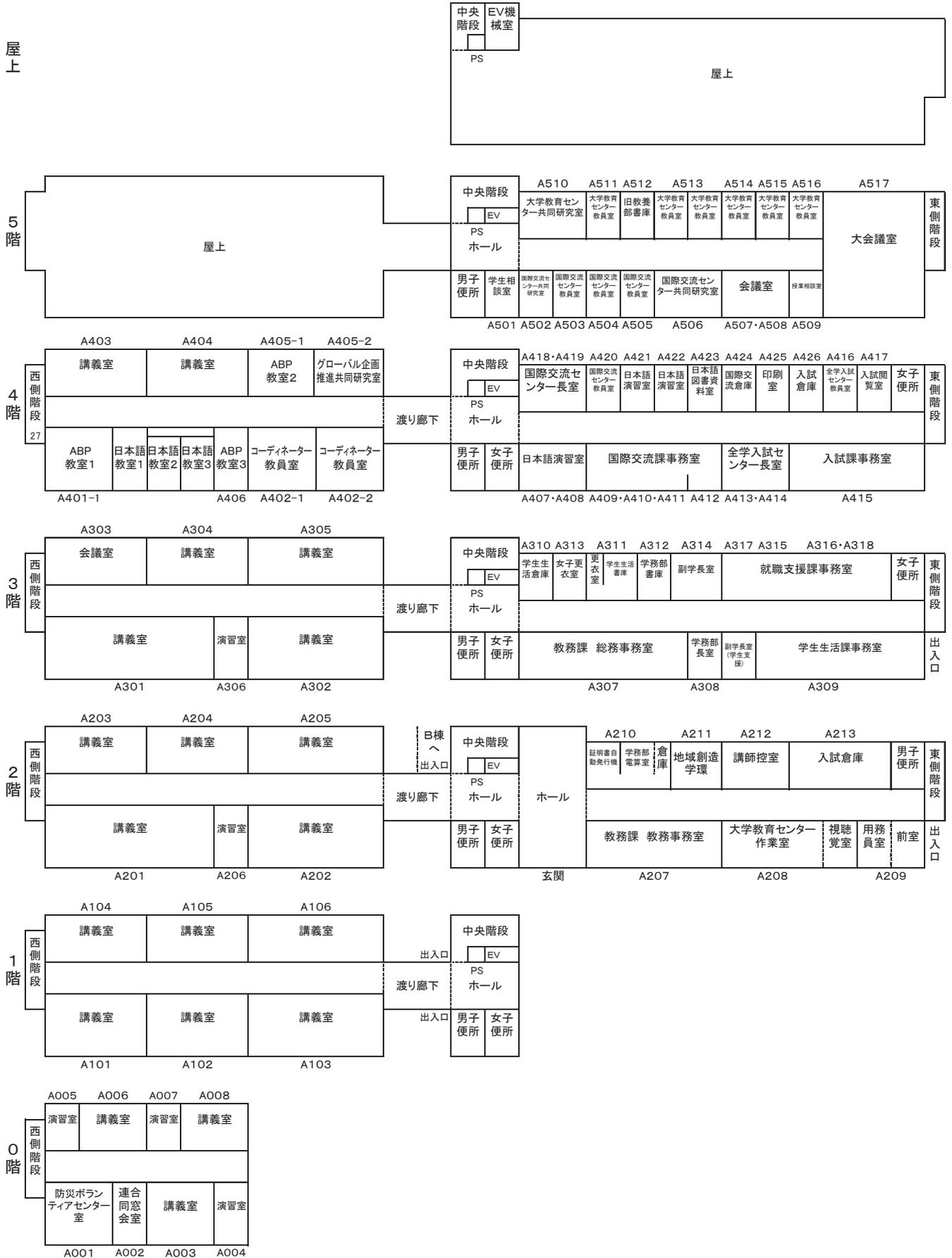
1階



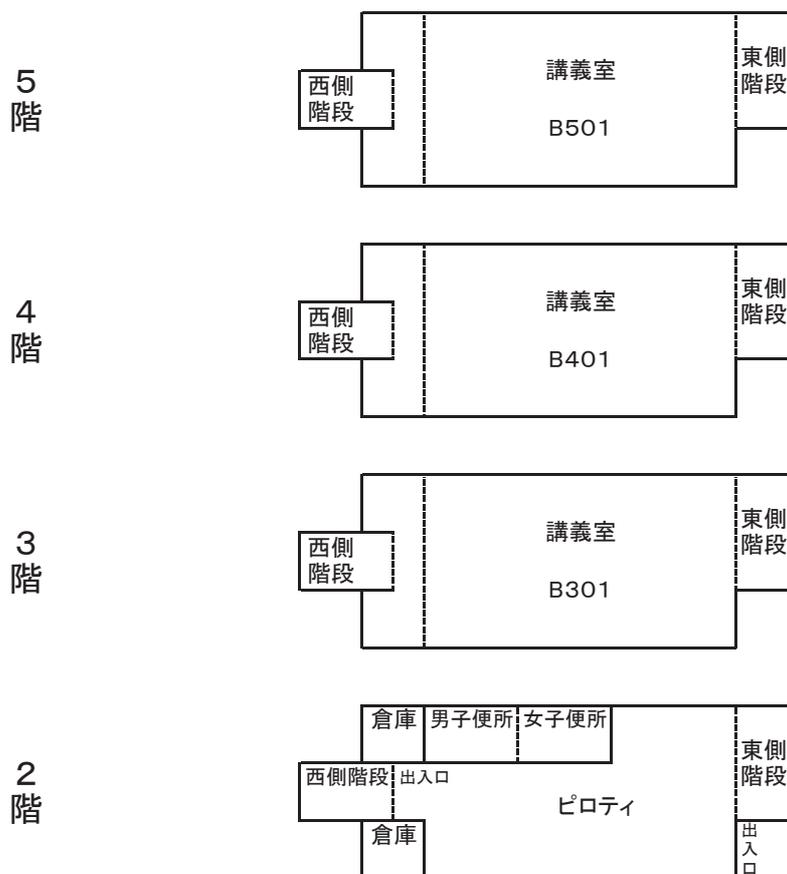
2階



共通教育 A 棟 平面図



共通教育 B 棟 平面図



共通教育 P 棟 平面図

